

Ⅲ. インフラ資産について

1. 県土整備部道路管理課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 業務

道路管理課では、道路管理業務、道路維持業務、道路防災業務を行っている。

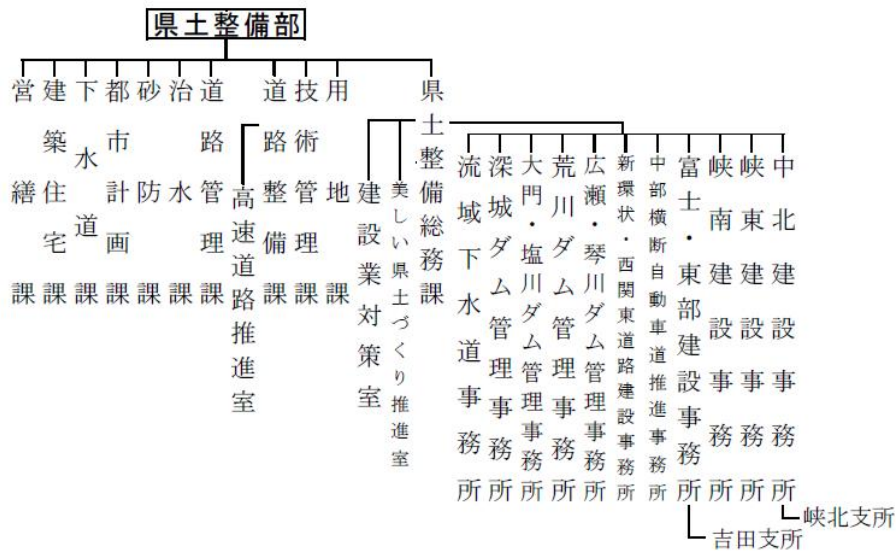
道路管理業務には、路線の認定・廃止等、道路の区域決定、変更・供用開始、道路清掃及び道路パトロール、通行制限・異常気象・雪氷対策、道路管理瑕疵、「道の相談室」などが含まれる。

道路維持業務には、道路清掃及び道路パトロール、道路舗装の維持補修、交通対策道路事業、交通安全施設等整備事業、電線類地中化事業、歩道のユニバーサルデザインなどが含まれる。

道路防災業務には、通行制限・異常気象・雪氷対策、道路災害防除事業、橋梁の維持補修、災害復旧（道路・橋梁）工事などが含まれる。

② 組織

平成 25 年 8 月 5 日現在の県土整備部の組織は以下の通りとなっている。各地域の建設事務所が総務課所管にて設置されている。



(出典：平成 25 年度山梨県機構図)

③ 管理資産

道路、橋梁、トンネルが、道路管理課の管理する主な県有財産である。

④ 県の道路状況

山梨県の道路概況は、表Ⅲ－１の通りである。

表Ⅲ－１ 山梨県の道路概況（単位：km、％）

道路種別	路線数	実延長	改良済		舗装済		橋梁		トンネル		
			延長	率	延長	率	個数	延長	個数	延長	
一般国道	指定区間	(4)	258.1	258.1	100.0	258.1	100.0	195	12.1	12	7.0
	指定区間外	(9)	353.8	314.0	88.8	353.8	100.0	420	18.5	40	19.9
	計	12	611.9	572.1	93.5	611.9	100.0	615	30.6	52	26.9
県道	主要地方道	34	636.5	558.4	87.7	636.5	100.0	682	24.9	64	12.7
	一般県道	137	863.3	607.8	70.4	797.4	92.4	682	16.8	25	7.5
	計	171	1,499.8	1,166.2	77.8	1,433.9	95.6	1,364	41.7	89	20.2
国県道合計	183	2,111.7	1,738.3	82.3	2,045.8	96.9	1,979	72.3	141	47.1	
市町村道	25,372	8,978.4	5,313.6	59.2	7,453.7	83.0	5,736	69.1	36	7.0	
一般道路合計	25,555	11,090.1	7,051.9	63.6	9,499.5	85.7	7,715	141.4	177	54.1	
高速自動車国道	3	139.1	139.1	100.0	139.1	100.0	中央自動車道 西宮線 L=100.3km、富士吉田線 L=44.6km (西宮線と富士吉田線は県内で21.8km重複している)				
東富士五湖道路	1	13.8	13.8	100.0	13.8	100.0	中部横断自動車道 L=16.0km				

改良済欄は車道 5.5m 未満も含む。舗装済欄は簡易舗装を含む

橋梁は延長 2.0m 以上のもの

国道 139 号には指定区間と指定区間外がある（国道の路線数に注意のこと）

一般国道（指定区間）には、東富士五湖道路を含まない。

一般国道（指定区間外）、県道には有料道路を含む。

市町村道は独立専用自歩道を含まない。

（出典：道路現況表 平成 24 年 4 月 1 日現在）

⑤ 管理台帳の概要

(ア) 道路台帳

道路台帳は、路線ごとに作成されている。道路台帳は、路線の起終点や道路延長、幅員、面積等を記載した調書と附図から構成されている。調書は、表Ⅲ-2のような形式であり、道路幅などの数値的なデータは記載されているものの、工事費等の金額情報は記載されていない。また、道路法に定められていないこともあり、補修工事の過去の履歴も記載されていない。

表Ⅲ-2 道路台帳調書のサンプル

道路台帳																																																																												
平成25年4月3日																																																																												
山梨県																																																																												
路線番号(指定) 440.3.29																																																																												
起終点 富士山頂上(山頂上) 富士山頂上(山頂上) 富士山頂上(山頂上)																																																																												
全長 157																																																																												
区別 157号																																																																												
道路種別 国道																																																																												
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">延長</th> <th colspan="2">面積</th> <th colspan="2">トンネル</th> <th colspan="2">橋</th> <th colspan="2">地下</th> <th colspan="2">トンネル</th> <th colspan="2">トンネル</th> <th colspan="2">トンネル</th> </tr> <tr> <td>延長</td><td>面積</td><td>延長</td><td>面積</td><td>延長</td><td>面積</td><td>延長</td><td>面積</td><td>延長</td><td>面積</td><td>延長</td><td>面積</td><td>延長</td><td>面積</td><td>延長</td><td>面積</td> </tr> <tr> <td>31,992</td><td>1,400</td><td>0</td><td>30,592</td><td>30,592</td><td>428,607</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>25,828</td><td>396,945</td><td>6</td><td>4,176</td><td>55,327</td><td></td> </tr> </table>															延長		面積		トンネル		橋		地下		トンネル		トンネル		トンネル		延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	31,992	1,400	0	30,592	30,592	428,607	0	0	0	0	25,828	396,945	6	4,176	55,327															
延長		面積		トンネル		橋		地下		トンネル		トンネル		トンネル																																																														
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積																																																													
31,992	1,400	0	30,592	30,592	428,607	0	0	0	0	25,828	396,945	6	4,176	55,327																																																														
<table border="1"> <tr> <th colspan="15">延長の種別別内訳</th> </tr> <tr> <th colspan="5">歩道</th> <th colspan="5">車道</th> <th colspan="5">その他</th> </tr> <tr> <th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th> </tr> <tr> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>23</td><td>588</td><td>6,435</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>23</td><td>588</td><td>6,435</td><td>0</td><td>0</td><td></td> </tr> </table>															延長の種別別内訳															歩道					車道					その他					延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	0	0	0	0	23	588	6,435	0	0	0	23	588	6,435	0	0	
延長の種別別内訳																																																																												
歩道					車道					その他																																																																		
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積																																																													
0	0	0	0	23	588	6,435	0	0	0	23	588	6,435	0	0																																																														
<table border="1"> <tr> <th colspan="15">延長の種別構成別内訳</th> </tr> <tr> <th colspan="5">歩道</th> <th colspan="5">車道</th> <th colspan="5">その他</th> </tr> <tr> <th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th> </tr> <tr> <td>1,935</td><td>48,208</td><td>30,592</td><td>428,607</td><td>20,595</td><td>1,942</td><td>3,044</td><td>27,470</td><td>428,607</td><td>353,221</td><td>288,607</td><td>75,386</td><td>43,770</td><td>31,617</td><td>12,665</td><td>59,949</td> </tr> </table>															延長の種別構成別内訳															歩道					車道					その他					延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	1,935	48,208	30,592	428,607	20,595	1,942	3,044	27,470	428,607	353,221	288,607	75,386	43,770	31,617	12,665	59,949
延長の種別構成別内訳																																																																												
歩道					車道					その他																																																																		
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積																																																													
1,935	48,208	30,592	428,607	20,595	1,942	3,044	27,470	428,607	353,221	288,607	75,386	43,770	31,617	12,665	59,949																																																													
<table border="1"> <tr> <th colspan="15">延長の車道種別別内訳</th> </tr> <tr> <th colspan="5">1.5m以上</th> <th colspan="5">1.5m以下</th> <th colspan="5">その他</th> </tr> <tr> <th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th> </tr> <tr> <td>382</td><td>15,252</td><td>3,118</td><td>72,207</td><td>11,647</td><td>187,583</td><td>1,812</td><td>21,945</td><td>12,878</td><td>124,500</td><td>62</td><td>6,513</td><td>82</td><td>3,707</td><td>30,592</td><td>428,607</td> </tr> </table>															延長の車道種別別内訳															1.5m以上					1.5m以下					その他					延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	382	15,252	3,118	72,207	11,647	187,583	1,812	21,945	12,878	124,500	62	6,513	82	3,707	30,592	428,607
延長の車道種別別内訳																																																																												
1.5m以上					1.5m以下					その他																																																																		
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積																																																													
382	15,252	3,118	72,207	11,647	187,583	1,812	21,945	12,878	124,500	62	6,513	82	3,707	30,592	428,607																																																													
<table border="1"> <tr> <th colspan="15">延長の車道種別構成別内訳</th> </tr> <tr> <th colspan="5">1.5m以上</th> <th colspan="5">1.5m以下</th> <th colspan="5">その他</th> </tr> <tr> <th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th> </tr> <tr> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>627,678</td><td></td> </tr> </table>															延長の車道種別構成別内訳															1.5m以上					1.5m以下					その他					延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	627,678	
延長の車道種別構成別内訳																																																																												
1.5m以上					1.5m以下					その他																																																																		
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積																																																													
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	627,678																																																														
<table border="1"> <tr> <th colspan="15">延長の歩道種別別内訳</th> </tr> <tr> <th colspan="5">歩道</th> <th colspan="5">その他</th> <th colspan="5">その他</th> </tr> <tr> <th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th> </tr> <tr> <td>30,592</td><td>0</td><td>11,675</td><td>18,919</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td> </tr> </table>															延長の歩道種別別内訳															歩道					その他					その他					延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	30,592	0	11,675	18,919	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	4	4
延長の歩道種別別内訳																																																																												
歩道					その他					その他																																																																		
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積																																																													
30,592	0	11,675	18,919	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	4	4																																																													
<table border="1"> <tr> <th colspan="15">延長のトンネル種別別内訳</th> </tr> <tr> <th colspan="5">トンネル</th> <th colspan="5">トンネル</th> <th colspan="5">トンネル</th> </tr> <tr> <th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th><th>延長</th><th>面積</th> </tr> <tr> <td>3.9</td><td></td><td></td><td>30.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>															延長のトンネル種別別内訳															トンネル					トンネル					トンネル					延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	3.9			30.0												
延長のトンネル種別別内訳																																																																												
トンネル					トンネル					トンネル																																																																		
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積																																																													
3.9			30.0																																																																									

(出典：「道路台帳調書」抜粋)

道路台帳附図は、路線ごとに現地を測量して作成された図面であり、延長約150m～200mにつき1枚で作成されている。

図III-4 橋梁諸元（橋梁台帳）のサンプル

橋梁諸元(その1) : 基本諸元 (橋式-1-1)

【橋梁概要】										【橋梁諸元】										【橋梁台帳】									
橋梁番号	01420420	種別	橋	橋梁名(カナ)	セシユウバシ	建設事務所	福岡建設	台帳改訂	00	台帳更新日	2012/10/1																		
所在地	福岡県	種別	橋	橋梁名	セシユウバシ	所在地	(市) 西戸代郡吉川三津地区	台帳改訂	00	台帳更新日	2012/10/1																		
資料・橋料	一般(無料)規	バス路線	*	通行制限	通行制限なし	設計速度	km/h	交通量	14,385 (日/24h)	交通量	1,802 (日/24h)	交通量	2,433 (日/24h)	橋梁高	1.38 m														
嵐害補強	1次ネットワーク	浸透防	*	道路規格	**	歩道区分	*	橋脚区分	*																				
【基本構造】										【橋脚部】																			
架設年(架設)	1988	柱脚数(架脚)	3 (柱脚)	主な橋梁形式	3径間連続橋脚橋	No	占用種別	普通・暫供・多車・集積・風流	質量(kg/m)	占用者名	申請日	許可日	備考																
全長	1401/00	設計活荷重	20	最小径半徑	歩道マウントアップ高さ	S001	通電線	0.03kV/m	電力線																				
橋長(m)	66.000 m	橋角(橋角)	79	支脚(支脚間)	上り																								
最大支脚長(m)	28.700 m	橋角(橋角)	69	近地地盤調査	なし	下り	0.00 m																						
【橋脚構造】										【橋脚台帳】																			
全長(m)	11.000	有効橋長(m)	10.200	地盤係	2.600	歩道幅	0.750	車道幅	3.600	中央帯幅	0.900	草道幅	2.800	路肩幅	0.750	歩道幅	0.900	地盤係	0.600	橋脚部	道路幅	800.00	地盤高 (m)	上り別	下り別				
【上部工】										【橋脚部】																			
番号	記号	構造物名	適用示方書	桁長 (m)	形式	区分①	区分②	区分③	主材料	番号	記号	構造物名	主材料	【事業情報】															
21	Mg	主橋	昭和56年7月道路橋示方書Ⅱ編	65.50	鋼橋	連続橋	鋼桁 (PC床版)	多支桁	鋼系	41	0a	床版	鋼系	設計者	橋脚部	橋脚部	橋脚部	橋脚部	橋脚部	橋脚部	橋脚部	橋脚部	橋脚部	橋脚部	橋脚部				
【下部工】										【橋脚部】																			
番号	記号	構造物名	適用示方書	基礎形式	地盤種類	形式	区分①	区分②	区分③	主材料	番号	記号	構造物名	主材料	【位置情報】														
11	A1	橋台	昭和59年道路橋示方書Ⅱ編	逆T式橋台	固結基礎	*	鋼製ジョイント	-	0	2F	06	-	-	-	2F	06	【橋脚部】												
12	P1	橋脚	昭和56年道路橋示方書Ⅱ編	柱脚部(柱心付)	鋼管杭基礎	*	*	0	0	2F	00	-	-	-	2F	00	【橋脚部】												
13	P2	橋脚	昭和56年道路橋示方書Ⅱ編	柱脚部(柱心付)	鋼管杭基礎	*	*	0	0	2F	00	-	-	-	2F	00	【橋脚部】												
14	A2	橋台	昭和56年道路橋示方書Ⅱ編	逆T式橋台	鋼管杭基礎	*	鋼製ジョイント	0	-	2F	00	-	-	-	2F	00	【橋脚部】												
【材料】										【その他諸元】																			
番号	記号	構造物名	種類	防食	No	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格					
51	Pln	鋼橋	鋼橋	防食	No	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格					
【添付】										【付加情報】																			
番号	記号	構造物名	添付区分	上巻	中巻	下巻	備考																						
61	Pt			11	11	*	1) 12/10/07 補修-補強工事-工事費 2) 10/06/27 架設-北水-セクター風流 3) 09/06/28 架設-架設-架設-架設-架設 4) 08/08/01 架設-架設-架設-架設-架設																						

(出典:「橋梁諸元」抜粋)

(ウ) トンネル台帳

トンネル台帳は、図III-5 に示す形式で整備されている。トンネル台帳には、トンネル延長、道路幅、土質などのトンネルの仕様に関する情報が記載されているほか、総工事費（金額情報）も記載されている。また、補修工事・補強工事に関しては、工事の内容等が記載されている。

3年間分が保管されている。

業務委託によるパトロールは、県内の6管区それぞれ、維持管理業務受託会社を選定し、管区ごとに業務委託している。パトロールは、パトロールカー又はこれに準じる車両を使用し、原則として車中から視認できる範囲で行っている。業務受託会社は、パトロール計画書、パトロール実施結果報告書を作成し、建設事務所所長に提出する。

なお、維持管理業務の契約は、複数年契約ではなく、全て単年度契約として締結されている。これは、県内業者の受注機会の拡大を優先しているためとのことである。

(イ) 橋梁

山梨県では、「山梨県橋梁点検要領」に基づいて、橋梁の日常点検、定期点検、臨時点検を実施している。

日常点検には、道路パトロールによる路面点検、桁下からの目視点検がある。路面点検は、県職員もしくは外部委託先により、毎月2回から5回、実施されている。また、桁下からの目視点検は、県職員もしくは外部委託先により、年1回、実施されている。

定期点検は、外部専門家への委託により、供用開始後2年以内に初回点検が行われ、それ以降は、橋梁形式は5年に1度、BOX形式は10年に1度、実施されている。

臨時点検は、地震、台風、集中豪雨等による災害や大きな事故が発生した場合に行われており、県職員または外部委託先により実施されている。

点検結果は点検調書に記録されデータベース化されている。

表Ⅲ-6 県管理の高速道路架道橋一覧及び点検状況

事務所	路線名	橋梁名	架設年次	点検	緊急対応の必要性
富東	吉野上野原停車場線	諏訪橋	昭和43年	平成19年度	無
富東	四日市場上野原線	鳥居ノ前第一橋	昭和43年	平成19年度	無
富東	大月上野原線	矢坪橋	平成11年	平成19年度	無
富東	国道139号	西山歩道橋	平成14年	平成20年度	無
富東	国道139号	西山橋	昭和43年	平成20年度	無
富東	桑西下真木線	小佐野橋	昭和52年	平成24年度	無
峡東	市之蔵山梨線	北堀橋	昭和54年	平成20年度	無
中北	甲府韮崎線	関谷橋	平成12年	平成22年度	無
峡北	韮崎昇仙峡線	権現橋	昭和51年	平成24年度	無
峡北	小荒間長坂停車場線	米山橋	昭和50年	平成24年度	無

(出典：道路管理課から提供「山梨県管理の高速道路架道橋の点検状況」)

(ウ) トンネル

山梨県では、トンネルの点検として、日常点検と定期点検を行っている。日常点検は「山梨県道路パトロール実施要領」に基づいて実施されており、定期点検は「山梨県道路トンネル点検計画・要領」に基づき実施されている。

定期点検は、外部専門家による点検であり、初回は供用開始後2年以内に、2回目以降の定期点検は判定結果に基づき2年に1回もしくは5年に1回程度実施されている。

点検結果に基づいて点検票が作成され、その内容はトンネル台帳に登録されている。

⑦ 維持管理計画

(ア) 舗装

舗装に関しては、長寿命化計画は策定していない。パトロール等により損傷箇所を発見し、補修するという対症的な対応をしている。

(イ) 橋梁

橋梁に関しては、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」（最終改正平成22年9月）を策定しており、県の重点施策の一つとされている。「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に記載されている1,798橋のうち、緊急時の必要性などから優先順位を付け、963橋については「予防保全型管理」橋梁として計画的に対応していくことが予定されている。

現状においては、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づく橋梁の修繕に要する支出に関しては、必要な予算が確保されている。また「山梨県橋梁長寿命化実施計画」は5年毎に見直し予定である。

(ウ) トンネル

平成25年4月から県管理の130箇所のトンネルにおいて総点検に着手し、結果とりまとめを含めて平成25年9月末までに完了している。現在は長寿命化計画はないものの、平成26年3月までに維持管理計画を策定する予定である。

⑧ 有効活用

道路管理課が所管する公有財産のうち、県道韮崎南アルプス中央線（新山梨環状道路南部区間）で2箇所、国道411号城東大橋下1箇所を、駐車場として山梨県道路公社へ賃貸している。賃貸料（占用料）の算出は、山梨県道路施行条例、山梨県道路占用料減免要綱に基づき決定している。

⑨ 予算編成

道路管理課では、公有財産の修繕維持管理に要する支出に関する予算について、橋梁・道路・トンネルのそれぞれの事業ごとに予算要求、財政課との折衝を行っている。それぞれの区分内の要求項目の順位づけについて、明確なルールは設定されていないが、緊急性が高いと判断されるものを優先して対応を行っている。

(2) 橋梁・トンネルの関連情報の一元管理

意見(Ⅲ-1-(2))

現状では、橋梁、道路に関するデータベースが複数存在しており、また、トンネル、道路に関しては、個別資産の詳細情報の整理が十分でない(カルテ化されていない)。アセットマネジメントの観点からは、橋梁・道路・トンネルごとに関連情報を一元的に集約すべきである。また、個別資産ごとにカルテ化を進めることが適切である。さらに、県民への積極的な情報公開を行うことが望まれる。

道路管理課が保有するデータベースは、表Ⅲ-7の通りである。橋梁に関しては、一橋ごとに「橋梁管理カルテ」が作成されている。アセットマネジメントに必要なデータがほぼ網羅されているが、さらに設計・工事発注情報、交通制限等の現況などを集約し、必要な情報を全て一元管理するデータベースに発展させるべきだと考える。

トンネル、道路法面、道路舗装等についても、橋梁管理カルテに倣って、個別資産のデータ化(カルテ化)を図ることが適切である。

また、これらのデータは原則、公開できるものばかりであり、県民に積極的に公開することが望ましいと考える。

表Ⅲ-7 道路管理課が保有するデータシステム

名称	データ内容
橋梁管理データベースシステム	橋梁の諸元データ、点検データ、補修等履歴データ
橋梁管理カルテシステム	管内における橋梁概要、橋梁個別一覧、個別橋梁概要(諸元データ)、橋梁長寿命化実施計画、定期点検・日常点検結果、点検調書(点検マニュアルを含む)、補修履歴、施工者履歴、図面
道路台帳	道路の種類、路線の名称、指定または認定の年月日、起点及び終点、主要な経過地、供用開始の区間及び年月日、延長及びその内訳、道路の敷地の面積及びその内訳、最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造、有料の道路の区間、延長及びその内訳ほか
道路現況表	県内道路の現況、橋梁現況、トンネル現況ほか
トンネル台帳	トンネルの諸元データ、点検データ、補修等履歴データ、図面
工事台帳	工事名称、施工者、工期、工事費

(3) 橋梁の図面の計画的整備及び費用の把握

意見(Ⅲ-1-(3))

橋梁の予防保全型管理のために、図面が必要となる場合があるが、現状では、どの程度の数の橋梁で図面再作成が必要であるか把握できていない。

「山梨県橋梁長寿命化実施計画」を円滑に進めるために、図面が残っていない橋梁等については、再作成すべきである。少なくとも、現況を調査して、計画遂行のためにどの程度の図面再作成費用が必要かを把握することが望まれる。

県の文書管理の規定(10年以上で廃棄)に準拠して文書管理を行ってきた結果、建設年代の古いものを中心に多くの橋梁で図面が残されていない。平成22、23年度に補修した159橋のうち78橋は図面が残っていなかった。将来の橋梁の保全にとって、図面は基礎データとなる重要なものである。これは、橋梁以外の保全においても同様である。橋梁及びそれ以外を含め、道路構造物の図面は原則、保存すべきである。なお、平成25年度以降は、文書管理規定にとらわらず、橋梁の図面を長期間保存する運用が開始されているとのことである。

現時点で、予防保全型管理の対象になっている963橋のうち、どの程度の数の橋梁で図面の再作成が必要となるかは把握されていない。図面の有無が判明するのは、当該橋梁の補修・更新工事が計画される段階であり、図面が残っていない場合は再作成されるとのことである。一例として2径間連続橋で復元設計を実施して図面を作成するのに約370万円掛かるという。計画より余分な経費が掛かることになる。図面等の作成費は概算工事費と実工事費の差に比べて影響は小さいと考えられるが、どの程度になるか、概算でも把握しておくことが望ましい。

(4) トンネル、道路舗装等の維持管理実施計画の策定

意見(Ⅲ-1-(4))

道路管理課が所管する財産の中では、長寿命化実施計画について、橋梁が策定済み、トンネル、道路付属物が策定中である。

「山梨県公共土木施設長寿命化計画基本方針」に基づき、その他の資産(舗装等)についても、維持管理実施計画策定の妥当性を含めて、検討することが望まれる。

山梨県において、橋梁長寿命化実施計画が平成21年に策定されていることは評価されるべきである。同様に、トンネルと道路付属物の維持管理実施計画も策定中である。

トンネルについては、中央自動車道・笹子トンネルで致命的な事故が起こったことを踏まえ、第三者被害を出さないように点検体制の構築に万全を期すべきである。特に近年、在来工法による覆工コンクリート背面に生じる空洞が覆工に悪影響を及ぼしている

例が報道されている。覆工コンクリート背面に生じる空洞は、覆工への荷重の掛かり方を不均等にする原因となり、覆工コンクリートの損壊をもたらす恐れがある。適切な点検方法を定めて、「山梨県道路トンネル点検計画・要領」にも盛り込むべきである。以上の点を踏まえ、点検と維持管理、補修を計画的に実施できるように計画を立てるべきである。

また、橋梁、トンネル、道路付属物と同様、舗装等のその他の資産についても、「山梨県公共土木施設長寿命化計画基本方針」に基づき、維持管理実施計画策定の妥当性を含めて、検討することが望まれる。

(5) 橋梁の点検

意見(Ⅲ-1-(5))

「山梨県橋梁長寿命化実施計画」では、橋梁の定期点検は5年に1回の頻度で実施することが規定されている。

定期点検の確実な実施を期待する。また、建設後50年を経過した137橋(平成22年3月末時点)については、頻度を上げて点検を実施することが望まれる。

「山梨県橋梁長寿命化実施計画」によると、約1,800橋の橋梁(橋長2m以上)に対する定期点検は「5年に1回」の頻度と規定されている。その点検費用は、毎年1億5,000万~1億6,000万円だという。点検は、アセットマネジメントの基盤となるデータ取得の機会でもある。毎年、確実に予算執行し、点検を実施することが求められる。さらに、県内には建設後50年以上経った橋梁が137橋ある(平成22年3月末時点)。経年変化によって、損傷は加速度的に劣化が進む可能性がある。点検頻度を上げること(隔年または毎年)が望まれる。

(6) 橋梁長寿命化計画のローリング

意見(Ⅲ-1-(6))

「山梨県橋梁長寿命化実施計画」が予定通りに進行しない可能性も否定できない。

こうした可能性も加味し、計画が必ずしも計画通りに実施されないことを前提に、5年程度おきにローリングして計画を確実に見直していくことが望まれる。

「山梨県橋梁長寿命化実施計画」によると、予防保全型管理の対象963橋に10年間で250億円を投資することが見込まれている。しかし、予算執行が計画通りに進まない可能性も否定できない。実際に中北建設事務所では、平成23~25年度に50橋が施工の対象になっているが、平成25年度中に施工が終わるのは対象の6割にあたる30橋の予定である。工事規模が大きい橋梁を優先したため、数自体は予定より少ないとの

ことであるが、今後も確実な予算執行を目指すと同時に、橋梁長寿命化実施計画で5年毎に見直しを行うこととしているとおり、平成27年度に確実にローリングも併行して実施していくことが求められる。

(7) トンネルの点検

意見(Ⅲ-1-(7))

国土交通省の総点検指示に従い、山梨県でもトンネルの総点検が実施されたが、その後も劣化は進行する。

特に建設後、長期間経過しているトンネルについては、維持管理実施計画が策定されるまでの点検・検査を確実に実施することが望まれる。とりわけ、トンネル背面の空洞化の進展は、覆工コンクリートの損壊等の被害をもたらす可能性があるため、背面空洞の点検・調査手法を定めて対処することが望まれる。

トンネルの点検は、笹子トンネル事故を受けて示された国土交通省の総点検の指示によって、初めて県内で実施された。

現在、策定中のトンネル維持管理実施計画の中に点検の頻度や方法も含まれるが、計画策定までの間にも構造物の劣化は進む。また、前回の点検時に不具合箇所の見落としがないとも限らない。図Ⅲ-8のように劣化している構造物は多いと想定される。築30年以上たった老齢化したトンネルを中心に、点検を怠りなく実施するように計画すべきである。

図Ⅲ-8 在来工法の施工による愛宕トンネルの坑口近くの側壁に見られる漏水跡
(ひび割れが起きていて、放置しておくとコンクリートやモルタルの剥落の恐れもある)



また、覆工背面に生じる空洞は、覆工への荷重の掛かり方を不均等にする原因となり、覆工コンクリートの損壊をもたらす恐れがある。在来工法では背面空洞ができやすく、国土交通省の点検要領に準拠した「山梨県道路トンネル点検計画・要領」（平成 25 年 3 月）に記載されている打音検査によって、ある程度、把握できると考えられるが、覆工コンクリートの厚みが大きい場合などは検知が難しいこともあり、点検方法を体系的に検討して計画的な実施を図ることが望まれる。

（８）予算編成に関する異種施設の比較可能な客観的優先順位付け指標の導入

意見（Ⅲ－１－（８））

予算制約、緊急工事等により、長寿命化計画等が予定通りに進められない可能性がある。この場合、異なる資産（橋梁、トンネル、道路）において、どのように優先順位を決めるべきか判断が難しい。

多資産間での補修・更新工事の優先順位付けを客観的に判断できる指標を開発することが望ましい。数値化が難しい場合も、考慮すべき定性的項目を明らかにしておき、適切に説明責任を果たすことが望まれる。

橋梁は長寿命化実施計画によって、予防保全型の維持管理を施す 963 橋を対象に 10 年間で 250 億円の事業投資計画が策定されている。トンネルについても平成 25 年度中に維持管理実施計画が策定される予定である。しかし、予算の制約があるため、両者とともに計画通りに実施することが困難な場合も予想される。

現に、笹子トンネルと同様の吊り構造形式の天井板を持つ愛宕トンネル（長さ 785m）、新御坂トンネル（長さ 2,778m）で天井板を撤去する工事が緊急に計画され、予算措置が講じられた。こうした緊急的な工事があると、予定されていた他の施設の維持管理・更新計画の事業実施に支障が生じる。その場合も、優先順位の高い工事から予算が付けられるはずであるし、現状でも既に資産間の優先順位付けの比較はされているはずであるが、橋梁とトンネル、あるいは舗装も含めて、異なる資産間でも事業実施の優先順位付けが客観的に判定できる指標を整備すべきであると考ええる。精緻な数値化が難しくても、説明責任（アカウンタビリティ）を果たすために考慮すべき項目を明らかにし、少なくとも定性的な記述を文書にとどめておくことは必須である。

優先順位付けの際に考慮すべき項目、指標として一般的に考えられるのは、①構造・機能面の状態、②対策工事の緊急性（第三者被害、生産活動の継続性）、③資産の重要性、④資産の規模、⑤資産の代替性、⑥対策工事实施による効果、⑦その他——である。

（９）道路維持管理、点検業務、改修工事に関する支出圧縮方策の検討

意見（Ⅲ－１－（９））

長寿命化計画等の遂行には、事業費がかさむ面もある。
包括的民間委託など、維持管理の支出を極力、削減する方策を積極的に導入することが望まれる。

橋梁の長寿命化計画やトンネルの維持管理実施計画は一定期間ごとに見直されるが、中長期計画の遂行により事業費がかさみ、事業執行の遅延が懸念されることもある。

こうしたなかで費用を削減するためには、例えば、維持管理において、地域的・期間的にできるだけ大きなロットで包括的に業務発注することが考えられる。山梨県では、役務業務以外、複数年契約は困難であること、地元業者への受注機会を均等に提供する必要があることから、維持管理業務の複数年契約は実践されてこなかった。

しかし、他の自治体においては、まだ日常の維持管理業務であるものの、包括的な維持管理に取り組む先進的な例も見られる。山梨県でも、維持管理業務の効率化、経費削減、民間企業によるサービス向上のインセンティブを目指して、積極的に取り組むべき課題であると考えられる。

先行する一例として、東京都府中市の包括的民間委託を挙げる（図Ⅲ－９）。府中市は、道路管理を対象にした包括的な民間委託を平成 26 年度から試行する。対象区域内にある道路や街路樹など複数の施設の維持管理や補修をまとめて 3 年間（平成 26 年 4 月～29 年 3 月）、民間事業者へ委託する。委託料の上限額は 4,182 万 6,000 円に設定されており、スケールメリットや民間の技術力の活用によるコスト削減を見込んでいる。委託候補者は平成 26 年 1 月に選定する予定で、参加要件は、東京都内に本店や支店がある企業・団体 2～6 者で構成する JV とされている。なお、JV には、府中市内に本店がある企業・団体 1 者を含む必要がある。

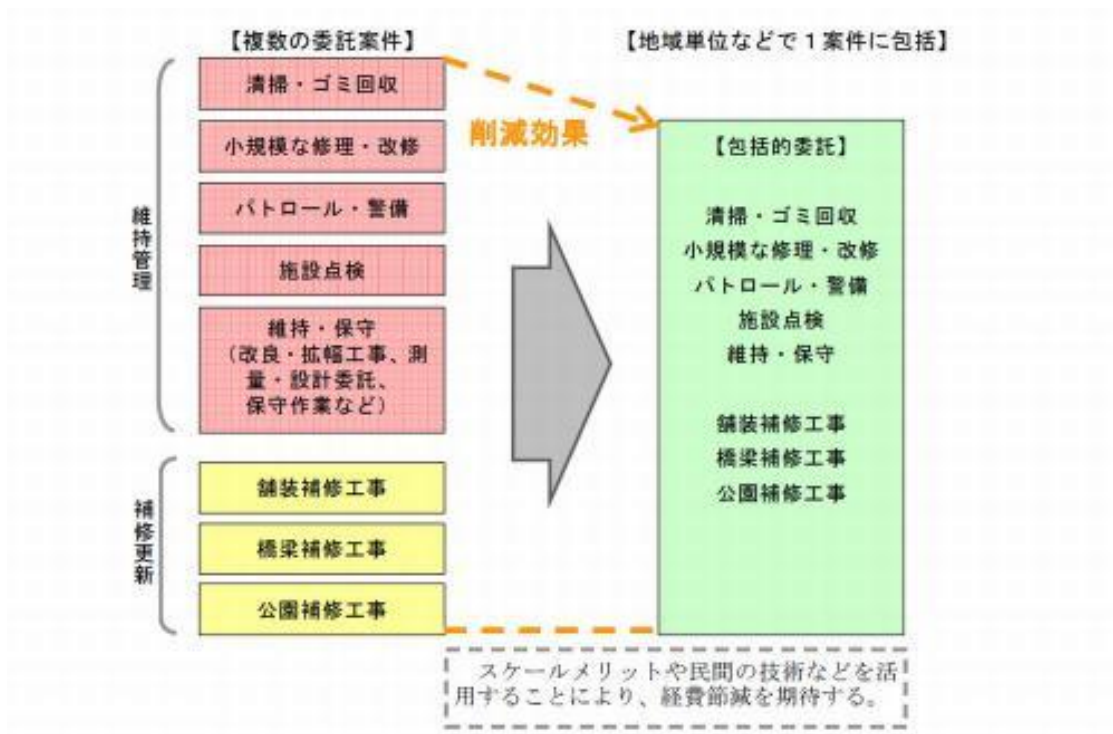
試行する「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託」は、中心市街地のけやき並木通りに加えて、国道 20 号等の道路に囲まれた区域で、計 19 路線、総延長約 3,500m である。区域内には、歩道橋 2 橋と街路樹 151 本、案内標識 14 基、街路灯 207 基などの市管理施設がある。

同市は、平成 25 年 1 月に公表したインフラマネジメント計画のなかで、維持管理費の増加に対処するため、維持管理に関する委託業務を地域単位で 1 案件に包括する方針を示していた。こうした包括的業務委託は全国の自治体で初めてである。今回の試行案件を検証し、将来的には市全域をいくつかのエリアに分割して、エリアごとに包括的な民間委託を進めたい考えだという。

< 関連情報 >

- ・ 日経 BP 社・ケンプラッツ「道路や街路樹の包括管理を民間委託、府中市」
<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/const/news/20130806/627309/>

図Ⅲ－9 包括維持管理によるコストダウンのイメージ（資料：府中市）



(10) 道路舗装

意見(Ⅲ－1－(10))

道路舗装について、MCI3 指標による維持管理でなく、IRI (国際ラフネス指数) を採用していることは評価に値する。

今後は、IRI の測定をベースにした維持管理手法を体系化して、実践に移すことが望まれる。

舗装について、国や自治体で測定されているにもかかわらず、有効に利活用されていない MCI (Maintenance Control Index) の 3 指標 (ひび割れ、わだち掘れ、平坦性) による維持管理に代わって、利用者の乗り心地を表す評価指標である IRI (International Roughness Index) を採り入れていることは評価に値する。平成 21 年度と平成 23 年度に実施した IRI 調査費はそれぞれ約 800km に対して、約 13,000 千円 (約 16 千円/km) である。

今後、IRI とひび割れ・わだち掘れ・平坦性の計測、それに基づく補修工事の優先順位付けを連動させ、舗装の維持管理・補修を体系化していくことが望まれる。

(11) 地域ぐるみのインフラ資産の維持管理

意見（Ⅲ－１－（１１）①）

インフラ資産は、簡単に撤去できず、サービス品質を落とすこともできないという性質から、厳しい財政状況の中でも、適切に維持管理していかなければならない。

民間事業者、地域住民、ICT（情報通信技術）などの活用も視野に入れ、地域ぐるみでインフラ施設が維持管理されていくような方策を試行していくことが望まれる。

意見（Ⅲ－１－（１１）②）

職員や業者委託による道路パトロールは、パトロール回数が限られており、人件費や委託コストがかかる。また、職員の人数も限られており、所属年数が1～2年の職員では、多く地域の事情に精通するのに必ずしも十分な経験を有しているとは言えない。

したがって、きめ細やかな道路維持管理情報の収集、道路情報モニター・やまなし土木施設環境ボランティアのさらなる積極活用を進めることで、住民参加・協働の取り組みを促進し、住民自治拡充を図ることが望まれる。

インフラ資産は県民共有の財産であり、公共性が極めて高いため、点検・補修・更新に費用が掛かり過ぎるとされる場合も、簡単に撤去はできないし、サービス水準を落とすこともできない。現実の財政状況が極めて厳しいなかで、インフラ資産への投資を持続するには、インフラ資産の現況を県民に情報公開して公共投資に理解を求める姿勢が必要である。

路線バス業者、宅配業者との連携など、道路を頻繁に利用する民間企業を巻き込むことも一考の余地がある。ICT（情報通信技術）の発展により、情報端末から画像情報を管理事務所に送信することが容易に実行可能となっている。路線バスや宅配車に加速度計を取り付けて橋梁通過時の振動測定値データを蓄積させていけば、モニタリングの機能に匹敵する情報が得られる可能性がある。大量のデータ（ビッグデータ）を扱うことになるが、ICTの急速な進歩により、コストは低廉化している。国の動向を窺いつつ、山梨県でも地域の事情に配慮しながら研究開発に率先して取り組むことが望まれる。

さらに、地域ごとに専門的な知識を持った人々、公共施設に関心のあるNPO等のボランティアに、“橋守”や“道守”として橋梁や道路の維持管理の一端を担ってもらうことも効果的である。

例えば、長崎県では、長崎大学が県と連携して、「道」の維持管理およびそれに関する技術の習得を目的とし、「道守」養成のための教育プログラムを開始している（図Ⅲ－10）。これは、文部科学省の科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」に「観光ナガサキを支える“道守”養成ユニット」（平成20～24年度）として採択されたものである。同プログラムでは、橋やトンネルなど道路関連施設等のインフラ構造物の維持管理に関する課題を題材とした講義、実験、点検実習を中心に進められる。

プログラムには図に示すように、「道守補助員」、「道守補」、「特定道守」、「道守」の4コースがある。全コースが、講義、演習、県内各地の橋梁等での点検実習で構成され

ている。認定者には、「道路の異常の有無の報告・通報」「道路の清掃などのボランティアへの参加」「継続学習への取り組み」等の活動を通して、長崎県のインフラ長寿命化に携わることを促す。

図Ⅲ－10 長崎県が養成している「道守」の構成とカリキュラム（資料：長崎県）



名称	カリキュラム			養成候補者
道守補助員	講義レベル	市民講座	・講義 ・現場実習	・構造物の近隣住民
道守補	到達レベル	土木施工管理技士	・講義 ・実験 ・現場実習 ・研究開発	・地元自治体OB ・企業OB ・地元自治体職員 ・企業職員
特定道守		診断士		
道守		技術士		

ここで、山梨県の道路維持管理の現状、特に道路パトロールの現状について、より詳細に触れておきたい。以下のその内容と今後の課題について記載する。

① 山梨県の道路パトロールについて

道路パトロール（巡視）は、道路維持管理の基本となる業務活動である。また住民からの通報等も道路の維持管理に役立つ情報である。山梨県は、山梨県道路パトロール実施要領を定め、これに従って道路パトロールを実施している。道路パトロールの概要は以下のとおりである。

(ア) パトロールの種別及び回数

【通常パトロール】

平常時における道路全般の点検パトロールで、次の表を標準とする。

道路の種別	1日当たりの交通量	平常時パトロール回数（/月）
一般道路	10,000 台以上	5 回
	5,000 台～10,000 台未満	4 回
	3,000 台～5,000 台未満	3 回
	3,000 台未満	2 回
自動車専用道路	—	毎日
自転車歩行者専用道路	—	1 回

【夜間パトロール】

夜間における照明施設及びその他の交通安全施設の点検を行うもので、次の表を標準とする。

道路の種別	夜間パトロール回数
一般道路	1 回/四半期
自動車専用道路	1 回/月

【異常気象時パトロール】

台風、大雨、洪水、地震等の異常気象時に行うパトロールをいう。

【その他】

(イ) パトロールの方法

「山梨県道路パトロール実施要領」より抜粋

パトロールはパトロールカー等を使用し、原則として車中から視認できる範囲で行う。異常を発見した場合には、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(ウ) 中北建設事務所の例

例えば、県中北建設事務所では、業者委託によるパトロールとともに、職員 1 名が専任で巡回し、実施要領に基づき行っている。パトロールは、道路、橋梁、トンネルなどの道路全般の状況について実施されている。

② 道路情報モニター制度、「やまなし土木施設環境ボランティア」推進事業について

上記の道路パトロール制度のほか、住民参加・協働の取り組みの一つとして、地域住民に道路情報モニターを1年間委嘱する制度も設けている。

道路情報モニター制度は、異常気象時において、異常気象時通行規制区間の通行が危険と認められる場合、道路情報モニターが広範囲にかつ迅速に道路情報を収集し、道路管理者へ情報提供を行うことにより、道路の交通安全と円滑化を図ることを目的として設置されているものである。

平成24年度は、1級モニター（主として情報の提供のほかに道路標識の設置、取り外し及びその保管を委託するモニター）が1名、2級モニター（主として情報の提供のみのモニター）が43名であった。また、平成23年度に道路情報モニターから寄せられた通報の回数は89回であった。

平成24年度の事務事業自主点検シートによる内部評価によれば、道路情報モニターによる早期の規制行動及び的確な情報提供により、事故等が発生しなかった率が100%となっており、交通の安全が図られているとされている。内部評価では、意図した成果はほぼ上げていると評価されている。

しかし、道路情報モニター制度は、異常気象時の道路情報の収集に目的が限定されている。通常時の土木施設の破損等の連絡は、別途「やまなし土木施設環境ボランティア」推進事業における活動により、情報提供される可能性がある。

「やまなし土木施設環境ボランティア」推進事業は、県が管理する身近な公共空間である道路、河川及び公園の美化活動（ボランティア活動）を通じて、土木施設の維持管理及び地域の環境に対する意識の高揚を図り、快適なまちづくりを推進することを目的とした事業である。道路などの土木施設管理に関して、5名以上から構成されるボランティア団体による住民参加・協働の取り組みを行っている。

対象となる土木施設は県が管理する道路、河川、公園等であり、環境ボランティア団体、地元企業、同好会・サークル、青年会・老人会・婦人会、町内会・自治会などが参加している。主な活動内容は以下のとおりである。

- ▶ 清掃：清掃、ゴミ拾い、歩道・植樹帯等の草取り
- ▶ 除草：樹木の剪定（中、低木）、路肩・法面・河川内・堤防等の草刈り
- ▶ 除雪：歩道の除雪
- ▶ 花の植栽：土木施設の管理上支障にならない遊休地等への植栽
- ▶ 情報提供：土木施設の破損等の連絡
- ▶ その他：環境ボランティアが特に希望する美化作業で管理上支障がないもの

しかし、やまなし土木施設環境ボランティアは、土木施設の破損等の情報提供が主目的ではなく、土木施設の破損等の情報提供や道路補修を目的とした住民参加・協働の取組による道路維持管理の仕組みは他にはない。

③ 現状制度の課題と地域協働促進について

上記のように、道路維持管理については、道路情報モニターや、やまなし土木施設環境ボランティアを設置することで、住民参加・協働の取り組みを取り入れている。一方、平成 24 年度の事務事業自主点検シートでのコメントや県へのヒアリング等からは、道路維持管理情報の収集については、道路パトロール制度により対応する方針であることが感じられる。

しかし、職員や業者委託による道路パトロールは、パトロール回数が限られており、人件費や委託コストもかかる。また、対応可能な職員の人数も限られている。例えば、県中北建設事務所の道路維持担当は 10 名であり、この体制で様々な業務を行っている状況である。さらに、所属年数（平成 26 年 3 月末時点）が浅い（1～2 年）職員が多く、地域の事情に精通するのに必ずしも十分な経験を有しているとは言えない。

きめ細やかな道路維持管理情報の収集と県の厳しい財政状況を鑑みて、道路情報モニターや、やまなし土木施設環境ボランティアなど住民参加・協働の取り組みをより積極的に活用していくべきである。

現状の道路情報モニターや、やまなし土木施設環境ボランティアの制度には、上記で記したとおり、以下の点を検討することが望まれる。

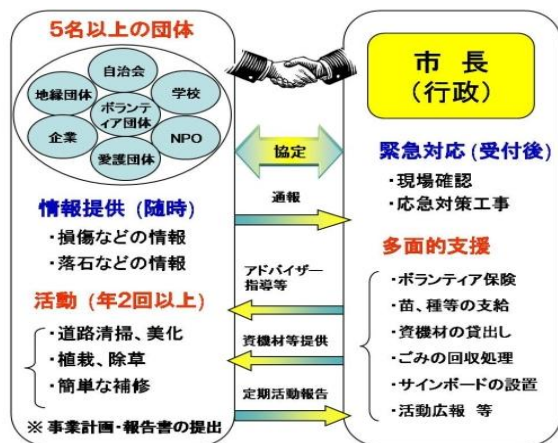
- ・ 道路情報モニター制度は、異常気象時の道路情報の収集に目的が限定されている。
- ・ やまなし土木施設環境ボランティア制度により、通常時の土木施設の破損等の情報が提供される可能性がある。しかし、やまなし土木施設環境ボランティアは、土木施設の破損等の情報提供が主目的ではなく、土木施設の破損等の情報提供や道路補修を目的とした住民参加・協働の取組による道路維持管理の仕組みは他にはない。

この点を改善すれば、道路情報モニターや、やまなし土木施設環境ボランティアなどによる道路維持管理に関する住民参加・協働の取り組みをさらに活発化させることができると考える。

参考として、静岡市道路サポーター制度の例を紹介する。静岡市道路サポーター制度では、道路の美化や緑化に加えて、安全確保のために損傷などの情報提供や簡単な補修も目的として、住民参加・協働の取り組みを進めている。

図Ⅲ－11 静岡市道路サポーター制度

道路サポーター制度 概要



(出典：静岡市 HP 静岡市道路サポーター制度より)

「Ⅱ 全般的・共通的課題と対応」で長崎県など他の地方自治体例も示しているが、地方分権の本格的な進展に伴い、住民自治拡充の観点から、道路情報モニターや、やまなし土木施設環境ボランティアなどによる住民参加・協働の取り組みをさらに活用すべきである。地域ごとに、専門的な知識を持った人々や、公共施設に関心のある NPO 等のボランティアに、“橋守”や“道守”として、橋梁や道路の維持管理の一端を担ってもらうことにより、住民参加・協働の取り組みを活発化させることが望まれる。

(12) 道路パトロールデータの蓄積

意見 (Ⅲ－1－(12))

道路の維持管理を効果的・効率的に行うためには、情報を幅広く収集し、系統的に蓄積することが重要である。

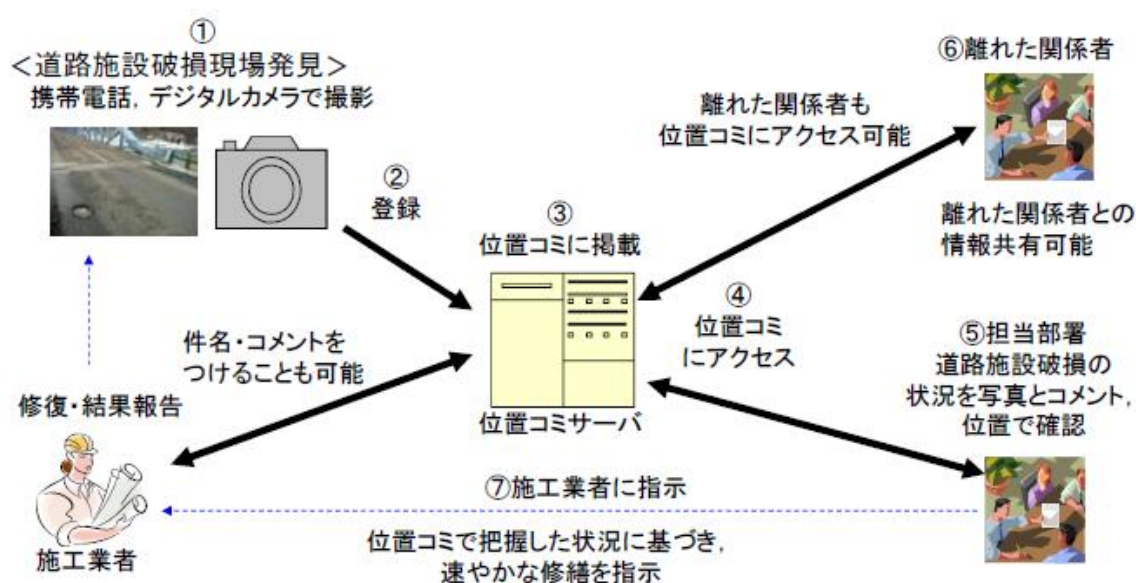
ICT (情報通信技術) の活用を含め、道路パトロールデータや住民からの情報を収集・蓄積できる体制を構築することが望まれる。

道路パトロール (巡視) は、道路維持管理の基本となる業務活動である。また、住民からの通報等も道路の維持管理に役立つ情報である。こうしたデータの系統的な収集・蓄積は、不具合が発生しやすい箇所やその内容の傾向の把握、当該箇所の重点的な巡視・点検に繋がるため、維持管理業務の効率化に資するはずである。現状では、紙ベースを主とする情報蓄積にとどまっているが、GPS (全地球測位システム) 付きタブレット端末の普及によって情報収集・蓄積は以前よりはるかに簡便になっている。

例えば、岩手県における道路維持管理システムは、岩手県立大学と小田島組の共同研究開発をもとに平成 16 年度から「位置コミ」として県全域の県管理道路を対象に運用

されている（図Ⅲ－12）。このシステムは、日常の道路維持管理業務であるパトロールや通報によって発見される道路破損の補修や清掃等を対象とする。担当者が携帯電話やデジタルカメラで撮影した画像と状況をウェブ上で管理職員と共有し、指示・報告を行う電子掲示板システムである。位置コミには、事象タイトル、投稿日、投稿者名、写真、位置情報（地図、緯度経度）が登録され、各事象について進捗状況（指示、作業開始、途中報告、終了）が報告される。このシステムは、グループウェア機能を有しているため、担当者以外の職員が情報を共有することもできる。

図Ⅲ－12 岩手県の道路維持管理システム「位置コミ」の構成図



（資料：「道路維持管理における道路データモデルを核とする時空間情報ポータルの開発」（岩手県立大学・窪田諭）より）

上記のシステムは、ICT（情報通信技術）を活用した道路維持管理システムの一例である。出先事務所の人員確保が十分でない状況、県民からの通報が増える状況の下では、こうしたシステムは有効である。例えば、県中北建設事務所の道路維持担当は10名体制であるが、所属年数（平成26年3月末時点）は1～2年の職員が多く、地域の事情に精通するのに必ずしも十分な経験を有しているとは言えない。巡視データの収集・蓄積は担当者の経験年数の少なさも補えるものである。この点からも、効率的・効果的な巡視データの収集・蓄積の方策について検討すべきであると考えられる。

表Ⅲ－13 中北建設事務所の道路維持担当の体制（平成25年度末時点）

技術／事務	役職	所属年月数	専門
技術	リーダー主査	2.0	土木
技術	副主査	1.0	土木
技術	副主査	2.0	土木
事務（再）	専門員	2.0	行政事務
技術	技師	1.0	土木
事務	主事	1.0	行政事務
技術（兼）	技術職員	2.0	土木
技術（兼）	技術職員	3.0	電気
技術（兼）	技術職員	1.0	電気
非常勤		3.0	

（13）橋梁台帳への請負金額の記載について

意見（Ⅲ－1－（13））

橋梁台帳である橋梁諸元には、架設年、竣工、橋長、所在地等の情報は記載されているが、当初請負金額が記載されていないものもある。

将来的な会計上の固定資産台帳との連携や資産管理のために、取得価額情報としての当初請負金額を橋梁緒元に記載することが望まれる。

橋梁については、会計上の固定資産台帳が整備されていない。橋梁は総務省方式改訂モデルにより、決算統計数値を活用して貸借対照表に計上されているため、決算情報として橋梁資産の内訳情報がない。橋梁の内訳情報がないと各橋梁の除却額が判明しないため、適正な除却額の算定が困難である。

橋梁は、老朽化による更新時に架け替えを行う。適正な除却処理を行うことができないと、更新が進むにつれて橋梁の貸借対照表計上額が実態と乖離する。そのため、将来的には会計上の固定資産台帳を整備する必要がある。

現状では、会計上の固定資産台帳の元情報として、橋梁台帳を活用することが考えられる。橋梁台帳は橋梁諸元として整備されている。橋梁諸元では、「補修・補強履歴」の記載項目が設定されており、補修・補強に関する発注履歴として請負額の情報も記載されている。しかし、当初架設時の情報を管理する「基本諸元」には、架設時期、竣工時期、橋長、所在地等の情報は記載されているが、当初請負金額が記載されていないものもある。

総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領では、有形固定資産の計上額について以下のように定めている。

（総務省改訂モデルに基づく財務書類作成要領から抜粋）

有形固定資産は原則として公有財産のうち不動産、動産及びそれらの従物を

指し、原則として基準モデル固定資産評価要領を参考として算定された再調達価額をもって計上する。ただし、当面の間取得原価を基礎として算定した価額をもって計上することもできる。

取得価額情報は再調達価額や取得原価の算定の基礎となることから、取得価額情報である当初請負金額を橋梁緒元に記載することが望ましい。

また、取得価額情報は将来の更新金額の目安であり、資産の老朽化度合を示す指標である老朽化率は、減価償却累計額÷取得原価で算定されるため、資産管理上も重要な情報である。

したがって、将来的な会計上の固定資産台帳との連携や資産管理のために、取得価額情報としての当初請負金額を橋梁緒元に記載することが望ましい。

IV. 公共施設について

1. 県土整備部建築住宅課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 建築住宅課の業務の概要

建築住宅課では、県営住宅の管理・改善、住宅供給公社の指導、公営住宅の整備等住宅施策に関する調査・計画・市町村指導などを行っている。

② 建築住宅課の所管する主な資産の概要

建築住宅課の所管する県営住宅の区分、戸数、建設年度、管理方法等は、表IV 1-1、表IV 1-2、表IV 1-3のとおりである。

表IV 1-1 県営住宅の区分

県営住宅の区分	説明
公営住宅	公営住宅法に基づき地方公共団体が建設、買取り又は借上げを行い、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で賃貸する住宅
準特定優良賃貸住宅	特定優良賃貸住宅の用途の変更のため廃止後、特定優良賃貸住宅として管理する予定であった期間を、公営住宅の入居条件により管理されるもの。
特定公共賃貸住宅	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、特定優良賃貸住宅制度に基づき供給される地方公共団体が建設・管理する賃貸住宅。

(出典：山梨県住生活基本計画)

表IV 1-2 県営住宅の区分別管理戸数 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

種別		団地数	管理戸数	入居戸数
県営住宅	公営住宅	93	7,529	6,830
	準特定優良賃貸住宅	11	152	146
	小計	104	7,681	6,976
特定公共賃貸住宅		13	80	54
合計		117	7,761	7,030

(出典：県土整備部建築住宅課 作成資料)

表IV 1-3 県営住宅の一覧（平成 25 年 3 月 31 日現在）

種別	団地名	管理戸数	建設年度	備考
公営住宅	塩部第一	75	平 10	
	塩部第二	307	昭 60-平 17	優先入居世帯向け住宅含む
	伊勢	206	昭 56-昭 59	
	千塚北	124	昭 62-平 20	
	千塚南	110	昭 63-平 23	
	千塚西	136	平 14-平 17	優先入居世帯向け住宅含む
	湯村	306	平 2-平 22	優先入居世帯向け住宅含む
	貢川	1,044	昭 43-平 4	
	小瀬	300	昭 54-昭 56	大家族・心身障害者向け住宅含む
	和戸	109	昭 60-平 7	老人同居・老人世帯・心身障害者向け住宅含む
	玉川	582	昭 45-平 6	老人世帯向け住宅含む
	田富	8	昭 44	募集停止
	田富釜無	12	昭 44-昭 46	募集停止
	常永	110	昭 50-昭 52	
	山王	130	昭 50-昭 53	
	東花輪	72	平 1-平 5	
	楡形	52	昭 38-昭 40	募集停止
	白根	52	昭 42-昭 43	一部募集停止
	福祉村	96	昭 52-昭 55	心身障害者向け住宅含む／一部募集停止
	甲西	16	昭 44	募集停止
	神の木	40	昭 55-昭 56	
	八田	72	昭 51-昭 53	
	豊	52	昭 51-昭 52	
	南美台	60	昭 57	老人世帯・大家族向け住宅含む
	八田第二	50	昭 58-昭 59	
	田島	58	昭 61-平 1	
	八田第三	60	昭 61-昭 62	老人世帯・大家族向け住宅含む
	下高砂	56	平 2-平 3	
	楡形小笠原	96	平 10-平 13	
	若草下今井	45	平 13-平 18	
	双葉	54	平 1-平 2	
	双葉響が丘	81	平 15-平 18	
	葦崎東	24	昭 36	募集停止
	葦崎西	10	昭 32	募集停止
	若尾	30	平 15	優先入居世帯向け住宅含む
	旭	64	昭 57-昭 60	心身障害者向け住宅含む
	葦崎	80	昭 62-平 3	
	葦崎穂坂	50	平 10-平 12	
	長坂	12	昭 43	募集停止
	日野春	24	昭 52-昭 53	
武川	24	昭 54		

種別	団地名	管理戸数	建設年度	備考
	高根	36	昭58-昭60	
	白州	24	昭58-昭61	
	牧原	36	昭59-昭61	
	小淵沢	30	昭61-昭63	
	明野つつじヶ丘	42	平3-平4	
	高根南	30	平6-平15	老人世帯向け住宅含む
	塩山	24	昭55	
	上井尻	60	昭53-昭54	
	栗生野	60	昭60	
	塩山熊野	50	平9-平10	
	東山梨	110	昭52-昭54	
	ぶどうの里	60	平3-平4	
	ぬくもり	123	平8-平11	老人単身・老人世帯向け住宅含む
	勝沼下岩崎	65	平9-平12	
	御坂	72	昭53-昭55	
	石和	64	昭56-昭57	老人世帯・多家族向け住宅含む
	大坪	42	昭57-平6	老人世帯向け住宅含む
	八代	54	昭62-昭63	
	一宮	104	平1-平7	老人世帯向け住宅含む
	富士見	100	昭46-昭59	
	六郷	18	昭52	
	三珠	96	昭54-昭57	
	岩間平	42	平3-平5	
	鰻沢	28	昭44-昭45	
	増穂	48	昭52-昭53	
	青柳	48	昭56	
	鰻沢北部	76	昭58-平7	老人同居・老人世帯・心身障害者向け住宅含む
	青柳第二	48	昭58-昭59	
	増穂天神	24	平1	
	身延	24	昭52-昭53	
	身延第二	40	昭60-昭63	
	下部	20	昭55	
	久那土	54	昭59-平4	
	中富	30	昭56-昭57	
	下田原	48	昭60-平2	みなし特公賃住宅含む
	南光平	48	平4-平5	
	富沢	23	平9-平10	
	寿	174	昭47-昭51	
	新屋	48	昭53-昭54	
	小倉山	72	昭60-昭63	
	谷村	24	平22	
	蒼竜峡	48	昭50-昭51	

種別	団地名	管理戸数	建設年度	備考
	田野倉	40	昭52-昭53	
	権現原	48	昭56-昭57	
	熊井戸	60	昭62-昭63	
	河口湖	24	昭57	
	西桂	24	昭58	
	河口湖小立	45	平9-平11	老人同居・障害者同居世帯向け住宅含む
	大月	24	昭30	募集停止
	富浜	48	昭54-昭55	
	石動	48	昭58-昭59	一部募集停止
	上野原	12	昭42	募集停止
公営住宅 合計		7,529		
特定 公共 賃貸 住宅	塩部第一	5	平11	
	塩部第二	5	平13	
	和戸	7	平7-平8	
	楡形小笠原	5	平10	
	若草下今井	5	平13	
	高根南	5	平7	
	葦崎穂坂	8	平11-平12	
	塩山熊野	10	平9-平10	
	ぬくもり	7	平8-平11	
	勝沼下岩崎	8	平9-平10	
	鰻沢北部	6	平7	
	富沢	5	平9-平10	
	河口湖小立	4	平9	
	特定公共賃貸住宅 合計		80	
準特 定優 良賃 貸住 宅	塩部第一	17	平11	優先入居世帯向け住宅含む
	塩部第二	7	平13-平14	優先入居世帯向け住宅含む
	和戸	36	平7-平8	優先入居世帯向け住宅含む
	楡形小笠原	19	平10-平11	優先入居世帯向け住宅含む
	葦崎穂坂	12	平11-平12	優先入居世帯向け住宅含む
	高根南	7	平7	優先入居世帯向け住宅含む
	ぬくもり	26	平8-平11	優先入居世帯向け住宅含む
	勝沼下岩崎	7	平9-平10	優先入居世帯向け住宅含む
	鰻沢北部	14	平7	優先入居世帯向け住宅含む
	富沢	2	平9-平10	
	河口湖小立	5	平9	優先入居世帯向け住宅含む
準特定優良賃貸住宅 合計		152		

(出典：県土整備部建築住宅課 作成資料)

③ 管理台帳の概要

建物（公有財産）は公有財産管理システム（公有財産台帳）により管理しており、備品は物品調達管理システムにより管理している。

また、入居者情報や入居戸数などの入居管理に必要な情報については、公営住宅管理システム「at home 2」にて管理している。当該システムは、山梨県（管理業務委託者）と山梨県住宅供給公社（管理業務受託者）の両方に端末があり、両方で情報共有が図られている。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

建築基準法に基づき、建築物については3年毎に法定点検を実施しており（点検対象を3グループに分けて3年で一巡する）、建築設備については毎年点検を実施している。当該点検は指定管理者である山梨県住宅供給公社に業務委託している。点検結果は毎年公社から報告を受け、紙媒体で保管されている。（点検履歴のデータベース化は行われていない。）

⑤ 維持管理計画

（ア）山梨県住生活基本計画

山梨県は、「山梨県住生活基本計画」を定めている。これは、美しい自然の中で、産業が力強く躍動し、喜びに満ち溢れた暮らしが営まれ、活発な交流が展開する、安全・安心で快適な社会の実現に向け、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針を定め、住生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

この計画の策定は、平成18年に住生活基本法が制定され、本格的な少子高齢化、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の「質」の向上を図る施策への本格的な転換を図る道筋が示されたことを背景とするものである。山梨県は、全国計画に即して平成19年に同基本計画を定めた。また、平成23年に全国計画の変更を受け、耐震性や高齢者向け住宅の供給など、ハード面とソフト面の改善施策を同基本計画に加える見直しを行っている。

以下に「山梨県住生活基本計画」の概要を示す。

「山梨県住生活基本計画」の概要

<理念>

いきいきとした住生活が営まれる郷土やまなしの実現

<方針>

1. 良質な住宅ストックの形成
2. 市場と連携した施策展開
3. 各主体の連携による施策展開

<目標>

1. 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築
2. 住宅の適正な管理及び再生
3. 県民が安心して選択できる住宅市場の形成
4. 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

<対象期間>

平成 23 年度～平成 32 年度

(イ) 山梨県公営住宅等長寿命化計画

山梨県は、山梨県全体の住宅施策について示した「山梨県住生活基本計画」に基づき、県営住宅等の整備を進めている。同基本計画において、公営住宅の供給方針が定められている。山梨県における公営住宅の保有率は全国的にみても高く、ストックとしては充足しており、ストックの適正な維持管理あるいは建て替え等を推進するとともに、新たな市町村営住宅を整備するなどがその内容である。

上記の方針に則した形で、山梨県は、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」を平成 21 年度に策定している。当該計画は、公営住宅の長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減、年度毎の事業量の平準化を図りながら、安全で快適かつ将来の高齢化社会に対応するための県営住宅の供給の確保を目的としている。

「山梨県公営住宅等長寿命化計画」の概要

<基本方針>

- ◆ これまでの対症療法的な維持管理から、予防保全的な維持管理に切り替え、標準修繕周期に先立って定期点検の実施や耐久性の向上を目的とした改善工事を実施することにより、住宅の長寿命化を図っていく。またこのことにより修繕周期を長期化することが可能となり、ライフサイクルコストの縮減及び事業の平準化も果たしていく。
- ◆ 標準修繕周期に先立って、定期点検を実施し、老朽化や劣化等による事故等を未然に防止するとともに、修繕や改善の効率的、効果的な実施を行う。

<既存住宅の活用手法>

既存住宅を竣工時期により以下の3区分として活用する。

1. 従前、竣工後平均43年で建替を実施してきたいわゆる標準設計の住宅は、建築基準法その他の制限、及びコミュニティ形成に支障がある場合等を除き、全面的改善、又はこれと同等の改善、その他の改善を実施し、竣工後70年間活用した後に建替事業を実施する。
2. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の適用を受けて建設した平成15年度以降の住宅は、定期的な修繕、改善を実施しながら、竣工後90年間活用した後に建替事業を実施する。
3. 1・2以外の住宅は、定期的な修繕、改善を実施しながら、竣工後70年間活用した後に建替事業を実施する。

なお、上記3区分に該当せず、今後の需要が見込まれないなど、長寿命化の必要性が認められない住宅は用途廃止する。

山梨県は、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき県営住宅等の整備を進めているが、県営住宅等の運営は交付金事業であるため、国の政策に大きく影響を受ける。現在の国及び山梨県の財政状況は非常に厳しく、予算が限られているため、現実の整備は計画通りには進んでいない状況である。

また、建築基準法等の点検により計画策定時に想定していなかった不具合等が発見された場合、緊急性が高ければ優先的に修繕を実施する必要があるが、こうした事情も計画の遅延要因の1つとなっている。

なお、長寿命化計画に基づき実施した修繕結果については、電子データにて履歴管理している。

⑥ 県営住宅の稼働状況

県営住宅の稼働状況等は以下のとおりである。

表IV 1 -4 県営住宅の稼働状況（平成25年3月31日現在）

種別	管理戸数(A)	入居戸数(B)	空家戸数	稼働率(=B/A)
公営住宅	7,529	6,830	699	90.7%
準特定優良賃貸住宅	152	146	6	96.1%
特定公共賃貸住宅	80	54	26	67.5%
合計	7,761	7,030	731	90.6%

(出典：県土整備部建築住宅課 作成資料)

表IV 1－5 空家戸数の内訳（平成 25 年 3 月 31 日現在）

種別	単純空家	政策空家	問題空家	空家戸数計
公営住宅	522	132	45	699
準特定優良賃貸住宅	5	0	1	6
特定公共賃貸住宅	24	0	2	26
合計	551	132	48	731

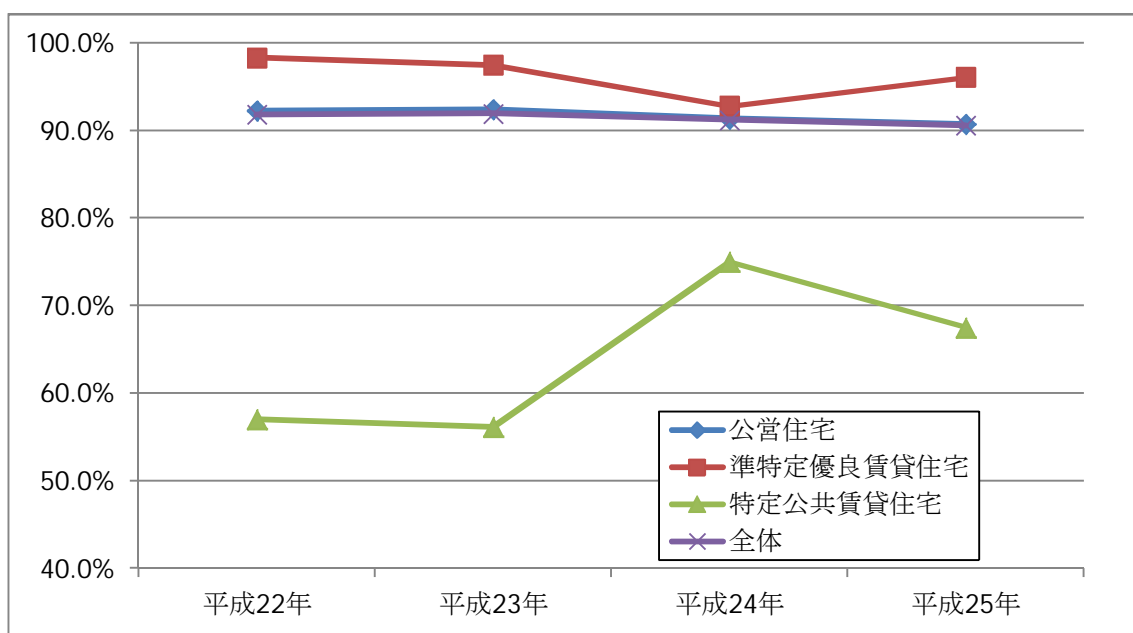
※ 「政策空家」：建替又は用途廃止等の計画のため、政策的に募集を停止している団地

※ 「問題空家」：以前の居住者が室内で死亡した部屋、隣部屋の騒音トラブルによって敬遠される部屋など、諸要因により空家となっている部屋

（出典：県土整備部建築住宅課 作成資料）

県営住宅の平成 22 年から平成 25 年の稼働状況は、図IV 1－6 のとおり、公営住宅及び準特定優良賃貸住宅は 90%超で推移しているのに対して、特定公共賃貸住宅は 60%前後で推移しており空室が目立つ状況である。

図IV 1－6 県営住宅の稼働率の推移



（出典：県土整備部建築住宅課 作成資料）

(2) 特定公共賃貸住宅の入居促進について

指 摘 (IV－1－(2))

特定公共賃貸住宅は、家賃が遡増していくことや、収入証明書の提出を求められる等、入居希望者にとって利用しにくい面もあり、近年多くの空家が問題となっている。

特定公共賃貸住宅の入居者募集業務を受託する「山梨県住宅供給公社」のホームページ

ジ上には、間取りやモデル家賃等の情報は掲載されていない。

県は、公社の特定公共賃貸住宅の募集方法の改善を要請すべきである。具体的には、公開情報の充実、ホームページ以外の媒体の活用などが考えられる。

また、入居者募集について相応の努力をしてもなお、空室が埋まらない場合は、当該特定公共賃貸住宅を家賃補助のある準特定優良賃貸住宅に転用すべきと考える。

① 特定公共賃貸住宅について

特定公共賃貸住宅とは、『山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則』に定められた、県内在住または在勤の中堅所得者層向けの公営賃貸住宅であり、年間の所得金額が一定の範囲内の世帯が利用できるものである。山梨県では、公営住宅の一部を特定公共賃貸住宅として使用している。

特定公共賃貸住宅の賃料は近傍同種物件の家賃を基準に定められているが、供用開始後 20 年間は一定の減額をすることができるため、供用開始直後は有利な家賃を設定できる。ただし、減額幅は年々縮小し、年を追うごとに家賃は上がっていくようになっている。こうした家賃の逡増に加えて、収入証明書の提出が求められるなど、入居希望者にとって利用しにくい面もあり、近年では、空家の増加が問題となっている。

一方で、住宅困窮者に対する公営住宅は入居待ちが多数いる状況であり、同一棟内の特定公共賃貸住宅を空家のままにしておくことは問題があるとの認識のもと、県はこれまでも一部の特定公共賃貸住宅を家賃補助のある準特定優良賃貸住宅に転用し、実質的に公営住宅として活用することに着手している。

② 県内の特定公共賃貸住宅の状況

県内の特定公共賃貸住宅の入居状況は平成 23 年 7 月 31 日時点で表Ⅳ 1-7 に示すとおりである。

表Ⅳ 1-7 特定公共賃貸住宅入居状況（平成 23 年 7 月 31 日時点）

（単位：戸数、％）

団地名	管理戸数	入居戸数	空家戸数	入居率（％）
塩部第一団地	5	1	4	20
塩部第二団地	5	4	1	80
和戸団地	7	5	2	71
櫛形小笠原団地	5	3	2	60
若草下今井団地	5	0	5	0
高根南団地	5	2	3	40
葦崎穂坂団地	8	6	2	75
塩山熊野団地	10	9	1	90
ぬくもり団地	7	5	2	71

(単位：戸数、%)

団地名	管理戸数	入居戸数	空家戸数	入居率 (%)
勝沼下岩崎団地	8	5	3	62
鯉沢北部団地	6	6	0	100
富沢団地	5	5	0	100
河口湖小立団地	4	1	3	25
合計	80	52	28	65

(注) 色のついた3団地は特に入居率が低い団地である。

(出典：建築住宅課作成資料)

表に示すとおり、入居率は100%から0%まで幅がある。平成23年7月31日時点で入居率が25%以下の塩部第一団地、若草下今井団地及び河口湖小立団地の3団地の空家について、平成22年9月以降の賃貸状況を調査したところ、状況は表IV1-8に示すとおりであった。

表IV1-8 塩部第一、若草下今井、河口湖小立の空家の平成22年9月以降の賃貸状況

団地名	空家戸数	空家の賃貸状況
塩部第一団地	4	1部屋が平成23年4月まで賃貸実績あり。 3部屋は賃貸実績なし。 ただし、入居中の1部屋は平成22年9月以降継続している。
若草下今井団地	5	1部屋が平成24年10月まで、1部屋が平成23年5月まで賃貸実績あり。 3部屋は賃貸実績なし。
河口湖小立団地	3	1部屋が平成24年6月まで賃貸実績あり。 2部屋は賃貸実績なし。 ただし、入居中の1部屋は平成22年9月以降継続している。

(出典：建築住宅課作成資料)

3団地のケースを見る限り、3年以上の長期間、契約が継続している部屋もあるが、一旦、空家になると、次の賃貸契約がなかなか決まらない傾向がみられる。

一方で、各団地の公営住宅部分についての入居待ちは塩部第一団地で17人、若草下今井団地で15人、河口湖小立団地で10人と多くの希望者がおり、同じ棟の特定公共賃貸住宅部分の空家状態が継続していることは公有資産の活用上の課題である。この点に関しては、現在、国との協議を進めているとのことである。

③ 入居者募集のさらなる工夫等による公有財産の有効活用について

入居者募集手続きは、山梨県住宅供給公社（以下「公社」という。）が県から委託され行っている。ただ、特定公共賃貸住宅についての入居者募集の告知は、公社のホーム

ページ上にある「公営住宅空家及び入居待ち状況」の「特定公共賃貸住宅」のリンクから「特定公共賃貸住宅空家・入居待ち状況表」が閲覧できるのみである。「特定公共賃貸住宅空家・入居待ち状況表」は、特定公共賃貸住宅の管理戸数、空家戸数、希望者数を団地別に示しているに過ぎず、間取りやモデル家賃等の情報は掲載されていない。

県は、公社の特定公共賃貸住宅の募集方法を改善させるべきである。

立地、間取り、モデル家賃等、通常、民間不動産業者が入居者募集する際に示す情報も開示させるなど、特定公共賃貸住宅の公開情報を充実させ、また、物件近辺へのチラシやポスターなどの掲示によりホームページ以外にも目にふれる機会を作るなど、広報の充実を要請すべきである。

また、入居者募集について相応の努力をしてもなお、空室が埋まらない場合は、当該特定公共賃貸住宅を家賃補助のある準特定優良賃貸住宅に転用するべきと考える。

(3) 長寿命化計画について

意見 (IV-1-(3))

山梨県では、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に従い、「予防保全的な維持管理」により効果的・効率的に公営住宅を維持・管理していくことが予定されている。

今後は、計画通りの補修工事を実施していくこと、定期的な計画の見直しを継続していくことが重要であるため、組織的に取り組んでいくことが望まれる。定期点検・修繕実績等からの情報収集の体系化、新しい工法の検討、光熱水費の分析などの実施も期待される。

現在、山梨県で取り組んでいる「山梨県公営住宅等長寿命化計画」では、ライフサイクルコストの縮減、年度毎の事業量の平準化を図ることを目標としている。これまでの「対症療法的な維持管理」から「予防保全的な維持管理」に切り替え、標準修繕周期に先立った定期点検の実施や耐久性の向上を目的とした改善工事を実施するとしている。これによって、修繕周期を長期化することが可能になる。また、老朽化や劣化等による事故等を未然に防止することができる。

今後は、上記計画による修繕、改善、建替を予定通りに実施するとともに、定期点検及び劣化診断から得た情報や修繕履歴を集約し、常に計画を見直していくべきである。また、新しい計画手法・補修工法を積極的に取り入れて、検討を繰り返していく姿勢が重要と考える。

また、CO2 排出削減の観点から、各団地の光熱水費の分析を行い、効率が悪い設備機器や断熱性能が劣っている屋根、外壁、建具等を改修することも今後は重要となると考えられる。

(4) 点検結果、劣化状況の一元管理について

意見（Ⅳ－１－（４））

日常点検、定期点検の実施の徹底を継続し、各施設の劣化状況を集約的に把握することが望まれる。

県営住宅の長寿命化計画の策定は評価できる。日常点検・定期点検で発見された劣化状況を常に更新し、施設の実用に応じた調整をしながら、実効性を有した計画としていくべきである。

包括外部監査の一環として視察した鯉沢北部団地では、庇部分の鉄筋の腐食や、バルコニー床開口（避難ハッチ）周りの鉄筋の腐食等の劣化が観察された（図Ⅳ１－９）。こうした劣化は、早急な補修が必要な場合もあり、建築住宅課でその緊急性を判断し、適切に対応していく必要がある。さらに、修繕履歴を集約的に把握した上で、長期修繕計画に反映していく必要がある。今後とも継続して、施設管理者に対して点検の指導や研修等を実施し、点検結果の報告を徹底させるべきだと考える。

図Ⅳ１－９ 鯉沢北団地の庇部分の鉄筋腐食（左）と、バルコニー床開口（避難ハッチ）周りの鉄筋腐食（右）



2. 教育庁学校施設課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 学校施設課の業務の概要

学校施設課では、県立学校にかかる公有財産の取得及び管理、県立学校施設の整備計画の策定及び学校施設の営繕及び保全などを行っている。

② 学校施設課の所管する資産の概要

学校施設課では、県立高等学校（全日制・定時制・通信制）及び特別支援学校を所管している。県立高等学校（全日制）の状況は表IV 2-1のとおりである。

表IV 2-1 県立高等学校（全日制）の状況（平成 25 年度）

学校名	定員(3 学年)	校地面積 (㎡)	建物竣工年
北杜	750	171,458	平成 13 年
韮崎	840	46,108	平成 14 年
韮崎工業	540	41,751	平成 14 年
甲府第一	840	31,649	平成 5 年
甲府西	840	53,850	昭和 49-50 年
甲府南	840	42,132	平成 8 年
甲府東	840	52,877	昭和 52-53 年
甲府工業	830	41,183	平成 9 年
甲府城西	840	39,178	平成 10 年
甲府昭和	800	44,970	昭和 59-60 年
農林	450	167,776	平成 15 年
巨摩	720	52,157	昭和 51 年
白根	680	44,051	昭和 59 年
増穂商業	390	36,263	昭和 38-45 年
市川	480	35,237	昭和 45 年
峡南	360	31,727	昭和 48 年
身延	450	34,419	昭和 46-平成 5 年
笛吹	900	42,498	平成 23 年
日川	840	43,556	平成 15 年
山梨	610	48,951	昭和 55 年
塩山	840	51,632	平成 2 年
都留	840	36,216	昭和 51-55 年
上野原	570	34,151	昭和 54-56 年
谷村	375	36,741	昭和 36-50 年

学校名	定員(3 学年)	校地面積 (㎡)	建物竣工年
桂	690	34,600	昭和 41-平成 6 年
吉田	960	37,979	平成 17 年
富士北陵	840	50,127	平成 17 年
富士河口湖	800	54,246	昭和 52-54 年
合計	19,755		

(出典：教育庁学校施設課 作成資料)

③ 管理台帳の概要

建物（公有財産）は公有財産管理システム（公有財産台帳）により管理しており、備品は物品調達管理システムにより管理している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

建築基準法第 12 条に基づく法定点検を 3 年に 1 度実施している。点検業務は、学校施設課において、入札により外部業者を選定し、業務を委託している。

各学校における点検結果は、A から D までのランク判定が行われ（A：経過観察とする、B：精密調査を要する、C：修繕を要する、D：即修繕が必要）、学校及び学校施設課に報告される。この点検結果は、紙媒体で保管されている。（点検履歴のデータベース化は行われていない。）

また、12 条点検以外にも毎年消防・ボイラー等の点検を実施している。

⑤ 維持管理計画

学校施設課では、建築基準法に基づく点検結果を基礎に、各学校から年に一度、修繕要望をヒアリングしている。これを取りまとめ、優先度を付けて修繕の予算要望を行っている。予算要望に対する優先度・緊急度を判定するために、学校施設課に所属する建築関連知識を有する専門職員が各学校施設に赴き、直接確認している。なお、日常的な運営の中で、緊急対応が必要な損傷等が発生した場合は、随時修繕を行っている。

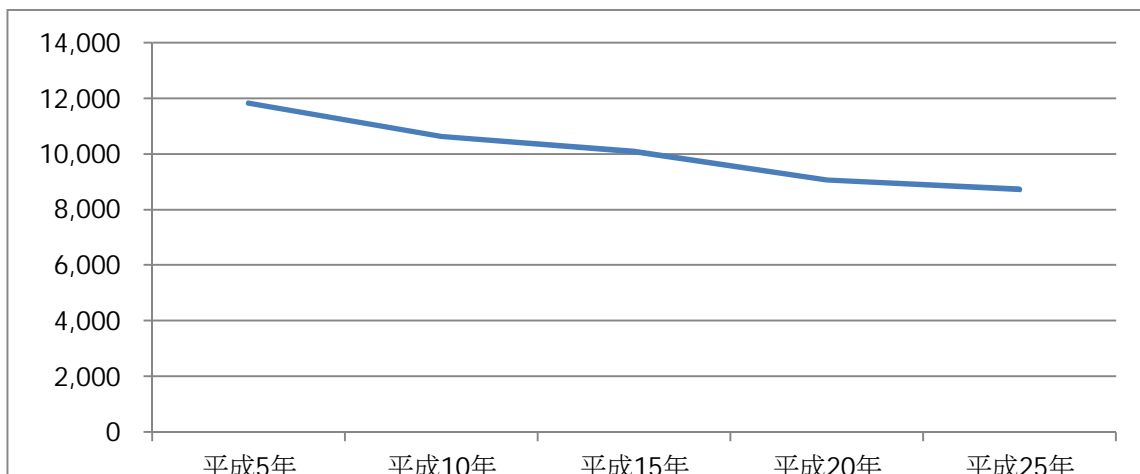
現状は年度単位での修繕検討に留まっており、長期的な維持更新計画は検討されていない。

修繕の結果については、各学校から年 2 回、学校施設課に対して修繕報告書が提出され、この報告書に基づき、学校施設課において、エクセルにて修繕履歴を管理している。

⑥ 県立高校の活用状況

山梨県の中学校卒業生数は、少子化の影響で平成5年の11,836人から平成25年には8,739人にまで減少している。さらに、県の推計では平成32年には7,362人にまで減少すると見込まれている。

図IV 2-2 山梨県の中学校卒業生数の推移



(出典：教育庁学校施設課 作成資料)

山梨県では、生徒数の減少、生徒の多様化、時代のニーズ等に対応し、魅力と活力ある高校づくりを推進する目的で、平成21年度に「県立高等学校整備基本構想」を策定している。

この基本構想に沿う形で、高校の再編整備を進めており、最近の取り組みとしては、谷村工業高校と桂高校を統合し、都留興譲館高校を平成26年4月に新設する計画を進めている(学校設置については、平成25年6月の定例県議会により承認されている)。その他に、平成22年度に石和高校と統合した旧山梨園芸高校の校舎を平成24年4月より、かえで支援学校分教室として使用している。

既存高校の利用状況については、少子化で定員数は減少しており、1クラス当たりの生徒数は減少しているが、習熟度別の授業や、選択科目への対応のために、使用教室数は増えており、年間を通じて授業に全く利用されない空き教室は、ほとんどない状況である。

(2) 学校施設の利用状況の把握と有効活用について

意見(IV-2-(2))

現状では、学校施設の利用状況の詳細な確認は実施されていない。昨今では少子高齢化による学生数・生徒数の減少に伴い、教室等の学校施設の利用状況が低下している例も散見される。

学校施設の利用状況を定期的に把握し、利用率に問題があった場合は他の目的に転用

する等、必要な対応を適時に行って、学校施設を有効利用する体制を構築することを検討されたい。

前述のとおり、山梨県立高校等の校舎等の施設は、学校施設課により管理されている。学校施設の利用状況について、年に一回、学校施設課の担当が各学校に赴いて、施設の老朽化や補修等の必要性の把握をヒアリングする際に、あわせて口頭で確認している。しかし、その把握はあくまでも概括的なもので詳細な確認は実施されていない。そのため、学校施設課において、学校施設の利用状況が詳細に把握されていない。

昨今では、少子高齢化による学生数・生徒数の減少に伴い、教室等の学校施設の利用状況が低下している例も散見され、学校施設を一般開放する地方自治体もみられる。例えば、千葉県や函館市などは平日の昼間の時間帯に余裕教室等の施設を一般開放している。学校施設は県の重要な資産の一つであり、それを有効利用することは県民の期待するところと考えられる。

従って、現状の学校施設の利用状況の把握方法を改善し、より詳細な情報を定期的に入手し、利用率に問題があった場合は必要な対策が適時に講じられる仕組みを構築し、学校施設を有効利用する体制を整備することが必要である。より具体的には、以下のようなプロセスが想定される。

学校施設の有効利用に関して想定される具体的なプロセス

- ① 学校施設の利用状況を施設種別ごとに定期的に把握する。
- ② 利用率に関し一定の指標を設け、利用状況を分類する。ほとんど利用されていない、または全く利用されていない施設を洗い出す。
- ③ 洗い出された施設について対応策を検討する。具体的には、まず、その施設を本来の教育目的で活用できるプログラムを策定することはできないか検討し、難しい場合は、他の目的への転用を検討する。

(3) 長期継続契約の更なる導入について

意見 (IV-2-(3))

平成 24 年度に締結されている「県立学校及び教育施設等自家用電気工作物保安管理業務委託」に関する契約は、長期継続契約に適した業務内容であり、また、県の条例にも抵触していない。

長期継続契約の締結を検討するべきであったと考える。本件に関わらず、今後の発注においては、長期継続契約によるコスト削減効果の有無を検証し、効果があると認められる場合は長期継続契約とすることが望まれる。

複数年度を対象に締結される長期継続契約には、受注者側にとっては、役務提供のた

めの資材や人員等を計画的に確保することができるため、効率的に業務を提供することができるという効果がある。また、発注者側にとっては、契約金額の縮減によるコスト縮減が期待できるほか、契約事務を複数年度に一回にできるため、事務の効率化にも役立つものである。

県は、こうした効果を享受して、コスト縮減を図るため、清掃業務をはじめとして多くの契約に長期継続契約を導入している。

しかし、平成 24 年度の学校施設課の「県立学校及び教育施設等自家用電気工作物保安管理業務委託」（一般競争入札、契約額：12,199,377 円）に関しては単年度での契約が締結されていた。当該業務は、複数の業者が受注可能な一般的な業務内容であり、かつ、施設が存続する限り、毎年度、継続的に必要な業務である。こうした性質を鑑みれば、当該業務も長期継続契約の締結が適していると考えられる。

山梨県において、長期継続契約を締結することができる契約は、以下のように定められている。

山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（抜粋）

- ① 印刷機、複写機、電子計算機及びその関連装置、ファクシミリ装置その他の物品を借り入れる契約で、翌年度以降にわたり契約を締結することが商慣習となっているもの
- ② 清掃、建物及びその付属設備の維持管理、廃棄物の処理、警備その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて役務の提供を受けることを要するもの

「県立学校及び教育施設等自家用電気工作物保安管理業務委託」は、「建物及びその付属設備の維持管理」に該当するため、条例に抵触しないと考える。

本件に関わらず、今後の発注においては長期継続契約によるコスト削減効果の有無を検証し、効果があると認められる場合は長期継続契約とすることが望ましい。

（４）甲府西高校の八ヶ岳寮跡地の有効活用

意見（Ⅳ－２－（４））

甲府西高校の八ヶ岳寮跡地は、未利用の状態が 10 年以上続いている。現状は、庁内の未利用財産利用促進会議において、継続検討の判断がされている。

庁内から利用希望がない状況にあるため、普通財産に変更して管財課で他の未利用地と同様に検討することや、一時貸付や不動産業者を介した売却なども検討し、早期に県有財産としての有効活用を進めることが望まれる。

甲府西高校の八ヶ岳寮は、老朽化のため平成 11 年 8 月に解体され更地となった。そ

の際、八ヶ岳南麓の自然を生かした環境教育ゾーン事業の拠点としたいとの理由で、長坂町から取得の希望があったが、その後、交渉は進んでいなかった。

平成 21 年以降は、庁内の未利用財産利用促進会議において利用希望の有無を照会しているものの、利用希望は特になく状況が続いている。普通財産に変更して管財課で他の未利用地と同様に検討することや、一時貸付や不動産業者を介した売却なども検討し、早期に県有財産としての有効活用を進めることが望まれる。

(5) 備品管理について

指 摘 (IV-2-(5))

県立高校の視察において、備品 13 件をサンプル抽出し、実査したところ、2 件の除却漏れと 2 件の備品管理シール添付漏れが検出された。

備品の情報が正しく把握されていなければ、実態に応じた適切な管理が実施できず、また、貸借対照表が資産の実態を正確に反映していないことにもなる。

今後は、備品原簿と現物の照合を漏れなく行い、差異等があれば漏れなく各学校で除却などの手続きをすることが必要である。

現物に備品管理シールが添付されていない場合、現物の特定ができず照合に手間取ることになるため、新しいシールを物品調達管理システムから打ち出し現物に添付する必要がある。

組織の内部において自ら、このような要改善点を発見し対応策を講じることによって、事務処理の改善を体系的・継続的に実施することが可能となる。管理課は、実態に応じた備品の管理が適切に行われるよう、改めて各学校に備品実査の留意点や重要性を通知し周知徹底させる必要がある。

包括外部監査の一環として、県立高校の視察を実施した。峡南高等学校及び増穂商業高等学校の備品 13 件をサンプル抽出し、実査したところ、2 件の除却漏れと 2 件の備品管理シール添付漏れが検出された。以下に詳細を記す。

表IV 2-3 の 2 件は、現物が存在しないにもかかわらず、備品原簿には記載されていた。「EWS4800/330 他一式」はネットワークシステム一式とのことである。

表IV 2-3 監査の過程で検出された除却漏れ

学校名	物品番号	品名	使用場所	取得価額
峡南 高等学校	93002443	EWS4800/330 他 一式	西館 2 階第 3 コ ンピューター室	61,079,000 円
増穂商業 高等学校	75000343	テニスコート用カ バー (28×15)	体育館	142,000 円

また、表IV 2-4 の 2 件は、備品管理シールが添付されていなかった。

表IV 2-4 監査の過程で検出された備品管理シール添付漏れ

学校名	物品番号	品名	使用場所	取得価額
峡南高等学校	73000229	非破壊試験器	西館 2 階機械材料試験室	1,040,000 円
峡南高等学校	06004543	管摩擦実験装置	峡南高等学校（備品原簿の記載による）	5,722,500 円

各学校は備品について毎年度備品原簿と現物の照合を行い、各学校の物品出納員に報告することになっているが、その現物との照合又は報告に漏れがあったと考えられる。

各学校で登録された備品の情報が正しくなければ、実態に応じた備品の適切な管理が実施できない。

また、取得価額 50 万円以上の備品は新たな公会計制度に基づく貸借対照表作成の基礎となっていることから、備品原簿の情報が現物と乖離する場合、貸借対照表が資産の実態を正確に反映していないことにもなる。

そのため、今後は、備品原簿と現物の照合を漏れなく行い、差異等があれば漏れなく各学校で除却などの手続きをすることが必要である。

現物に備品管理シールが添付されていない場合、現物の特定ができず照合に手間取ることになるため、新しいシールを物品調達管理システムから打ち出し現物に添付する必要がある。

組織の内部において自ら、このような要改善点を発見し対応策を講じることによって、事務処理の改善を体系的・継続的に実施することが可能となる。管理課は、実態に応じた備品の管理が適切に行われるよう、改めて各学校に備品実査の留意点や重要性を通知し周知徹底させる必要がある。

(6) 学校校舎のアスベスト対策について

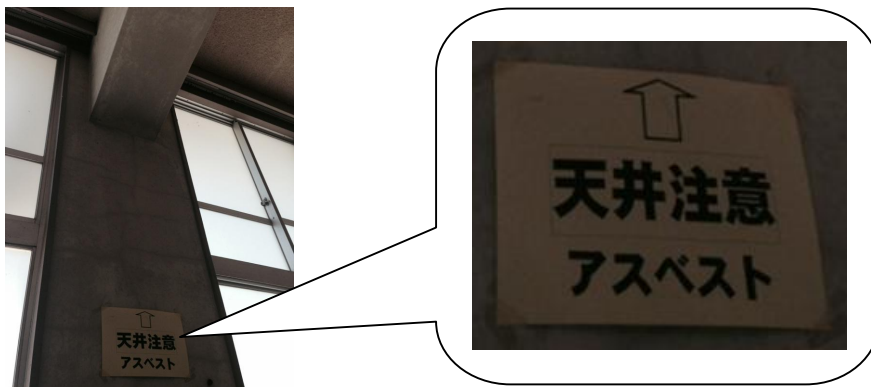
意見 (IV-2-(6))

監査の過程で視察した県立峡南高等学校にアスベスト含有吹き付け材があり、常時、適切な維持管理が必要である。この点に関し、十分な調査と対応が図られてきたかを質問したが、十分な回答が得られなかった。

学校施設課は、対策が行われていない学校施設についてアスベスト含有吹き付け材の点検・維持管理の状況、及び教職員や生徒等への周知状況等を確認し、除去を含めて必要な対策を行うことが望まれる。

平成 25 年 10 月 15 日に視察した県立峡南高等学校のアスベストに関する注意喚起の表示 (図IV 2-5) について質問したところ、同高等学校のいくつかの部屋の天井等に非飛散性アスベストの吹き付けが残っているとの回答を得た。

図IV 2 -5 峡南高等学校にて撮影



非飛散性アスベストではあるが、吹付けアスベストの場合、劣化し飛散する恐れがあるときは、飛散の可能性が低いと思われる場合でも、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない（石綿障害予防規則第10条）とされている。

そのため、常時、適切な維持管理が必要である。この点に関し、十分な調査と対応が図られてきたかを質問したが、十分な回答が得られなかった。

学校施設課は、対策が行われていない学校施設について、アスベスト含有吹き付け材の点検・維持管理の状況、及び教職員や生徒等への周知状況等を確認し、除去を含めて必要な対策を行うべきである。

（7）高校施設の有効利用

意見（IV-2-（7））

県立高等学校では、平成元年前後に建築された文化創造館を各校に1施設設置している。県立学校管理規則によると、「校長は、学校の施設及び設備を社会教育その他公共のために利用させることができる」とされており、おおむねの県立高校では、文化創造館管理規定に基づき、校長の判断により学校教育上支障がない範囲で地域住民等に開放している。

しかし、一部の県立学校職員においては、県立学校管理規則が認識されておらず地域開放されていないことから、その趣旨の徹底が図られることが望まれる。

今回視察した増穂商業高等学校には、平成元年3月30日に竣工した緑誠文化創造館がある。緑誠文化創造館は、鉄筋コンクリート二階建、延べ床面積700㎡、宿泊研修室3、指導員室2、シャワー室2を併設した冷暖房完備の多目的ホール・展示室である。同様に視察した峡南高等学校にも、平成2年5月2日に竣工した峡香文化創造館がある。

このように、山梨県内の県立高等学校には、平成元年前後に建築された文化創造館が各校に1施設設置されている。文化創造館は、校舎とは別棟であり、平成元年前後とい

う時代も反映して立派な建物となっていることも多い。

増穂商業高等学校の緑誠文化創造館は、普段は放課後に卓球部が部活で使用しており、夏季は部活動の合宿で使用しているが、それ以外の活用はされていない。また、地域への開放も行われていない。

山梨県教育委員会は、平成 16 年 3 月に「郷土を愛し 未来を拓く やまなしの教育基本計画」を策定している。この計画は、「郷土を愛し 未来を拓く やまなしの教育」を基本理念とし、21 世紀を拓く本県教育の進むべき方向とそれを実現するための基本的な施策を明らかにしたものであり、施策、事業の実施にあたっては、市町村教育委員会をはじめ、関係機関、諸団体との密接な連携のもとに、広く県民の理解と協力を得ながら、総合的な教育行政の推進に努めるものである。

その中の施策の「具体的方向性 2 明日を担う子供をはぐくむ家庭・地域・学校の連携の推進」には、『明日を担う子どもを社会全体ではぐくむため、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、家庭や地域から信頼される開かれた学校づくりなど、家庭・地域・学校の連携を推進します。』とある。その中の開かれた学校づくりの推進に、下記のような項目がある。

「具体的方向性 2 明日を担う子供をはぐくむ家庭・地域・学校の連携の推進
開かれた学校づくりの推進」(抜粋)

生涯学習と連携した学校の開放

地域の人々の活動の拠点として、学校が有する教育機能や施設を地域に開放することが求められています。

○学習機会の提供

○学校施設の地域への開放

また、山梨県教育委員会は、時代の要請に的確に応えながら山梨県教育の一層の振興を図るため、平成 21 年から平成 25 年までの 5 年間を計画期間とする山梨県教育振興の基本計画である「やまなしの教育振興プラン」を平成 21 年 2 月に策定している。

その中の「第 6 章 2 家庭・地域・学校の連携 (2) 地域全体で取り組む教育の推進」には以下の記載がある。

「やまなしの教育振興プラン 第 6 章 2 家庭・地域・学校の連携 (2) 地域全体で取り組む教育の推進」抜粋

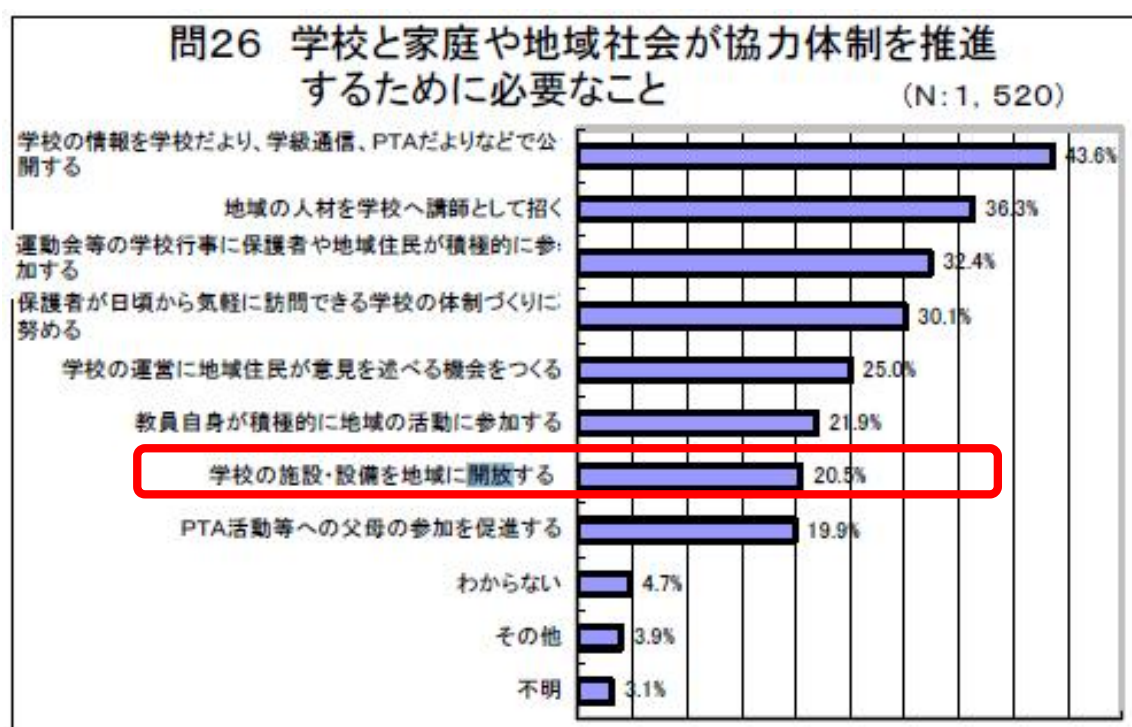
施策の方向性；開かれた学校づくりの推進

- ・ 学校施設・設備を地域住民に開放し、地域のコミュニティーの場として提供することにより、地域の教育環境の整備に努めます。

このように、県教育委員会は、家庭・地域・学校の連携を推進するために学校施設の地域への開放を掲げている。

また、「やまなしの教育に関するアンケート調査（平成 20 年）」（図Ⅳ 2-6）によると、以下のようなアンケート結果がでている。学校と家庭や地域社会が協力体制を推進するために必要なこととして、「学校の施設・設備を地域に開放する」ことが必要だと考えている割合は、20.5%となっている。このことから、学校施設の地域への開放に対する一定程度の住民ニーズもある。

図Ⅳ 2-6 「やまなしの教育に関するアンケート調査（平成 20 年）」（抜粋）



（資料：やまなしの教育に関するアンケート調査（平成 20 年））

さらに、文部科学省の「我が国の文教施策」の中の「第Ⅱ部 第 2 章 第 2 節 4 地域に根ざした小・中・高等学校」の『(3) 教室開放事業等』には、以下の記載があり、体育施設以外の学校施設の開放の増加を求めている。

「我が国の文教施策 第Ⅱ部 第 2 章 第 2 節 4 地域に根ざした小・中・高等学校 (3) 教室開放事業等」（抜粋）

地域住民の身近な施設である小・中学校の持つ教育機能・施設を地域へ開放する教室開放事業は、平成 9 年度には、公立小学校 166 校、公立中学校 68 校で実施され、約 1 万 6,000 人が参加している。

また、平成9年度に何らかの形で施設の開放を行っている公立学校は、小学校94.0%、中学校88.2%、高等学校65.0%に及んでいる。開放されている施設は体育施設が多いが、特別教室、図書館、音楽教室などの開放も増加していくことが期待される。

以上のように、学校施設の地域への開放は、県教育委員会が掲げている事項であり、一定の住民ニーズもあり、国の施策とも合致する。そのため、県立高等学校に設置されている文化創造館についても、施設の有効活用と県教育委員会の掲げている施策の推進を図るために、地域への開放を検討する必要がある。

一方で、学校施設であるため学校行事との兼ね合いも考える必要がある。他県では土日祝日等の学校行事で使用しない時間帯は学校施設を地域に開放している例も見られる。こうした例も参考にし、学校行事で使用しない時間帯は文化創造館を地域へ開放し、これをもって家庭・地域・学校の連携を推進するとともに、施設の活用度を高めることが適切であると考えられる。

(8) 空き教室の有効活用について

意見(IV-2-(8))

今後の学校施設の維持・運営は、施設老朽化、少子高齢化、人口減少、財政悪化など様々な要素の影響を受ける。

こうした状況に備えるべく、保有施設全体の維持管理・更新費用を試算し、将来的の財政試算も考慮して、他用途への転用、民間への貸付・売却等の方策を検討していくべきである。

今後の学校施設の維持・運営という点では、施設の老朽化はもとより、少子高齢化の進行、人口の減少、財政環境の悪化等、様々な状況の変化が考えられる。現状の学校数、教室数の保持が困難となることも想定される。

こうした状況に備えるため、まず、学校施設課で、保有施設全体の将来的な維持管理・更新費を試算する必要がある。そのうえで、財政に応じて、複合化、転用等の有効活用、定期借地権による民間貸付、最終手段として民間への売却等の方策を検討していかなければならない。

以下に、他県・市町村による学校施設の活用例を示す。②の例は、跡地を民間に売却しているが、既存建物を一部解体せず、改修する計画としている。この例のように、高等学校としての用途を一部残したまま、福祉施設を併設する手法も不可能ではないことが分かる。

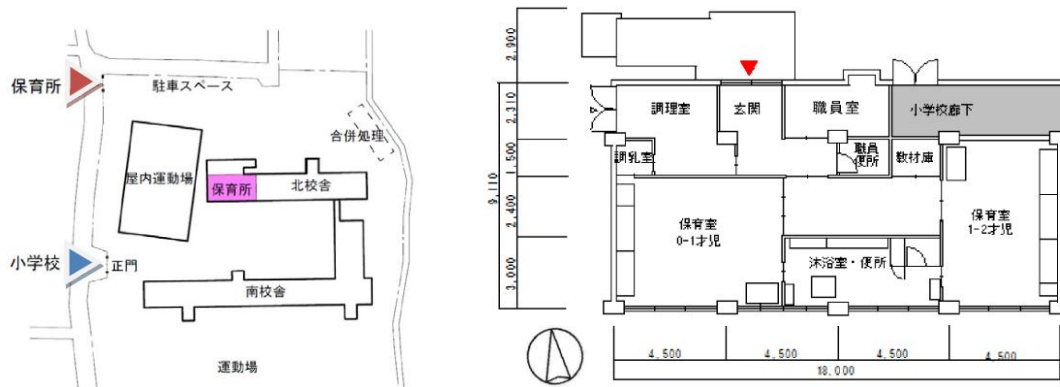
① 福岡市立賀茂小学校・こぐま保育園分園(空き教室利用)

福岡市では、公共施設の有効活用の観点から小学校の余裕教室を利用した保育所分園整備を進めてきた。こぐま保育園分園は、賀茂小学校北校舎西側に整備され、壁により小学校側とは区画されており、室内側からの出入りはない。学校児童の門とは別に保育所の門及び送迎車用の駐車スペースを確保している。

図IV 2-7 小学校正門(写真左)と保育園入口(写真右)(資料:国立教育政策研究所)



図IV 2-8 小学校の校舎の一部を改修し転用している

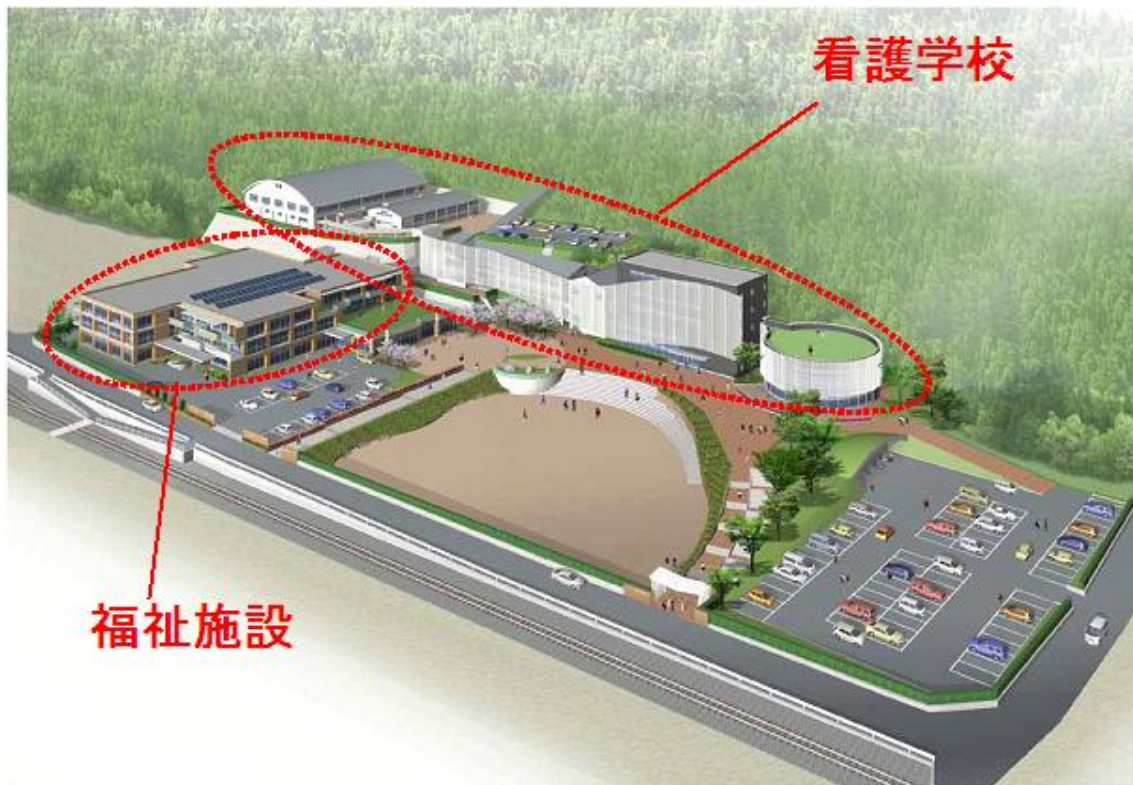


② 旧岡山県立福渡高等学校跡地活用(民間による学校跡地利用)

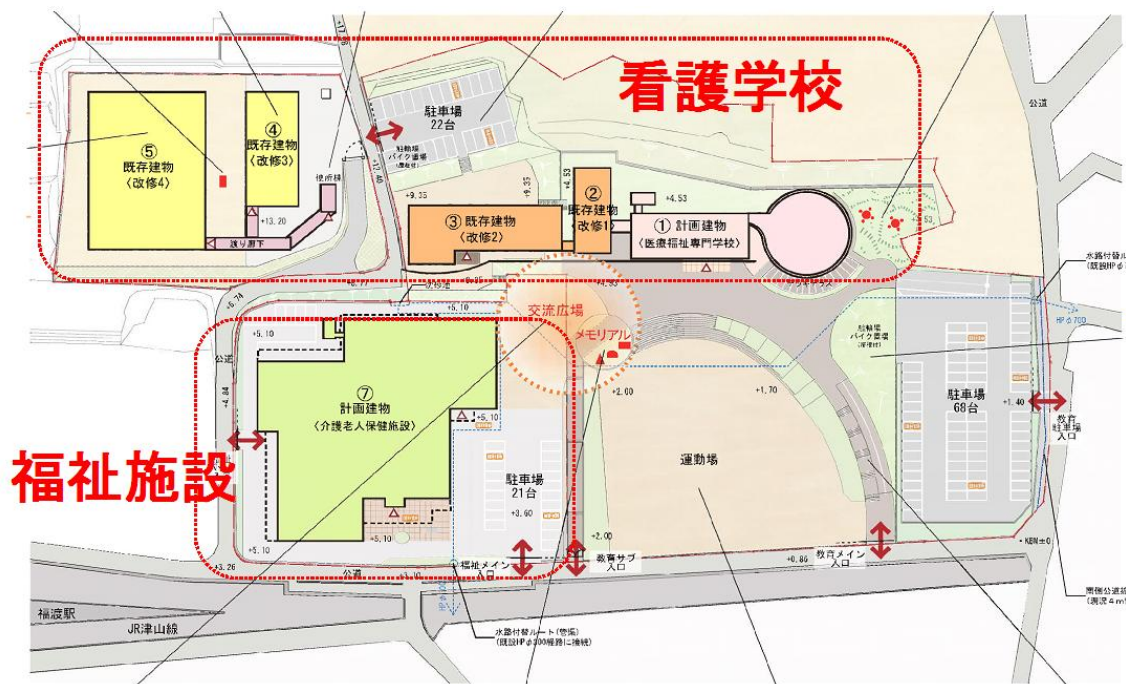
平成19年3月に閉校になった旧県立高校の跡地の地域振興に繋がる有効活用を目指し、事業者の募集・審査を経て、介護老人福祉施設と看護学校の設置・管理運営の提案を行った事業者を選定した。平成25年1月、敷地等を事業者へ引き渡した。開校・開設は平成26年4月を予定している。

事業手法は、事業用定期借地権による民間事業者への土地の賃貸借とし(借地期間は平成25~74年)、民間事業者の費用負担により施設の設置・管理運営を行う。

図IV 2 - 9 完成予想パース (資料：岡山市のホームページをもとに作成)



図IV 2 - 10 計画配置図



(9) 中長期保全計画について

指 摘 (IV-2-(9))

学校施設の老朽化対策においては、単に建設時の状態に戻すだけでなく、安全・安心な施設環境の確保、教育環境の質的向上、地域コミュニティの拠点形成を目指し、適時適切な整備ができるよう、計画的に整備を行うことが求められている。

そのために、各校の劣化状況を集約的に把握し、予防保全の観点を取り入れた中長期保全計画の策定を検討すべきである。緊急度の高い劣化部分に対しては、優先度を決定する客観的な指標を策定し、補修方針を計画する必要がある。

学校施設の老朽化対策を進めるに当たっては、劣化した施設について単に建設時の状態に戻すだけでなく、時代のニーズに対応した施設へと転換を図る必要がある。その際には、安全・安心な施設環境の確保、教育環境の質的向上、地域コミュニティの拠点形成を目指して再生することが重要である。

学校施設の劣化状況や教育内容への適応状況などを適切に把握するとともに、把握したデータをもとに評価を行い、適時適切な整備ができるよう、改修・改築の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画を策定し、計画的な整備を行うことが求められている。

現状の体制では、各学校において、日常点検と定期点検を実施し、点検結果をもとに劣化部位の補修を実施する「事後保全」が主体となっている。また、学校施設課側で把握している建物劣化状況は、学校側から補修工事の報告があった部分のみとなっている。

今後、維持保全を効率的に実施していくために、学校施設課で、各学校の劣化状況と修繕履歴を集約的に把握し、的確な優先順位で危険部位を補修するとともに、今後の劣化予測による「予防保全」としていくべきである。また、学校側に対して点検の指導や研修等を実施し、各学校の劣化に対する評価を統一すると同時に、学校からの点検結果の報告を徹底させるべきと考える。

市川高校では、鉄筋コンクリート造の外部階段で、鉄筋の腐食による爆裂と見られる劣化部位があった(図IV 2-11)。学校側の認識では、日常的には生徒が使用しないため、補修を後回しとしているとのことだが、地震時に階段全体が崩落する可能性なども想定される。同様に峡南高校と増穂商業高校でも、建物躯体の深刻な劣化ではないが、地震時や強風時にモルタルが剥がれ、飛散する危険性がある劣化が見られた。(図IV 2-12)

これらの劣化は、学校施設課側も定期点検の結果から把握はしているが、劣化部分に対する補修工事の要否は学校側の判断に委ねられている。劣化の状態次第では、補修を先延ばしにすることにより、最悪の場合、人的被害を招く恐れもある。学校施設課側で全学校の劣化状況を集約し、客観的な指標から優先順位を決定することで、緊急度の高

い劣化に対する補修計画を決定すべきである。

図IV 2 - 11 市川高校の施設の劣化事例



図IV 2 - 12 軒裏の鉄筋腐食（峡南高校／写真左）と、外壁モルタル層の浮き（増穂商業高校／写真右）



図IV 2 -13 外壁モルタル剥落の例



3. 教育庁社会教育課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 社会教育課の業務の概要

社会教育課では、社会教育委員の会議 社会教育主事等の研修・養成、社会教育関係団体の指導、図書館関連業務、地域教育・人権教育の推進、読書活動の推進、青少年教育施設（八ヶ岳少年自然の家、ゆずりはら青少年自然の里、なかとみ青少年自然の里）の運営、県立科学館の運営、山梨ことぶき勸学院の運営等を行っている。

② 社会教育課の所管する主な資産の概要及び利用状況

(ア) 山梨ことぶき勸学院

山梨県甲府市に昭和 62 年 4 月に開学。これからの長寿社会で求められる新たな高齢者のスタイルを創造するために、『生きがいの創出』『新たな縁・絆の構築』『地域の活性化に貢献できる人材の育成』『健康増進』の実現を目指すことを目的とする、高齢者のための県の教育機関である。

管理は山梨県直営の管理を行っている。

なお、施設の利用状況は表IV 3-1 の通りである。

表IV 3-1 事業の実施状況（単位：人）

事業の実施状況と 目標の実現度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	実績値	実績値	実績値	実績値
勸学院定員充足率 (入学者／定員)	85.6% (308/360)	87.8% (316/360)	85.8% (309/360)	90% (324/360)
勸学院卒業率 (卒業生／入学者)	88.2% (283/321)	89.0% (274/308)	89.2% (282/316)	89.1% (275/309)

(出典：「平成 23 年度 事務事業自主点検シート及び実績」)

(イ) 山梨県立図書館

山梨県甲府市丸の内から山梨県甲府市北口に平成 24 年 11 月に新築移転した。山梨の生涯学習の基盤施設として、県内公共図書館の支援やレファレンスサービスの一層の充実を図りながら、新しい時代に対応した「山梨らしさ」のある図書館、多様な支援機能を持った交流の拠点として、県民から信頼される使いやすい施設を目指している。

管理は移転と同時に指定管理者制度を導入しており、山梨文化会館・甲府ビルサービス・NTTファシリティーズ共同事業体が指定管理者として選定されている。

なお施設の利用状況は表IV 3-2の通りである。

表IV 3-2 山梨県立図書館利用状況抜粋（単位：延人数、点、件）

種別 \ 年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
入館者数	158,809	165,020	155,662	151,097	404,510
新規登録者数（個人）	1,851	2,193	2,103	2,008	30,652
館外貸出点数（個人）	74,540	84,525	84,586	89,674	222,922
調査相談件数	6,571	6,709	6,922	9,387	25,170

※平成24年度は、6月11日から5ヶ月休館。11月11日に新県立図書館を開館。

（出典：「図書館要覧」）

（ウ）山梨県立科学館

山梨県甲府市に平成10年7月に開館。展示物に直接触れ、科学体験や遊びを体験することのできる施設である。

管理は指定管理者制度を導入しており、指定管理者制度導入以降、公益財団法人山梨県青少年協会が指定管理者として選定されている。

科学館において体験できる主な施設は以下の通りである。

➤ 展示

基本テーマは、「人間をめぐる旅」であり、サイエンスプレイ・自然・生命・科学技術・地球・宇宙の6つのテーマがある。これら常設展示や特別企画展示を通して、科学を身近なものとして再認識することができる。

➤ スペースシアター

直径20mの傾斜したシアタードームの中にはプラネタリウムがあり、四季折々の星座や惑星の動きなどを時間と空間を超えて見ることができる。また、ドーム全体をスクリーンにした臨場感あふれる全天周映画も見ることができる。スペースシアターでは、「一般番組」と「学習番組」のプラネタリウム投影を行っており、天文や宇宙科学の基礎知識を学ぶことができる。

➤ 実験工作室・サイエンスショーブース・あそびの部屋

実験工作教室やさまざまな体験イベントを通じて、社会の変化に対応した最新の科学知識・技術を自由に学ぶことができる。

なお施設の利用状況は表IV 3-3の通りである。

表IV 3-3 山梨県立科学館利用状況抜粋（単位：延人数）

種別 \ 年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
入館者	134,602	138,547	152,119	162,209	166,931
実験室	11,826	12,454	11,317	10,069	13,048
工作室	12,756	15,253	12,464	11,024	13,809
サイエンスショー	32,235	35,622	31,458	32,048	34,773
あそびの部屋	24,680	25,572	35,285	49,909	48,316
スペースシアター	43,661	36,758	66,758	52,764	56,106
天体観測室	4,471	4,422	3,464	2,992	3,702

（出典：「科学館事業年報」）

（エ）山梨県立青少年センター

山梨県甲府市に昭和45年12月に開館。青少年に自主的かつ創造的な活動の場を、青少年を指導する者に研修の場を提供することにより青少年の健全な育成を図るとともに、勤労者に研修、交流等の場を提供することによりその福祉の増進に資するために設置された施設である。

管理は指定管理者制度を導入しており、指定管理者制度導入以降、公益財団法人山梨県青少年協会が指定管理者として選定されている。

山梨県立青少年センターにおいて利用できる主な施設は以下の通りである。

本館	会議室・研修室、和室、宿泊施設、運動場、テニスコート
別館	音楽室、多目的ホール
体育館	バスケットコート、バレーコート、バドミントンコート、卓球台、室内温水プール
リバース和戸館	会議室・研修室、和室、視聴覚室、体育室、トレーニング室

なお施設の利用状況は表IV 3-4の通りである。

表IV 3-4 山梨県立青少年センター利用状況抜粋（単位：延人数）

種別 \ 年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
本館	61,298	59,517	65,331	59,127	64,008
別館	49,368	47,325	50,242	56,836	62,196
リバース和戸館	70,928	64,633	58,889	58,562	63,643
体育施設	100,072	107,646	108,339	93,589	94,651

（出典：「施設利用状況等資料」）

（オ）山梨県立八ヶ岳少年自然の家

山梨県北杜市に昭和48年8月に設置。子供たちを恵まれた自然の中に解放し、自然探求や野外活動を通して豊かな情操を養うとともに、集団宿泊生活の中で、自律・協同・

友愛・奉仕の精神を体験的に学習させるなど、学校や家庭では期待しにくい体験を体得させることにより、心身ともにたくましく、心豊かな青少年を育成することを目的として設置された教育施設である。

管理は指定管理者制度を導入しており、指定管理者制度導入以降、公益財団法人山梨県青少年協会が指定管理者として選定されている。

なお施設の利用状況は表IV 3-5の通りである。

表IV 3-5 山梨県立八ヶ岳少年自然の家利用状況抜粋（単位：延人数）

種別 \ 年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
本館宿泊利用	31,719	28,094	30,300	34,466	34,478
キャンプ場宿泊利用	5,438	4,196	4,762	5,900	4,475
日帰り利用	1,605	2,664	2,191	1,899	1,810

（出典：「施設利用状況等資料」）

（カ）山梨県立ゆずりはら青少年自然の里

山梨県上野原市に平成10年7月に設置。『自然や人、地域のふれあい』の中で、自立・責任・協力・友愛・奉仕等の尊さを体験的に学習させ、ふるさとを愛するたくましく心豊かな青少年を育成するために、山梨県と上野原市により設置された社会教育施設である。

管理は指定管理者制度を導入しており、指定管理者制度導入以降、非公募により上野原市が指定管理者として選定されている。

なお施設の利用状況は表IV 3-6の通りである。

表IV 3-6 山梨県立ゆずりはら青少年自然の里利用状況抜粋（単位：延人数）

種別 \ 年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
一般棟利用	7,995	5,164	6,377	6,167	7,197
家族棟利用	488	818	1,010	1,030	1,370
キャンプ場利用	1,182	738	884	872	984
日帰り利用	1,932	1,971	1,637	1,362	1,809

（出典：「施設利用状況等資料」）

（キ）山梨県立なかとみ青少年自然の里



山梨県南巨摩郡身延町に昭和 62 年 6 月に設置。日頃家庭や学校では経験しがたい自然観察や、ふるさとの歴史・文化・産業などの体験活動をとおして、人々の生きざまを学ぶとともに、勤労体験・集団宿泊を通して、自律・友愛・勤労・奉仕の尊さを学び、ふるさを愛するたくましい心豊かな青少年を育てることを目的とした社会教育施設である。

管理は指定管理者制度を導入しており、指定管理者制度導入以降、非公募により身延町が指定管理者として選定されている。

なお施設の利用状況は表Ⅳ 3 - 7 の通りである。

表Ⅳ 3 - 7 山梨県立なかとみ青少年自然の里利用状況抜粋（単位：延人数）

種別 \ 年度	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
本館宿泊利用	6,635	6,810	6,980	6,448	5,702
キャンプ場宿泊利用	673	626	634	748	530
日帰り利用	1,223	1,200	1,130	1,184	1,262

（出典：「施設利用状況等資料」）

③ 管理台帳の概要

建物（公有財産）は公有財産管理システム（公有財産台帳）により管理しており、備品は備品台帳にて管理している。公有財産台帳への登録は社会教育課から管財課に公有財産の移動報告書を提出し、管財課にて行われる。備品台帳への登録は社会教育課にて行われる。

備品については備品台帳を指定管理者に送付し、指定管理者が棚卸を実施した結果を社会教育課に報告している。山梨ことぶき勸学院については、指定管理者制度を導入していないため、社会教育課の担当者が現地確認、棚卸を実施している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

法定点検が必要な各種設備については、県から指定管理者に対して支払われる委託料を元に、指定管理者の責任において法定点検が実施されている。

点検結果は、指定管理者に対して行うモニタリング調査において提出される指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シートによって報告されるとともに、社会教育課の現地調査により確認される。

⑤ 維持管理計画

社会教育課では、所管する施設に関する長期維持管理計画は作成しておらず、施設に不具合が生じた際にその緊急性を考慮して修繕を行うという対症処療法的な対応を行っている。

⑥ 非公募による指定管理者選定

山梨県立ゆずりはら青少年自然の里、山梨県立なかとみ青少年自然の里は、いずれも山間地域の文化（紙すき体験、陶芸体験、ほうとう作りなど）を体験できる社会教育施設である。両施設ともにその施設の一部を市町村が建設しており、当該町立施設と一体的に運用することで集客力、事業効果を上げることが可能との理由により、山梨県立ゆずりはら青少年自然の里は上野原市、山梨県立なかとみ青少年自然の里は身延町が、非公募方式で指定管理者に選定されている。

民間活用について検討を行った経緯もあり、両施設ともに運営状況は情報開示されているが、指定管理者からの報告は収支ベースであり発生主義に基づいていない。

（２）指定管理者が実施した修繕の工事履歴の不備

意見（Ⅳ－３－（２））

社会教育課は指定管理者負担の修繕費枠内で実施された修繕の履歴管理を行っておらず、指定管理業者間の修繕履歴に関する引き継ぎ対策も特段取られていない。そのため、異なる業者が指定管理者に選定された場合、修繕履歴情報の引き継ぎが十分なされない可能性がある。また、アセットマネジメントを実現するためには、修繕履歴が不可欠である。

したがって、社会教育課は指定管理者負担の修繕であっても報告を受け、修繕履歴管理を行うことが望まれる。

社会教育課が所管する指定管理者制度採用施設の修繕費負担に関する協定の内容は、表Ⅳ３－８のとおりである。指定管理期間中の施設に対する修繕については、指定管理者が負担するものとして協定で定めた責任分担額について、指定管理者の負担で修繕が

行われている。

表IV 3 - 8 社会教育課が所管する指定管理者制度採用施設の修繕費責任分担

施設名	更新年度	指定期間	指定管理者の修繕責任分担
八ヶ岳少年自然の家	2009	5年	200,000円未満
なかとみ青少年自然の里	2011	5年	200,000円未満
ゆずりはら青少年自然の里	2011	5年	200,000円未満
科学館	2009	5年	200,000円未満
青少年センター	2009	5年	600,000円未満

指定管理者からの定期報告には修繕の実施状況の報告も含まれるが、どこをどのように修繕したかという情報はなく、金額的な報告にとどまる。指定管理者負担の修繕費枠内の修繕は、建物に大きな影響を与えるものではないという理由で、社会教育課は管理を行っていない。なお、社会教育課は、指定管理者から詳細な修繕報告入手することも可能であるが、入手していない。

指定管理者制度は平成18年度から導入しており、これまで指定管理者の交代はない。しかし、平成26年度の更新に向けた公募では、科学館に関して、これまでと異なる指定管理者も応募している。

社会教育課には指定管理者負担の修繕費枠内での修繕履歴がなく、指定管理者間の修繕履歴に関する引き継ぎ手続きも特段定められていない。そのため、これまでと異なる業者が指定管理者に選定された場合、修繕履歴情報の引き継ぎが十分なされない可能性が高い。

また、アセットマネジメントを実現するためには、修繕履歴が不可欠である。

以上の点から、社会教育課は指定管理者負担の修繕費枠内での修繕であっても報告を受け、修繕履歴管理を行うことが望ましい。

(3) ゆずりはら青少年自然の里となかとみ青少年自然の里に係るフルコスト情報の開示について

意見 (IV-3-(3))

ゆずりはら青少年自然の里となかとみ青少年自然の里は、低い稼働率が課題となっており、施設ごとのフルコスト情報が開示されていない。

したがって、さらなる稼働率の向上に向けて民間活用の検討を促すためにも、まずは施設への投資額である減価償却費を含めたフルコスト情報を開示し、民間の知恵を生かす材料を積極的に開示することが望まれる。

ゆずりはら青少年自然の里となかとみ青少年自然の里は、以下の目的により設置された施設である。

「指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シート（抜粋）

設置目的

- ① 自然の中で、集団生活を通じて自律、協同などを体験的に学習する場を提供すること。
- ② 主催事業の実施を通じ、自然の中でふるさとを愛するたくましい青少年を育成する機会を提供すること。

以下に、利用状況・収支状況及び関連する事項を記載する。

① 利用状況

両施設ともに、低い稼働率が課題となっており、稼働率向上に向けて様々な取り組みを行っている。両施設の利用状況は以下のとおりである。

表IV 3-9 ゆずりはら青少年自然の里（単位：人、％）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
宿泊棟利用	7,387	7,197	8,567
キャンプ場宿泊利用	884	872	984
日帰り利用	1,637	1,362	1,809
利用者数合計	9,908	9,431	11,360
対 22 年度比	100.0%	95.2%	114.7%
稼働率	56.0%	60.0%	69.0%

（出典：指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シートから抜粋より要約）

表IV 3-10 なかとみ青少年自然の里（単位：人、％）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
宿泊棟利用	6,980	6,448	5,702
キャンプ場宿泊利用	634	748	530
日帰り利用	1,130	1,184	1,262
利用者数合計	8,744	8,380	7,494
対 22 年度比	100.0%	95.8%	85.7%
稼働率	51.0%	42.6%	43.5%

（出典：指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シートから抜粋より要約）

上記のように、平成 22 年度の稼働率は両施設ともに 50%台である。両施設ともに指定管理者に管理を委託しており、指定管理者による利用者アンケートを参考に対応改善を随時行っている。また、青少年教育施設連携促進ネットワーク協議会を定期的に開催

することでプログラム開発等を行い、経営改善努力を行っている。

その結果、ゆずりはら青少年自然の里においては、平成 24 年度には稼働率が 69%に向上し、一定の成果が出ている。一方、ゆずりはら青少年自然の里と比べて県外利用者の開拓がしにくい場所にある、なかとみ青少年自然の里は、稼働率が伸び悩んでいる。

② 収支状況

両施設の収支状況については、指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シート（平成 24 年度事業分）で開示されている。これによると以下のとおりである。

表IV 3 - 11 ゆずりはら青少年自然の里（単位：円）

		平成 23 年度	平成 24 年度
収 入	施設利用料		
	指定管理者委託料	34,104,000	34,360,000
	その他	0	0
	収入合計 (A)	34,104,000	34,360,000
支 出	人件費	17,516,000	20,108,143
	県への納付金	0	0
	管理運営費	16,588,000	14,251,857
	支出合計 (B)	34,104,000	34,360,000
収支差額 (A-B)		0	0

（出典：管理運営状況評価（モニタリング）シート（平成 24 年度事業分））

表IV 3 - 12 なかとみ青少年自然の里（単位：円）

		平成 23 年度	平成 24 年度
収 入	施設利用料		
	指定管理者委託料	29,148,000	29,292,000
	その他	0	0
	収入合計 (A)	29,148,000	29,292,000
支 出	人件費	13,937,029	14,421,000
	県への納付金	0	0
	管理運営費	14,138,740	14,325,000
	支出合計 (B)	28,075,769	28,746,000
収支差額 (A-B)		1,072,231	546,000

（出典：管理運営状況評価（モニタリング）シート（平成 24 年度事業分））

上記からは、一見、なかとみ青少年自然の里では利益が出ているように見える。しかし、上記の数値は指定管理者報告によるものであり、施設のフルコスト情報ではない。すなわち、施設への投資額である減価償却費が計上されていない。また、収入は施設利

用料ではなく、指定管理者委託料であるため、施設運営に係るフルコストが施設利用料により回収されているかの判断資料とはならない。

なお、指定管理者は、ゆずりはら青少年自然の里は上野原市、なかとみ青少年自然の里は身延町が行っているが、民間ではないので稼働率向上対策には一定の限界があると考えられる。両施設のさらなる稼働率の向上を図るためには、民間の知恵を活用した抜本的な対策の検討も必要である。しかし、施設ごとのフルコスト情報が開示されていない状況では、民間は施設運営にかかるコストを正確に把握することができない。

したがって、民間活用の検討を促すためにも、まずは施設への投資額である減価償却費を含めたフルコスト情報を開示し、民間の知恵を生かす材料を積極的に開示することが望まれる。

(4) なかとみ青少年自然の里について

意見 (IV-3-(4))

なかとみ青少年自然の里は、集団生活を通じた青少年の育成を目的の一つとして設立され、15名以上の団体による利用を定めている。少子化等の影響により潜在的需要者数が減少し、地理的に県外利用者の開拓が困難な状況もあるため、設立目的に従った運営の中では、利用状況の劇的な回復は困難であると考えられる。

したがって、なかとみ青少年自然の里については、廃止や譲渡を含めた一層抜本的な対策を検討することが望まれる。

なかとみ青少年自然の里は、上記のように集団生活を通じた青少年の育成を目的の一つとして、昭和62年6月に設置された。

そのため利用方法は、以下のように青少年を含む団体と基本的には定められている。

(なかとみ青少年自然の里 HP から抜粋)

利用方法について

1. 利用できる人

*青少年及びその指導者【15人以上の団体】

*その他教育委員会が適当認める人

上記のように15名以上の団体が基本である理由は、館内の掃除は風呂、トイレも含めて利用者が自ら行わなければならないため、施設の規模から15名以上が適当であるとの判断から定められたとのことである。

また、利用料金については、教育を目的としているため、以下のように低廉な料金で館内宿泊施設やキャンプ場を利用できるよう設定されている。

利用料金について				
区分	単位	① 県内に所在する	② 県内に住所を有する	③ ①及び②以外
		幼稚園、保育所 小学校、中学校 及びこれらに類する施設、青少年団体（引率者を含む）等の行事利用	3歳以上の幼児、小学生、中学生及び高校生等の利用（①を除く）	県外利用者 学生、社会人、企業等の利用
館内宿泊料	1人1泊	210円	420円	840円
キャンプ場宿泊料	1人1泊	100円	210円	420円
館内食事代	1食	朝食500円、昼食600円、夕食700円		

(資料：HP)

■なかとみ青少年自然の里

なかとみ青少年自然の里は、集団生活を通じた青少年の育成のための体験学習施設として設立された施設であるが、低廉な料金にもかかわらず、少子化や学習指導要領の改訂等の影響により、本館（県の施設）の宿泊利用者数は設立当初から大きく減少している。

表IV 3-13 本館宿泊利用状況

宿泊棟利用			内						記			
			小学生		中学生		高等学校		青少年団体		その他	
年度	団体数	延人数	団体数	延人数	団体数	延人数	団体数	延人数	団体数	延人数	団体数	延人数
11	90	9,229	31	4,319	7	734	4	608	32	2,811	16	757
12	81	9,512	29	4,283	9	971	4	857	23	2,590	16	811
13	79	8,405	31	4,206	8	813	6	862	22	1,801	12	723
14	76	7,664	30	4,107	6	598	5	437	28	2,182	7	340
15	67	6,529	30	3,285	4	256	0	0	22	2,382	11	606
16	70	6,515	24	2,497	5	400	1	60	28	2,694	12	864
17	78	7,661	31	3,506	6	822	1	52	28	2,848	12	433
18	72	5,777	26	2,261	7	540	1	56	19	1,854	19	1,066
19	69	6,289	24	2,430	8	751	2	91	19	1,735	16	1,282
20	73	6,635	22	2,274	7	644	2	245	27	2,645	15	827
21	80	6,810	21	2,075	9	672	2	237	24	1,707	24	2,119
22	84	6,980	22	2,150	9	615	2	242	23	1,838	28	2,135
23	68	6,448	17	1,638	7	686	0	0	21	2,032	23	2,092
24	67	5,702	14	1,267	6	640	1	62	22	1,776	24	1,957

(資料：県資料)

上記資料によると、平成11年度には延人数9,229人であったが、平成24年度は延人数5,702人と38%減少している。

利用者数を増やすべく、平成25年5月に施設から徒歩10分のところに大型バス用駐車場を建設し、施設への交通アクセスを改善した。また、平成22年度からは他の青

少年教育施設 3 施設（愛宕山少年自然の家・八ヶ岳少年自然の家及びゆずりはら青少年自然の里）との連携によりプログラム交換を行い、平成 24 年度は冬期のプログラムを考えるなど改善を図っている。また、職員配置を見直すなど効率的な運営ができるように改善を図っている。

このような経営改善努力を行っているため、一定の効果は見られるが、設立当初に想定した利用状況への回復はまだ遠い状況である。

現状では 15 名以上の団体を対象としているが、少子化等の影響により潜在的利用者数が減少していることを踏まえれば、住民からは利用しにくい状況といえる。また、ゆずりはら青少年自然の里と比べて、なかとみ青少年自然の里は県外利用者の開拓がしにくい場所にあるため、県外の青少年等による稼働率の向上を図ることも限界がある。そのため、設立目的に従った運営の中では、なかとみ青少年自然の里の利用状況の劇的な回復は困難であると考えられる。

したがって、なかとみ青少年自然の里については、廃止や譲渡を含めた一層抜本的な対策を検討することが必要と考える。

4. 教育庁学術文化財課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 学術文化財課の業務の概要

学術文化財課では、山梨県立美術館、山梨県立博物館、山梨県立考古博物館、山梨県立文学館に関する事務、博物館法による登録、国・県指定の文化財の保存と活用、史跡及び埋蔵文化財の保存と活用などを行っている。

② 学術文化財課の所管する資産の概要

学術文化財課の所管する文化施設の所在地、設置時期、敷地面積等は、表IV 4-1のとおりである。なお、山梨県立美術館及び山梨県立文学館は、芸術の森公園と合わせて一体として指定管理者制度が導入されている。

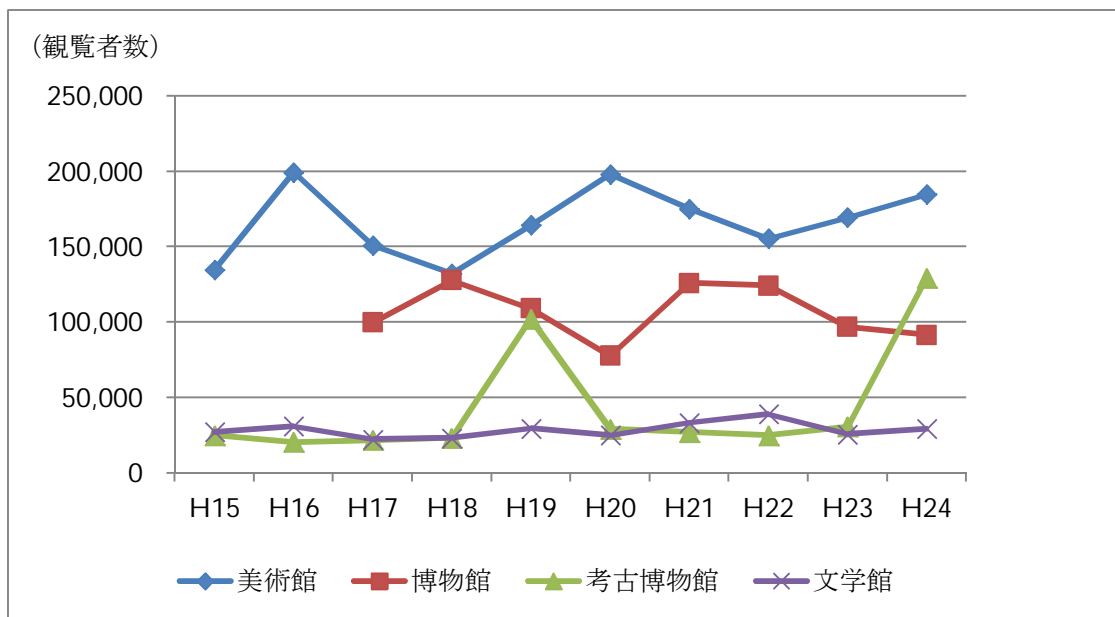
表IV 4-1 県立文化施設の概要（単位：百万円）

施設名	所在地	設置年月	敷地面積	建設費等	管理
県立美術館	甲府市	昭和53年11月	17,494.03 m ²	当初 1,725 増築 2,318	指定管理
県立文学館	甲府市	平成元年11月	3,258 m ² (建築面積)	2,846	指定管理
県立博物館	笛吹市	平成17年10月	65,000 m ²	10,235	県直営
県立考古博物館	甲府市	昭和57年11月	1.9ha	1,086	県直営

(出典：平成24年度公共施設管理運営状況調査シート他)

また、各施設の観覧者数は、図IV 4-2のとおりであり、特別展などそれぞれの施設で開催されるイベントに影響される傾向がある。

図IV 4-2 県立文化施設の観覧者の状況（単位：人）



上記は、常設展・特別展の観覧者数の合計数

(出典：学術文化財課作成資料)

③ 管理台帳の概要

建物やその付属設備（公有財産）は公有財産管理システム（公有財産台帳）により管理しており、備品は物品調達管理システム（備品台帳）により管理している。また、美術品などの収蔵品は収蔵品目録でも管理している。修繕の実績に関しては、公有財産及び備品のいずれも台帳には記録しておらず、別途、修繕工事一覧表を作成し、履歴を管理している。

備品については、毎年現品確認を行い、7月31日を基準日とし、9月30日までに各県立文化施設より出納局管理課に報告している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

建築物等の点検については法定点検を行っている。また、総務職員による点検も実施されており、その結果は施設点検票として作成される。

⑤ 維持管理計画

長期維持管理計画はなく、必要に応じ予算を確保し修繕を実施している(図IV 4-3)。学術文化財課から財政課への予算要望は、各県立文化施設からの要請を学術文化財課で集約し、優先順位をつけて行われている。なお、指定管理者制度を導入している県立文化施設については、指定管理者との協定に基づき、20万円未満の修繕は、指定管理者の負担で行われている。

図IV 4-3 直近5年間の修繕等工事实績(単位:千円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
山梨県立美術館	予算額	22,081	9,867	65,566	3,345	—
	修繕内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機械室(蒸気還流ボイラー1号機、蒸気吸収式冷凍機) ・身障者用トイレ自動扉改修工事 ・美術館ピロティスロープ・誘導ブロック設置工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民ギャラリー壁改修工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・空冷式ヒートポンプチラー分解整備工事 ・県民ギャラリーC壁改修工事 ・中央監視制御装置改修工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用直流電源装置蓄電池更新工事 	—
山梨県立考古博物館	予算額	4,893	—	27,576	519	1,489
	修繕内容	<ul style="list-style-type: none"> ・正面玄関自動ドア設置 ・トイレUD化改修 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランス天井照明改修 ・冷温水発生器更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙窓(研修センター)オペレーター装置改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下オイルタンク改修
山梨県立文学館	予算額	3,852	—	69,979	—	—
	修繕内容	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台照明設備 ・芸術の森公園敷地内改修工事 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・中央監視制御装置改修工事 ・空調機自動制御設備他改修工事 ・中央監視制御装置改修工事 	—	—

(出典 学術文化財課作成資料)

⑥ 指定管理者制度

山梨県立美術館、山梨県立文学館は、芸術の森公園と合わせて一体として指定管理者制度が導入されている。平成21年度の指定管理者導入時の募集では5団体（4団体はレストラン等飲食提供施設の運營業務も実施可能団体）の応募があったが、平成25年度の募集では、1団体の応募であった。

これは、「レストラン等飲食提供施設の運營業務」を含めて募集したことが影響していると推察される。当該業務を円滑に実施するためには、飲食業特有の経験・知識・ノウハウが必要であり、これを含めた全ての管理運營業務に対応可能な事業者・団体が少なかったことも原因のひとつと考えられる。

なお、当該応募者が指定管理者に選定されている。

表IV 4-4 平成25年度指定管理者応募団体数と指定管理者候補先

施設名	山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園
応募者の資格	山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等で、応募条件を満たした法人等であること。
選定の方法	公募型プロポーザル方式により、指定管理者候補者を選定
指定期間	5年間(平成26年4月1日から平成31年3月31日)
管理運營業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・貸館（ギャラリー、ホール、講堂、研修室等）業務 ・使用料及び観覧料の収納・管理業務 ・総合案内、常設展・特別（企画）展の受付・監視業務 ・広報、利用促進に関する業務 ・施設・設備の維持管理業務 ・警備業務 ・清掃業務 ・植栽管理業務 ・レストラン等飲食提供施設の運營業務 ・自動販売機の設置・運營業務 ・委託業者監督業務 ・環境配慮業務
※参考： 山梨県教育委員会が直接行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展・特別（企画）展の企画・展示 ・美術品、文学資料等の収集、保管、調査研究 ・教育普及 ・県予算の執行・管理 等
応募団体数	1
指定管理者	SPS・桔梗屋グループ

一方、山梨県立博物館、山梨県立考古博物館は、山梨県直営による管理が行われている。これらの施設に指定管理者制度を導入しないのは、調査研究、資料の収集、保管、展示、教育普及等には指定管理者制度に馴染まないこと、効率化経費削減の努力もして

いるため指定管理の効果が認められないこと、考古博物館協議会等において委員から直営の方向で進めるべきとの見解が示されていることなどが主な理由とのことである。

(2) 指定管理選定に先立つ市場調査について

意見 (IV-4-(2))
 美術館等3施設の指定管理者募集に際して、新規にレストラン事業を含めて募集したが、応募してきた業者は1団体のみであり、競争性を保った募集とはならなかった。
 指定管理者の公募手続きについて、前例がない形での募集等を行う際には、実現可能性があり、かつ競争性が確保された募集を行うために、事前に市場調査(サウンディング)を行ってマーケット状況を具体的に確かめた上で、募集要領の作成を行うことが必要である。

平成25年度に、山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の業務の一部(総務部門等)の指定管理者を募集している。募集の内容等は、(1)に示す通りであり、次のスケジュールで選定が行われた。

月 日	内 容
6月20日～8月19日まで	募集要項の配付
7月4日	業務説明会及び現地説明会
① 7月8日から7月12日まで ② 7月29日から8月2日まで	募集に関する質問書の受付
① 7月19日 ② 8月9日	質問に対する回答
8月12日から8月20日まで	申請書類の受付
8月21日から10月上旬まで	指定管理候補者の選定

(1)でも記載しているが、指定管理の募集に関して、前回と異なる点は、業務内容にレストランの運営業務を加えたことである。「山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園管理運営業務の内容及び基準」によると次のように業務内容が定められている。

「山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園管理運営業務の内容及び基準」から抜粋

レストラン等飲食提供施設の運営業務
 食の安全性や地産地消等に十分に配慮し、美術館、文学館及び芸術の森公園の利用者に、施設との一体感を感じながらゆったりとした時間を過ごしていただけるようなサービスの提供を行う。

学術文化財課としては、従来から美術館等3施設を1業者に指定管理委託しており、

広報、利用促進に関する業務の活発化を図ること等を意図して、今回はレストラン事業も含めて、募集した。

しかし、応募してきた業者は1団体のみであり、競争性を保った募集とはならなかった。ちなみに、前回の募集時には5団体（4団体はレストラン等飲食提供施設の運営業務も実施可能団体）の応募があった。

施設維持管理業とレストラン事業とでは、ノウハウが異なると考えられる。学術文化財課は、全国の状況の調査は実施したものの、業者への事前ヒアリングによるマーケット状況の確認までは実施しなかった。今回の募集は、応募者の資格として「山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等であること」として一定の制約を課しており、また山梨県としては前例がない形での募集となるため、山梨県内に施設維持管理業とレストラン事業の両方を併せ持つ業者がどれだけいるか等、事前に十分な調査をし、実現可能性、競争性が確保されることを確認した上で、募集を行うべきであったと考える。

他の自治体の例として、静岡県袋井市では、指定管理者を公募する前に大まかな管理運営方針、業務範囲、リスク分担等を「実施方針」として公表し、広く意見・提案を求めるサウンディング（市場調査）を行っている。

サウンディングの目的は以下のとおりである。

（静岡県袋井市のホームページより抜粋）

～サウンディングの目的～

1. 市民（利用者）の意見等収集
2. 民間独自のノウハウやアイデアの活用
3. リスクの明確化
4. 応募（予定）者に関する情報収集
5. 応募（予定）者への情報提供

また、山梨県でも、同様の考え方が「やまなしPFI事業推進マニュアル」（平成15年4月）において示されているため、指定管理者の公募に際しても参考にできる。

（「やまなしPFI事業推進マニュアル」（平成15年4月）より抜粋）

1 実施方針の作成

（7）市場調査（サウンディング）の実施

活用すべき民間事業者のノウハウを的確に把握すること、また、民間事業者が提供可能な業務範囲、受け入れ可能なリスクの範囲や内容を正確に把握すること等を目的として、民間事業者へのサウンディングを行います。

サウンディングの結果は事業スキームの構築の参考とし、実施方針の策定に

も反映させます。従って、サウンディングの実施は実施方針の作成の段階までに行うこととします。

以上より、指定管理者の公募手続きについて、前例がない形での募集等を行う際には、実現可能性があり、かつ競争性が確保された募集を行うために、事前に市場調査（サウンディング）を行ってマーケット状況を具体的に確かめた上で、募集要領の作成を行うことが必要である。

（３）県立文化施設の費用分析管理について

意見（Ⅳ－４－（３））

指定管理者から報告された施設運営費用は、その妥当性に関する分析が十分なされていない。そのため、費用削減の余地があった場合でもその機会を適時にとらえることができず、得られた効果に対し過剰な支出を行っている可能性がある。

県立文化施設を適正な費用で運用することは県民の期待するところと考えられるため、運営費用について、固定変動分析、期間比較分析、関連指標との比較分析など、分析を行い、費用削減の余地がないか検討し、得られた効果に対し過剰な支出を行わない仕組みづくりを検討されたい。

（１）で記載したとおり、学術文化財課で管理している施設のうち、美術館等は指定管理者により運営が行われ、博物館と考古博物館は県の直営となっている。学術文化財課は、指定管理者から運営に関する定期的な報告を受けており、当該報告等を通じて運営費用の状況を把握している。

しかし、把握した施設運営費用は、費用の妥当性に関する分析が詳細にはなされていない。そのため、費用削減の余地があったとしても、その機会を適時にとらえることができず、得られた効果に対し過剰な支出を行っている可能性がある。

県立文化施設は、県の重要な資産の一つであり、それを適正な費用で運用することは県民の期待するところと考えられる。運営費用について分析を行い、費用削減の余地がないか検討し、得られた効果に対し過剰な支出を行わない仕組みづくりを検討されたい。

なお、費用の分析においては、通常、以下のような確認が行われることが期待される。

- ① 施設運営費用を、来館者数に連動して増減する費用かどうかによって固定費と変動費に分類する。
- ② 分類後、費用を時系列化する。具体的には、年次、四半期、月次等、分析目的に適した期間毎に費用をまとめ、各期間の比較分析が可能になるようにする。
- ③ 来館者数、施設運営従事者数等、分析に役に立つ情報もあわせて時系列化する。
- ④ 変動費については、来館者数に連動して増減することを利用して、来館者数に相応した適正な金額におおよそなっているかを確認する。

- ⑤ 固定費については、ほぼ一定の金額となっていることを確かめる。
- ⑥ 入手可能な他の類似施設（他の地方自治体、民間施設など）から固定費の水準や来館者数一人あたり変動費の水準を入手し、山梨県の状況が他の施設に比べ突出したものとなっていないか確かめる。
- ⑦ ④から⑥の中で不明な点や異常な点がみつかった場合は原因を特定し、必要であれば対応策を講じる。

（４）PPP/PFI による競争性確保及び民間ノウハウ活用

意見（Ⅳ－４－（４））

美術館等は、指定管理者制度の導入が一定の成果を上げている。考古博物館は、平成22年度の外部評価で、曾根丘陵公園（考古博物館所在地）（指定管理者制度採用）との連携強化を示されているにも関わらず、一体的活用は進んでいない。

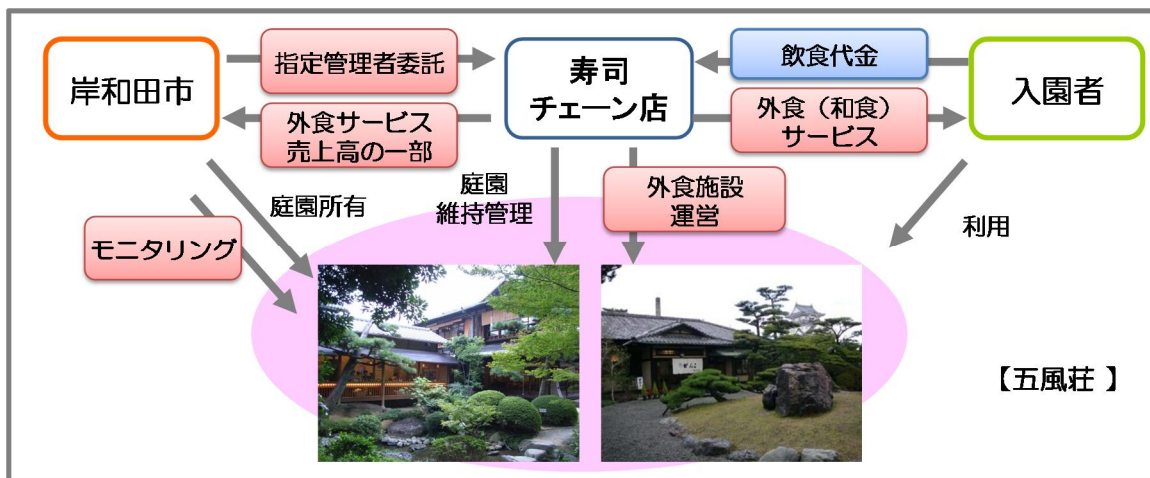
民間ノウハウの活用による維持管理費の一層の削減、県民サービスの向上に努めることが望まれる。

美術館等には指定管理者制度が導入され、一定の成果を上げている。美術館等の委託内容は、施設等の維持管理や利用促進のための広報活動が中心であるが、レストラン（面積197m²）の運営も指定管理業務に含む。「学術的な施設では指定管理者制度はなじまない」（平成22年度外部評価）との評価もあるが、民間のノウハウを活用できる部分は積極的に民間活用を図るべきである。

その点で、直営になっている考古博物館と、当該博物館が位置し、民間の指定管理者によって維持管理されている曾根丘陵公園とは、さらなる連携が必要であろう。平成22年度の外部評価時に連携強化がうたわれ、公園と一体となった集客イベントを新たに開催し、参加者も年々増加しているが、さらに、施設と公園、あるいは県と指定管理者の連携を図るべきである。

「Ⅱ 全般的・共通課題と対応 1.1. 民間参入インセンティブの検討」にも示した通り、岸和田市（大阪府）は市が所有する観光資源「五風荘」を有効活用するため、指定管理者制度を導入している（図Ⅳ4-5）。食文化発信の拠点とすることを基本方針に、指定管理者に選出された寿司チェーン店は、飲食サービスを提供するとともに庭園と建物を維持管理し、売上高の一部を市に収める協定を市と結んだ。契約期間は10年である。市は、維持管理費（年間2900万円）の削減に加え、「五風荘」売上の一部と駐車場代等が収入となり、文化財保護等に活用できている。

図IV 4-5 岸和田市「五風荘」における指定管理者制度の構図（再掲）



5. 福祉保健部障害福祉課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 障害福祉課の業務の概要

福祉保健部障害福祉課では、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所及び障害児施設の整備・指導・監督などを行っている。

② 障害福祉課の所管する資産の概要

障害福祉課の所管する施設の種別、管理形態等は表IV 5-1、表IV 5-2 の通りである。

表IV 5-1 管理施設の状況（平成 25 年 7 月末現在）

施設名	種別	定員 (※)	竣工年度	管理形態 (指定期間)
梨の実寮	障害者支援施設	126	昭 53 年	指定管理者(10 年)
あさひワークホーム	障害者支援施設	125	昭 58 年	指定管理者(10 年)
あけぼの医療福祉センター成人寮	障害者支援施設	115	平 19 年	指定管理者(10 年)
青い鳥成人寮	障害者支援施設	120	平 23 年	指定管理者(10 年)
あゆみの家	障害福祉サービス事業所	24	平 19 年	指定管理者(5 年)
育精福祉センター成人寮	障害者支援施設	204	平 11 年	指定管理者(5 年)
育精福祉センター児童寮	福祉型障害児入所施設 障害者支援施設	80	平 11 年	直営
あけぼの医療福祉センター	医療型障害児入所施設 医療型児童発達支援センター 障害福祉サービス事業所	118	平 19 年	直営

※施設が提供する各種サービスの合計定員

(出典：福祉保健部障害福祉課 作成資料)

図IV 5 -2 あげぼの医療福祉センター外観



(出典：山梨県 HP)

③ 管理台帳の概要

建物やその付属設備（公有財産）は公有財産管理システム（公有財産台帳）により管理しており、備品は物品調達管理システム（備品台帳）により管理している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

建築基準法に基づく3年毎の点検は、直営施設は営繕課で実施しており、指定管理施設は指定管理者への委託業務に含まれている。障害福祉課担当者は、これらの点検記録を年1回の施設モニタリング時に確認している。

また、毎年、予算要望前に施設の担当者（指定管理施設の場合は指定管理者）が修繕の必要性の有無を点検・確認している。

ただし、現時点では、老朽化を判断する具体的な指標は設定されておらず、老朽化の危険性を把握する体制も構築されていない。

⑤ 維持管理計画

施設の総点検により判明した修繕箇所については、その必要性や費用対効果等を総合的に判断し、優先順位を付けて予算要望している。

また、緊急対応を必要とする修繕が発生した場合は、その都度、予算措置を行い対応している。指定管理者制度を導入している施設については、60万円未満の修繕は、指定管理者の負担で対応している。

現状では、長期的な維持管理計画は策定されておらず、劣化・故障・損傷等が発生した箇所を修繕するという事後対応になっている。また、長期維持管理計画の策定に必要

な情報である修繕結果の履歴管理も行われていない。

⑥ 障害者支援施設の活用状況

(ア) 施設の運営方法について

指定管理者制度を採用している 6 施設に関しては、施設の管理運営全般を指定管理者に任せることにより民間のノウハウを活用し、利用者サービスの向上を図るとともに、効率的な施設運営により運営コストの縮減に努めている。

他方で、山梨県直営の 2 施設については、山梨県内に福祉型障害児入所施設や医療型障害児入所施設を運営している民間事業者がないため、指定管理者として運営を任せられる、又は運営を希望する事業者がない状況である。そのため、引き続き山梨県が直営で運営している。

(イ) 施設の稼働状況について

各施設の直近 3 年間の稼働状況は表IV 5 - 3 のとおりである。施設の大半は稼働率が 100%近くとなっており、事業運営は概ね良好である。あけぼの医療福祉センターの稼働率が 60%程度と他の施設に比べて低いことは県も認識しており、稼働率の向上策や施設規模の適正化について検討を進めている状況である。

表IV 5 - 3 施設の稼働状況

施設名	H21 年度	H22 年度	H23 年度
梨の実寮	92.0%	84.1%	85.7%
あさひワークホーム	68.0%	97.0%	99.0%
あけぼの医療福祉センター成人寮	98.3%	95.7%	100.0%
青い鳥成人寮	100.0%	100.0%	100.0%
あゆみの家	89.6%	84.6%	80.4%
育精福祉センター（成人寮及び児童寮）	93.7%	90.9%	90.9%
あけぼの医療福祉センター	57.1%	60.0%	66.7%

(出典：福祉保健部障害福祉課 作成資料)

(ウ) 施設の今後の運営方針について

戦後、施設の整備については行政が先導的な役割を担ってきたが、昭和 40～50 年代には施設運営や利用者支援のノウハウも蓄積されたことで、社会福祉法人などの民間事業者の参入が進み、現在では民間による施設数や利用者数が施設全体の大きな比率を

占める状況になっている。また、施設のあり方は、従来行われていた施設入所中心の福祉サービスから、地域や在宅でのきめ細かい福祉サービスへ移行されつつあり、障害者が地域で生き生きと自立し生活できる施策への転換が求められている。

こうした中、障害福祉課は、今後の県の福祉施設行政の取り組みに当たっては、民間との役割分担を明確にし、時代にあった福祉サービスの向上を図るとともに、新たな福祉ニーズへの対応などに重点を移していく必要があるとの観点から、現有施設の今後の運営方針について検討を進めている状況である。

(2) 長期継続契約による清掃業務の毎年度評価について

意見 (IV-5-(2))

多くの障害者が利用する施設では、施設を清潔に保つ必要があり、清掃を適切に実施する必要がある。

施設の清掃業務の委託を長期継続契約とする場合、受託業者の業務の品質等を適切に評価すべく、評価項目及び契約継続の可否についての条件を定めた評価シートの作成、施設管理者による履行状況の定期的な評価、評価結果及び改善すべき点の受託業者への通知などを実施することが望まれる。

障害福祉課所管の県立あけぼの医療福祉センターは、18歳未満の肢体不自由児や重症心身障害児及び18歳以上の重症心身障害者を対象とした入所施設であり、運営は県が直接行っている。

あけぼの医療福祉センターの清掃業務は平成24年度時点で一般競争入札による長期継続契約が締結されており、契約期間は平成22年6月1日から平成25年3月31日で契約金額は総額27,436,500円であった。

多くの障害者が利用する入所施設は、特に行き届いたこまめな清掃が必要である。そのため、このような長期(複数年)の業務委託契約を締結している場合、受託業者の業務の履行状況の評価及び契約継続の可否の判断がより重要である。

契約書には、受託業者の作業が甚だしく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるときは契約が解除できるという条項が設けられている。しかし、受託業者の業務の評価に関する具体的な判断基準やルール化された手続は定められていない。

障害福祉課は、直営施設の清掃について長期継続契約とする場合、評価項目及び契約継続の可否についての条件を定めた評価シートを施設管理者及び業者と協議の上作成し、毎年度施設管理者に履行状況を適切に評価させ、評価結果及び改善すべき点を受託業者に伝える機会を定期的に持たせることが望ましい。

6. 警察本部会計課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 警察本部会計課の業務の概要

警察署は、警察法第53条により、都道府県を区域に分ち、各地域を管轄する警察署を置くと定められている。警察署には、警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課があり、それぞれ表IV6-1の役割を果たしている。

表IV6-1 警察署の各課の役割

課	役割
警務課	相談、警察官の採用
会計課	落とし物や拾い物の受付け・保管
生活安全課	町の人が犯罪の被害に遭わないための指導、少年の非行防止の活動
地域課	交番や駐在所などを中心に、安全を守るためのパトロール、家庭訪問、道案内、落とし物や拾い物の保管
刑事課	殺人・強盗・窃盗などの犯罪の捜査、暴力団、銃器・薬物の取締り、鑑識活動
交通課	交通のルールやマナーを指導、交通違反の取締り、交通の規制、交通事故の処理、運転免許や車庫証明等の受付け
警備課	テロ、ゲリラなどの犯罪の取締り、地震や台風の災害から住民を守る

(出典：山梨県警察本部ホームページより抜粋)

また、警察署の下部組織として、交番・駐在所が設置されており、地域ごとに安全を守るためのパトロール、家庭訪問、道案内、落とし物や拾い物の保管を行っている。

警察本部会計課では、警察署、駐在所、交番、待機宿舎等の公有財産の修繕、管理を行っている。

② 警察本部会計課の所管する資産の概要

警察本部会計課が所管する警察署庁舎、交番、駐在所は、管轄ごとに表IV6-2のように区分される。

表IV 6 - 2 県内の警察署

警察署	管轄区域	交番	駐在所
甲府警察署	甲府市の北部（和田、砂田、城東、中央、相生、石田、高畑地区以北）	甲府駅前交番、寿交番、城東交番、酒折交番、山の手交番、千塚交番、池田交番、貢川交番	甲運駐在所、北新駐在所、相川駐在所、徳行駐在所、昇仙峡駐在所
南甲府警察署	甲府市の南部（里吉、上阿原、朝気、青沼、湯田、太田町、伊勢、国母地区以南）	湯田交番、小瀬交番、昭和国母交番	玉諸駐在所、大里駐在所、大国駐在所、右左口駐在所、上曾根駐在所、上九一色駐在所、小井川駐在所、花輪駐在所、下河東駐在所、成島駐在所、豊富駐在所、西条駐在所、押原駐在所
南アルプス警察署	南アルプス市	—	小笠原駐在所、野之瀬駐在所、百田駐在所、源駐在所、今諏訪駐在所、巨摩駐在所、大井駐在所、南湖駐在所、落合駐在所、五明駐在所、三田駐在所、鏡中条駐在所、八田駐在所、芦安駐在所
韮崎警察署	韮崎市、甲斐市	韮崎駅前交番、竜王交番	円野駐在所、旭駐在所、竜岡駐在所、穂坂駐在所、穴山駐在所、藤井駐在所、敷島北駐在所、敷島南駐在所、登美駐在所、塩崎駐在所
北杜警察署	北杜市	—	朝神駐在所、上手駐在所、若神子駐在所、穂足駐在所、増富駐在所、清里駐在所、高根駐在所、日野春駐在所、大泉駐在所、台ヶ原駐在所、鳳来駐在所、武川駐在所、小淵沢駐在所
鯉沢警察署	西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町	市川大門交番	大同駐在所、上野駐在所、岩間駐在所、青柳駐在所、五開駐在所、最勝寺駐在所、つき米駐在所
南部警察署	南巨摩郡 南部町、早川町、身延町、(本栖湖区域を除く。)	—	本建駐在所、久那土駐在所、常葉駐在所、下部駐在所、西島駐在所、切石駐在所、下山駐在所、身延山駐在所、身延駅前駐在所、富河駐在所、万沢駐在所
笛吹警察署	笛吹市	—	富士見駐在所、黒駒駐在所、錦生駐在所、金田駐在所、浅間駐在所、相興駐在所、八代駐在所、境川駐在所、春日居駐在所、芦川駐在所
日下部警察署	山梨市、甲州市	山梨市駅前交番、塩山駅前交番	東山梨駅前駐在所、落合駐在所、日川駐在所、牧丘駐在所、牧平駐在所、三富駐在所、千野駐在所、神金駐在所、松里駐在所、勝沼駐在所、祝駐在所、勝沼ぶどう郷駅前駐在所、大和駐在所
富士吉田警察署	富士吉田市、南都留郡のうち富士河口湖町、忍野村、山中湖村及び鳴沢村、南巨摩郡のうち身延町の一部(本栖湖区域)	月江寺交番、河口湖交番	上暮地駐在所、明見第一駐在所、明見第二駐在所、河口駐在所、忍野駐在所、山中湖駐在所、鳴沢駐在所、本栖駐在所

警察署	管轄区域	交番	駐在所
大月警察署	大月市、都留市、南都留郡のうち西桂町及び道志村	上谷交番、大月駅前交番	東桂駐在所、住吉駐在所、宝駐在所、盛里駐在所、禾生駐在所、笹子駐在所、初狩駐在所、梁川駐在所、富浜駐在所、七保駐在所、猿橋駐在所、西桂駐在所、道志駐在所
上野原警察署	上野原市、北都留郡のうち小菅村及び丹波山村	—	島田駐在所、大目駐在所、甲東駐在所、桐原駐在所、西原駐在所、四方津駐在所、コモアしおつ駐在所、秋山駐在所、丹波駐在所、小菅駐在所

(出典：山梨県警察ホームページ署管轄区域)

③ 管理台帳の概要

建物やその付属設備（公有財産）は公有財産管理システム（公有財産台帳）により管理している。公有財産台帳への登録は警察本部会計課にて登録が行われ、管財課にて承認される体制になっている。修繕履歴についても公有財産台帳の注記欄を利用し履歴を残している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

建築物点検業務委託特記仕様書の建築物点検票に基づき全ての建築物について点検を行っている。建物点検は3年に1回、外壁は仕上げの種類により定期的に、設備は毎年点検を行っており、点検業務は外部業者に委託して行っている。

建築物等の点検が義務化されてからは、点検票（書面）（図IV 6-3）によって点検結果を保存しているが、データベース化はされていない。義務化前においても、自主的に点検を行っていたが、これに関しては、点検結果を保存していない。

図IV 6 - 3 点検票の様式

点 検 票
(予備点検 ・ 本点検)

※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入し、写真を添付してください。

点検部位	点検分類			予備点検対象	別途点検対象否	建築物の敷地		建築物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)			
	異常	異常	異常			異常の有無	異常の付加	異常の有無	異常の付加	異常の有無	異常の付加	異常の有無	異常の付加	異常の有無	異常の付加	異常の有無	異常の付加	異常の有無	異常の付加	異常の有無	異常の付加	異常の有無	異常の付加	異常の有無	異常の付加
基礎								基礎																	
周辺地盤と比較して沈下又は隆起、亀裂その他損傷はないか。【目視】	○			○				無	有																
木造								木造				木造													
建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】	○							無	有			無	有												
土台に著しい腐朽、変形等がないか。【目視】	○							無	有			無	有												
基礎との繋結部にゆるみ、変形、傾斜がないか。【目視】	○							無	有																

(出典：「建物点検票」抜粋)

⑤ 維持管理計画

警察本部では、基本的には長期維持管理計画は策定していない。ただし、後述のとおり、建替え方針や待機宿舎の改修は計画的に行っている。

実務上は、点検によって発見された損傷、劣化、故障等の不具合を予算の制約の中で修繕するという対応を行う。

各建築物の建替え方針は、下記の通りである。

【警察署の建替】

警察署の建替えは築 40 年を目安とする。劣化状況、犯罪状況を考慮して建替えを検討している。

【駐在所等の建替】

建替は年 2 棟ずつ行うよう予算要求していく。

30 年以上経過したものが検討対象となる。

【待機宿舎の改修】

大規模改修は原則年 1 棟行っている。

今後も年 1 棟以上の改修を行うよう予算要求していく。

⑥ 有効活用

待機宿舎は、山梨県宿舎管理規則（昭和 41 年 3 月 31 日山梨県規則第 9 号）によれ

ば、警察官以外の県職員も利用は可能である。ただし、現在宿舍の空室情報の一元管理は行われておらず、県職員全体への空室情報の提供も行われていない。そのため、待機宿舍について警察官以外の利用はほとんどされていない。

(山梨県宿舍管理規則より抜粋)

(無料宿舍)

第六条 無料宿舍は、知事、副知事及び次に掲げる職員のうち知事が承認する者に無料で使用させる。

- 一 本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務又はこれと類似の性質を有する勤務に従事する者
- 二 社会福祉事業の施設において、通常の勤務時間外に収容者の保護、監督等に従事する者
- 三 へき地にある公署に勤務する者
- 四 公署を監視するため、常時公署の構内に居住する者
- 五 職務の性質からみて、公署の延長ともいふべき公的性格が極めて強いものを使用する者

(有料宿舍)

第七条 有料宿舍は、次に掲げる場合において、無料宿舍を使用する者以外の職員に有料で使用させる。

- 一 職員の職務に関連して県の事務又は事業の運営に必要と認められる場合
- 二 職員の在勤地における住宅不足により県の事務又は事業の運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合
- 三 福利厚生施設として必要があると認められる場合

(2) 待機宿舍の維持更新計画と空室の有効活用について

意見(Ⅳ-6-(2)①)

経年による老朽化等も影響し、空室が目立つ待機宿舍が少なくない。しかし、待機宿舍の維持更新計画は策定されていない。

待機宿舍の維持更新計画を策定すべきである。また、計画の策定においては、将来的な県の財政を鑑み、建て替えや改修だけではなく、売却等も選択肢とし、職員に対する家賃補助と合わせて民間賃貸物件の活用を検討することが望まれる。

意見(Ⅳ-6-(2)②)

今後、維持更新計画を策定し、選別を進めるとしても、個々の待機宿舍について具体的な方針が確定するまでは一定の期間を要すると思われる。

その間も空室率の改善に努め、有効活用を追求することが望まれる。具体的には、警察職員以外の一般部局の職員への宿舍として活用することが考えられる。そのため、待

機宿舍の空室がある場合は、警察職員以外の一般部局の職員へ宿舍の空室情報を周知して、一般部局の職員の宿舍として活用することが望まれる。

警察官は、職務の性質上、管轄内に居住することが求められているため、待機宿舍が提供されている。県が整備している待機宿舍は、合計 36 件である（平成 24 年 4 月 1 日現在）。しかし、宿舍の老朽化等も影響し、空室が目立つ待機宿舍が少なくない。空数が 50%以上の待機宿舍は、4 棟ある。

なお、待機宿舍の月額入居料は、本部が管理する待機宿舍で、面積 52 m²~80 m²の物件が、本部勤務警察官は 4,240 円~24,910 円、警察署勤務警察官は 2,120 円~14,230 円となっている。各署が管理する待機宿舍の月額入居料も同様の水準となっている。

ここで、空数率が特に高い鯉沢待機と和原待機の入居状況の推移をみると、鯉沢待機については空数率が高い状態が長期間続いており、和原待機については最近 3 年で空数率が高まっている。

空室が多い待機宿舍の原因を分析すると、空室が多い待機宿舍は建築年数がかなり経過しており老朽化していることと、管轄内に民間賃貸物件があるため職員が民間賃貸物件を選択していることが空室の多い原因であることが考えられる。

老朽化への対応に関しては、担当者レベルのものではあるが更新計画を策定し、部署内で将来的な議論で行われている。ただし、組織内での意思決定までは行われていない。

管轄内に民間賃貸物件が存在する地域の待機宿舍の存続の可否については、部署内においても議論されていないとのことである。

待機宿舍の老朽化が進んでいるため、待機宿舍の正式な維持更新計画を策定するべきである。計画を策定する際には、将来的な県の財政を鑑み、建て替えや改修だけではなく、売却等の選択肢も検討すべきである。管轄内に民間賃貸物件がある場合に、職員に対して待機宿舍の提供に代えて、家賃補助を行い、民間賃貸物件を積極的に活用するということである。

また、計画を策定し、個々の待機宿舍に対する具体的方針が確定するまでの間に、待機宿舍を有効活用する方法を検討する必要がある。山梨県宿舍管理規則第 6 条、第 7 条には宿舍を使用できる者は「職員」とあるので、警察職員以外の職員の宿舍として活用することが考えられる。そのため、待機宿舍の空室がある場合は、警察職員以外の職員へ宿舍の空室情報を周知して、活用することが望ましい。

（3）点検及び修繕履歴の管理

意見（Ⅳ-6-(3)①）

点検結果報告書の保管・廃棄に関するルールが定められていない。

点検結果等の情報は、今後、施設を維持管理していく上で、重要な情報であるため、点検結果報告書の保管方法を定めることが望まれる。

意見（Ⅳ－６－（３）②）

公有財産台帳に実施した修繕工事の詳細な情報が残されていないため、情報が必要な場合は図面等の書類を参照する必要がある。しかし、各警察署で発注した工事の書類は５年間しか保管されていない。

修繕履歴は、今後、施設を維持管理していく上で、重要な情報であるため、図面等の書類を含む修繕履歴は少なくとも該当施設を使用している期間は保管し続けることが望まれる。

意見（Ⅳ－６－（３）③）

警察本部会計課の所管する資産は数が多く、施設の耐用年数は長期にわたることから、情報の管理が容易でない。

効率的に管理するべく、施設ごとに点検・修繕履歴をデータベース化して一元的に管理することが望まれる。

警察本部会計課では、建築基準法 12 条による施設の劣化状況の定期点検（法定点検）は外部の専門業者に委託し、点検結果が記された報告書を紙面にて保管している。法定点検は、平成 20 年度より義務付けられた比較的新しい制度であるため、警察本部会計課では、点検結果報告書の保管・廃棄ルールを定めていない。義務付けられてから年数が経過していないこと、分量がそれほど多くないことから、過去の報告書全てが保管されている。現状では、保管・廃棄ルールがなくても実務的な支障は生じていない。しかし、法定点検が義務付けられる以前の点検結果については残されていない。

また、各警察署でも、管轄する施設等の点検を外部の専門業者に委託している。点検結果報告書の管理状況は、警察本部と同様である。

点検結果等の情報は、今後、施設を維持管理していく上で、重要な情報であるため、点検結果報告書の保管方法を定めることが必要である。

一方、修繕履歴については、警察本部会計課は公有財産台帳の摘要欄に工事発注履歴を記録している。しかし、この工事発注履歴は、簡素な内容であり、施設のどの部分にどのような修繕を行ったかなどの詳細な情報は記録されていない。また、営繕課が使用している保全情報システム（BIMMS）など他のシステムも活用していない。そのため、そのため修繕の詳細を把握するためには、図面や仕様書等の資料を参照する必要がある。

営繕課が発注する修繕工事については、10 年以上前の図面についても保管されている。しかし、100 万円程度以下の小額修繕は各警察署で発注するため、図面等の書類は各警察署で 5 年間保管している状況である。

修繕履歴は、今後、施設を維持管理していく上で、重要な情報であるため、図面等の書類を含む修繕履歴は少なくとも該当施設を使用している期間は保管し続けるべきである。

具体的な保管方法としては、警察本部会計課の所管する資産は物件の数が多く、また、

施設の耐用年数が長期に亘ることから、効率的に管理するべく、施設ごとに点検・修繕履歴をデータベース化して一元的に管理することが望ましい。

7. 総務部管財課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 管財課の業務の概要

管財課では、庁舎の維持管理（本庁に限る）、公有財産台帳の整理、普通財産の管理・貸付・処分、及び職員宿舍の管理などを行っている。

② 管財課の所管する資産の概要

管財課が所管する資産の概要は、表IV 7-1、表IV 7-2、表IV 7-3の通りである。

表IV 7-1 本庁舎（平成 25 年 10 月末現在）

名称	建築年	延床面積 (㎡)
本館	昭和 38 年	10,414
旧館	昭和 5 年	6,589
北別館	昭和 43 年	8,578
防災新館	平成 25 年	28,677
議事堂	昭和 3 年	4,166
車庫	昭和 39 年	135
西別館	平成 20 年に 民間から取得	1,374
県民会館	昭和 35 年	6,175

(出典：総務部管財課 作成資料)

表IV 7-2 職員宿舍の状況（平成 25 年 3 月末現在）

名称	建築年	管理戸数
県職員宿舍メイプル飯田	平成 4 年	38
音羽県職員宿舍い号棟	平成 5 年	9
音羽県職員宿舍ろ号棟	平成 10 年	12
音羽県職員宿舍は号棟	平成 8 年	12
音羽県職員宿舍に号棟	平成 6 年	12
宮前県職員宿舍 1 号館	平成 7 年	20
宮前県職員宿舍 2 号館	平成 7 年	16
富士吉田県職員宿舍 1 号館	平成 9 年	16
富士吉田県職員宿舍 2 号館	平成 10 年	18
合計		153

(出典：総務部管財課 作成資料)

表IV 7-3 普通財産の状況（平成 25 年 8 月末現在）

名称	所在地	地積 (㎡)	用途廃止年月日
旧峡北高校グラウンド	北杜市	27,150	平成 16.8.23
旧運転免許センター	南アルプス市	18,023	平成 18.4.1
河口湖河口県有地	富士河口湖町	15,872	平成 13 年 3 月に土地開発公社より普通財産として取得
旧飯田職員宿舎跡地	甲府市	2,870	平成 23.3.31
旧石和職員宿舎跡地	笛吹市	5,856	平成 25.3.31
旧吉田保健所跡地	富士吉田市	1,876	平成 10.5.31
旧峡南地区僻地高校生寄 宿舎跡地（大野寮）	南巨摩郡 身延町	1,755	平成 22.4.1
旧県立大学職員宿舎跡地	甲府市	1,645	平成 22.4.1
旧日下部待機宿舎跡地	山梨市	945	平成 19.11.30
旧身延公共職業安定所跡 地	南巨摩郡 身延町	550	昭和 49 年 3 月に普通財産として取得
旧清山寮跡地	韮崎市	7,143	平成 24.4.1
旧韮崎職員宿舎跡地	韮崎市	2,141	平成 24.4.1

（出典：総務部管財課 作成資料）

③ 管理台帳の概要

建物やその付属設備（公有財産）は公有財産管理システム（公有財産台帳）により管理しており、備品は物品調達管理システムにより管理している。

管財課は、他の部署が所管する公有財産を含め、公有財産管理システムによる公有財産台帳の一元的管理を担当している。

一部の部署を除き公有財産を所管する各部署では、公有財産に異動があった場合は、各所管部署において異動報告書が作成・確認され、これが管財課に報告される。管財課は当該報告を元に異動内容を公有財産管理システムに登録している。

また、管財課は、年 1 回公有財産管理システムの登録漏れの確認を各所管部署に依頼し、正確かつ網羅的な台帳登録を管理している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

管財課では、職員が現地で外壁の傷みを目視で確認するか、写真での確認などによる自主点検を実施している。点検結果は紙で管理しており、データベース化は行っていない。

⑤ 維持管理計画

(ア) 本庁舎を含む県有建物について

山梨県ではこれまで県有建物の施設整備については、建物の老朽化や行政需要の変化などに伴い、建物の新築や建て替えが繰り返されてきた。しかし、財政状況が厳しい中、経費縮減を図る必要がある。また、廃棄物の増大や環境負荷の増大が問題視されており、建設廃棄物の発生抑制や建物の適切な維持管理による省エネルギー対策及びライフサイクルコストの削減に向けた対応が求められている。

現在、県有建物の約半数が築後 30 年以上経過し、10 年後には約 7 割となることから、このままでは、これらの維持修繕コストや改修コストが県財政を一層圧迫することが予測される。

このような状況認識の下、管財課では平成 25 年度に取り組むべき課題として、下記のとおり、県有建物の長寿命化の推進を掲げている。

県有建物の長寿命化への対応方針（総務部管財課作成資料より）

【現状の対応】

本庁舎や合同庁舎など、一部の建物については、定期的に点検を行い、故障や不具合が生じた設備、また事故に繋がるおそれの高い箇所を修繕するとともに、屋根防水など建物の機能維持に役立つ補修を予防保全的に行っている他、点検結果や改修工事の履歴などの情報を保全情報システムによりデータベース化している。

【今後の対応方針】

一部の建物については、定期的な点検や予防保全的な工事を行う他、耐震改修工事や省エネルギー診断に取り組んでいるところであるが、現在、県有建物の管理は、各部局及び施設ごとに行われていることから、全庁的かつ長期的視点に基づき、今後の行政需要の変化への対応と財政支出の平準化を図りながら、県有建物の長寿命化を推進するための仕組みづくりの可能性について研究を行う。

【スケジュール】

平成 25 年度 県有建物の長寿命化に関する研究

平成 26 年度 県有建物の長寿命化に関する計画の策定

平成 27 年度以降 県有建物の長寿命化の具体的な取り組みの実施

平成 25 年度においては、県有建物の長寿命化に関する研究として、他の自治体の老朽化対策・ファシリティマネジメントの実施状況に関する情報収集を進めている段階である。

(イ) 職員宿舎について

職員宿舎については平成 22 年に廃止・縮小計画を策定した。当該計画によれば、昭和に建設された宿舎は、廃止する計画であり、平成 25 年度中に全て取壊しが完了する見込みである。平成に建設された宿舎は、人材確保や人事異動などの人事政策上の理由で今後も継続使用していく。ただし、人事政策上の理由だけでは全部屋は埋まらないため、福利厚生目的にも利用することで有効に活用していく。残存する宿舎は、比較的築浅であるため、修繕はほとんど発生していない状況である。管財課において、平成 30 年までの改修計画は策定しているが、ライフサイクルコストの縮減に主眼を置いた対応にはなっておらず、前述の「県有建物の長寿命化への対応方針」に即した内容にはなっていない。

⑥ 所管する資産の活用状況

(ア) 普通財産について

管財課では、用途廃止された普通財産を所管しており、他の公的利用、市町村での利用、売却（一般競争入札）の順に検討している。また、普通財産について、売却処分等を行うまでの間の暫定活用策として、管理・処分に支障のない範囲で、一定の用途に限定して貸付を行っている。

管理資料等により最近の状況を把握したところ、入札等による売却や一時貸付を行っている普通財産がある一方で、用途廃止から長期間が経過したが、売却・貸付等の有効活用が実現出来ていない普通財産も存在することが確認された。

(イ) 職員宿舎について

職員宿舎の平成 24 年度末の稼働状況は表Ⅳ 7-4 の通りである。

これらの職員宿舎は、全て平成に建設されたものであり比較的新しいこと、また入居料も低廉であることから、入居率は全体で 8 割を超えている状況である。

職員宿舎は、全て山梨県の直営であり、指定管理者制度は採用されていない。入居料に基づく収入総額が大きくないことから、民間導入のメリットが小さいことが理由であるとのことである。

表IV 7-4 職員宿舎の稼働状況（平成 25 年 3 月末）

名称	戸数	m ² /戸	入居料（月額）	入居戸数	入居率
県職員宿舎メイプル飯田	38	26.88	12,040	29	76.3%
音羽県職員宿舎い号棟	9	75.44	27,980	8	88.9%
音羽県職員宿舎ろ号棟	12	75.44	27,980	10	83.3%
音羽県職員宿舎は号棟	12	75.44	27,980	12	100.0%
音羽県職員宿舎に号棟	12	75.44	27,980	9	75.0%
宮前県職員宿舎 1 号館	20	75.44	27,980	16	80.0%
宮前県職員宿舎 2 号館	16	75.44	27,980	15	93.8%
富士吉田県職員宿舎 1 号館	16	75.93	19,710	11	68.8%
富士吉田県職員宿舎 2 号館	18	33.83-36.04	10,600-11,300	14	77.8%
合計	153			124	81.0%

（出典：総務部管財課 作成資料）

（2）全庁的ファシリティマネジメントの推進的役割の期待

意見（IV-7-（2））

今後、公共施設を効率的・効果的に維持・管理・運営していくためには、ファシリティマネジメントを導入し、全庁横断的に取り組むことが必要である。

各部署とファシリティマネジメントに関する情報共有を図って、ファシリティマネジメントを主導的に推進することが望まれる。

今後、県有の公共施設を維持管理し、効率的利用によって財政負担を軽減していくためには、アセットマネジメントの一環としての、ファシリティマネジメントの導入が必須である。現状のような所管ごとの縦割りの分散管理体制ではなく、全庁横断的な管理体制を整備し、施設の社会的需要や老朽度の判定を総合的に勘案することで、投資の平準化、効率化を図ることができる。

管財課は、「関東甲信静管財課長協議会」への参加等から蓄積しているファシリティマネジメントに関する情報を他部署と共有するとともに、これまでの県有資産の管理体制を生かして、全庁でファシリティマネジメントを推進していくべきである。なお、県（営繕課）はファシリティマネジメント導入の準備を、庁舎関連施設の耐震化が終了する平成 27 年度以降に取り掛かるとしているが、耐震化の終了をあえて待つ必要はない。全国の都道府県の状況を見ると、導入済みが 13 道府県、導入予定が 15 県、未定が 18 都県となっている（表IV 7-5）。導入後進県とならないように、組織体制を組んで準備を進めるべきであろう。

表IV 7-5 ファシリティマネジメント導入に係る組織体制

番号	都道府県名	導入状況			組織体制(準備期間)				組織体制(導入後)				委託実績	対象施設	
		済み	予定	未定	事	建	機	電	事	建	機	電		棟数	延床面積
1	北海道	○							6	4	1	1	○	19,323	764万㎡
2	青森県	○			1	4			10	5		2	○	3,922	217万㎡
3	岩手県														
4	宮城県			○											
5	秋田県	○			12			1	10	1	1	2	×	1,800	103万㎡
6	山形県		○		2								×	—	—
7	福島県	○							2	1			○	—	—
8	茨城県		○		2								×	—	—
9	栃木県	○			2	1			3	2			×	6,300	280万㎡
10	群馬県		○		3	1	1	1					○	5,804	293万㎡
11	埼玉県		○			1							×	1,000	300万㎡
12	千葉県		○		4	1							×	2,000	350万㎡
13	東京都			○											
14	神奈川県	○			2	3		1	2	3		1	○	10,000	700万㎡
15	新潟県			○											
16	富山県			○											
17	石川県			○											
18	福井県		○		2		1						×	508	164万㎡
19	山梨県			○											
20	長野県	○			7				9	3			×	9,000	361万㎡
21	岐阜県			○											
22	静岡県		○		1								○	7,900	410万㎡
23	愛知県		○		2	1							○	1,400	—
24	三重県	○			6	1	2	2	7	1	2	2	×	—	—
25	滋賀県		○		2								×	—	—
26	京都府	○			9	3	1		9	2			×	—	—
27	大阪府			○											
28	兵庫県			○											
29	奈良県		○		4	1	1	1					×	4,500	194万㎡
30	和歌山県			○											
31	鳥取県	○			3	1	2	1	3	1	2	1	○	626	38万㎡
32	島根県		○		5	5		1					×	—	171万㎡
33	岡山県	○			1				4	1			○	5,200	140万㎡
34	広島県		○		3	2	1	1					○	8,600	360万㎡
35	山口県			○											
36	徳島県			○											
37	香川県	○							5				○	4,152	191万㎡
38	愛媛県			○											
39	高知県			○											
40	福岡県			○											
41	佐賀県			○											
42	長崎県	○			2			1	2	1		1	○	455	96万㎡
43	熊本県		○		3.5	2							×	—	—
44	大分県		○		2	1	1	1					×	—	—
45	宮崎県			○											
46	鹿児島県			○											
47	沖縄県		○		1								×	—	—

(資料提供：総務部管財課)

V. その他の関連部署等について

1. 県土整備部営繕課

(1) 資産概要等

① 営繕課の業務の概要

営繕課は、営繕事業の企画・調整、各部の建築（設備）に関する企画、立案への参画、新営工事設計委託新営建設及び維持補修工事の調査、計画、設計、監督等を担当し、県庁全体の営繕要求を受ける課である。なお少額の修繕は各財産を所有する課で実施している。

② 営繕業務について

(ア) 営繕業務のフロー

県有施設の新営建設に関する業務のフローは次のとおりである。各課が工事の手配等を営繕課に依頼し、この依頼を受けて営繕課が工事業者に発注している。その後、工事が完成するまで営繕課にて進捗等の管理を行い、工事完成確認後に「公有財産引渡書」を使用し各課に引き渡しを行う。

(イ) 優先度及び修繕工法の決定方法

修繕の優先度の決定は、営繕課が各課から修繕要求をヒアリングし、必要性が高いものから実施している。この際、現場の確認、前回の修繕からの経過年数、メーカーへの照会などの専門的な見地から修繕の必要性の検討等を行い、最終的に営繕課において判断するが、客観的な判断基準はない。

工法の選定は、営繕課で予算書を作成し、該当資産を所管する部署に説明したうえで、営繕課で最終決定する。工法は、物件の状況、損傷の程度などにより異なり、担当者が現場を視察し判断を行っており、マニュアルは存在しない。

③ 点検結果の把握

点検は、指定管理者制度を採用している県有施設等については、指定管理者によって実施されており、指定管理制度を採用していない県有施設等については、営繕課の技術

担当者によって実施されている。

点検結果は、保全情報システム（BIMMS）に入力している。なお BIMMS は営繕課のみで使用されており、各課との情報共有には利用されていない。

営繕課で実施された点検結果は各課に通知され、各課にて管理を行う。

④ 維持管理計画

営繕課では、平成 17 年 3 月に策定された「山梨県公共建築整備指針」に基づき、平成 19 年 2 月に「県有建築物長寿命化指針」を策定し、運用しているのみであり、県全体の長期維持更新計画の一元管理は行っていない。これは、施設管理の主体が施設に関連する事業を担当する各課であるため、長期維持更新計画が営繕課の担当業務に含まれていないことが一つの理由である。また、平成 20 年度まで営繕課は総務部に所属していたが、業務集約化に伴い、県土整備部に組織再編され、営繕課の人員が削減されたことも影響していると考えられる。

一方、各課における長期維持更新計画については、長期維持更新計画を策定し計画的に修繕を実施している課もあれば、対療療法的な修繕をしている課もある。「山梨県公共建築整備指針」の思想が内部に十分に伝わっておらず、全庁一丸となった取り組みはできていないのが実情である。

（2）県全体の長期維持更新計画の策定・遂行に向けて

意見（V-1-（2）①）

点検・修繕履歴の整備、図面の保管、維持更新計画の策定は、施設管理者である各課が担当することとされているが、各課には技術者が少ないため、アセットマネジメント関連情報の一元管理、維持更新計画の策定は、十分に進んでいない。

アセットマネジメント関連情報の整備・有効活用や、維持更新計画の適切な策定は、統一的な専門技術的方針のもとで行われることが望まれる。そのため、インフラ資産・公共施設の管理・運営を総合的・横断的に担う部署を設けることが考えられる。

意見（V-1-（2）②）

維持更新計画は、財源の見込みがなく単に費用を積み上げただけでは、実現可能性が担保できない。現状では県全体の維持更新予算を管理している部署はない。

中長期的な財源見通しに基づく実現可能性を備えた維持更新計画の策定のためにも、県全体での中長期的な財源と維持更新計画を調整する機能を担う部署を設けることが望まれる。

「Ⅱ 全般的・共通的課題と対応 3. 一元化されたデータベースの構築」の『表Ⅱ-2 各部署のアセットマネジメント関連情報の整備状況』で示されるとおり、点検・

修繕履歴の整備、図面の保管は、各課が担当することとされている。また、維持更新計画の策定は、資産を所管する各課が担うものと考えられる。

修繕等について技術的支援を行う営繕課には23名の技術職職員が所属しているが、施設管理者である各課には道路管理課を除いて技術職職員が少ない。知事部局に比べて営繕課の関与度が低い警察本部会計課でも技術職職員は2名のみである。そのため、点検・修繕履歴等のアセットマネジメント関連情報の有効活用や、維持更新計画の策定は、能力的に難しいと推察される。実際に、施設管理者である各課では、アセットマネジメント関連情報の一元管理は進んでおらず、維持更新計画についても道路管理課の橋梁、建築住宅課の県営住宅を除いて策定されていない。

各課の専門的能力の不足を補うため、営繕課は、各課の要請に基づき技術的支援を行っている。各課では営繕課に支援を要請する前に、実施すべき修繕の選別を行っており、修繕を見送る判断がされるものもある。しかし、施設の維持管理においては、早期修繕が長寿命化に寄与するケースもあり、技術職職員が少ない各課において、こうした予防的修繕の見地に立った選別が適切になされているか疑問が残る。

また、営繕課の対応は、各課の要請に基づいており、支出時期の平準化や、業務量の平準化は考慮されていない。アセットマネジメント関連情報の整備・有効活用や、維持更新計画の適切な策定は、統一的な専門技術的方針のもとで行われることが望ましい。そのため、インフラ資産・公共施設の管理・運営を総合的・横断的に担う部署を設けることが考えられる。

また、維持更新計画は、財源の見込みがなく単に費用を積み上げただけでは、実現可能性が担保できない。そのため、予測される一定の仮定を置きながら、県全体の歳入と歳出に係る中長期の財政シミュレーションを行い、歳出の中で中長期的に維持更新費用に割ける財源の水準を把握することが必要である。各課は、この財源見通しを受けて、実現可能性を持った維持更新計画の策定を行うべきである。仮に、この財源見通しにより、全ての資産の維持更新が困難であると見込まれるのであれば、さらに抜本的な財源確保、または資産の集約化、廃止等も含めた抜本的な配置の見直し等を検討し、実現可能性を備えた維持更新計画が策定されるよう、対応していく必要がある。現状では、県全体の維持更新予算を管理している部署はない。したがって、このようなプロセスを調整する機能を担った部署を設けることが必要となる。

(3) 各課との連携による施設関連情報の一元的DB化

意見(V-1-(3))

営繕課では、保全情報システムを利用しているが、現状では、一部の機能のみを、営繕課のみで使用しているに過ぎない。

各課と連携して、施設に関する情報(施設の諸元・仕様・図面、設計・施工・改修者、点検・補修履歴、今後の維持管理計画等)を一元的に収容するデータベースを構築する

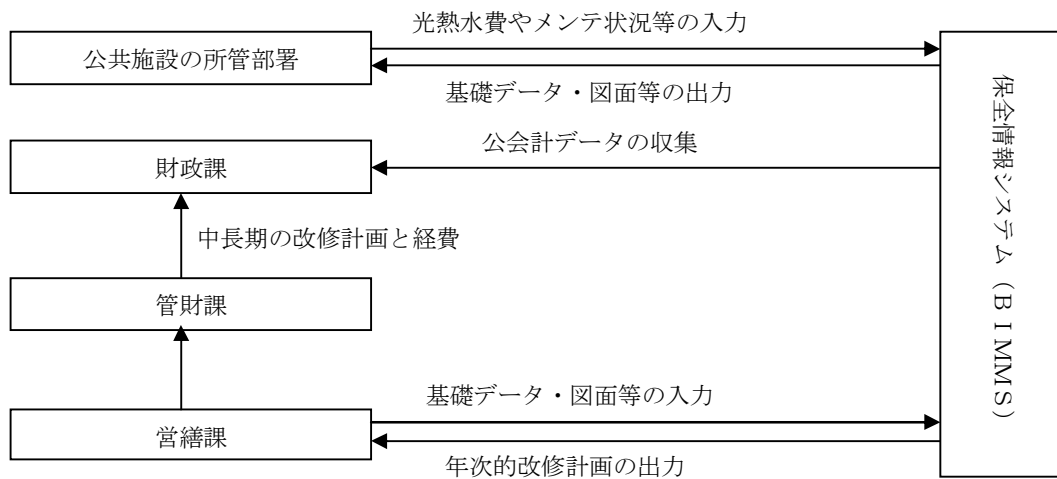
ことが望まれる。

現在、営繕課では、財団法人建築保全センターの保全情報システム（BIMMS）を利用しているが、所管施設の諸元、仕様、劣化度等の一部のデータの記載に留まる。今後、記載項目を増やし、情報を各課と共有することが望ましい。

保全情報システムでは、光熱水費をもとにした分析やシミュレーションなども可能であり、それらの機能を使って改修工事の優先順位を決める際の検討資料とすることもできる。

BIMMS は、現在 75 を超える自治体が中長期保全計画の作成、施設白書作成や統廃合の検討などに幅広く活用している。以下に、芦屋市の資料をもとに、活用例を示す。

図 V 1 - 1 保全情報システムの活用例



(資料：芦屋市の資料をもとに作成)

2. 総務部財政課

(1) 県の資産評価実務について

意見 (V-2-(1))

県は保有する公有財産について、改訂モデルによる財務書類作成目的のため平成 20 年度以降、固定資産の評価替えの年度 (3 年ごと) に固定資産税評価額等を用いた評価替えを行っている。一方、それとは別に「山梨県公有財産評価要領」に基づく公有財産台帳の登録価格の改訂を行っており、それは 5 年ごとに時価倍率を用いた評価替えとなっている。

このように、公有財産の評価替えは時期や方法が異なる 2 つの方法が適用されているが、事務の効率化を図るため、できる限り統一することが望まれる。例えば、公有財産台帳の価格改定の時期及び土地の評価方法を改訂モデルにおける資産評価の時期及び方法と統一することなどが考えられる。

県は、平成 20 年度から新地方公会計モデルの総務省方式改訂モデル (以下「改訂モデル」という。) による財務書類の作成及び公表をしている。

改訂モデルにおける資産評価方法は、売却可能資産については毎年度末の公正価値評価によることとし、売却可能資産を除く公共資産については取得価格 (決算統計の普通建設事業費の積上げ) によることが認められているが、公有財産台帳の整備に伴い、将来的にはすべての資産について公正価値による評価を行うべきものであるとしている。

県は、土地、建物、工作物等について、公有財産台帳を整備しており、次の評価方法により算定した額を貸借対照表に計上している。

表 V 2 - 1 貸借対照表での資産の評価方法

種類		評価方法
土地	売却可能資産以外	平成 20 年度末以降、固定資産の評価替えの年度 (3 年ごと) に固定資産税評価額等により評価替え
	売却可能資産	上記に加え、毎年度の地価の動向を反映した時点修正率での補正を実施
建物		再調達価額により評価 取得価格にデフレーターを乗じた上で減価償却累計額を控除して算定
備品(50 万円以上)		取得価格から減価償却累計額を控除して算定
インフラ資産等のその他の資産		昭和 44 年度以降の決算統計の普通建設事業費を積上げ、減価償却した値を算定

一方、県の公有財産台帳については、「山梨県公有財産事務取扱規則」第 48 条に、「公有財産台帳の登録価格は、5 年ごとにその年の 3 月 31 日現在において知事の定めるところにより公有財産を評価し、その評価により改訂しなければならない」と規定されて

いる。

具体的な評価方法は、「山梨県公有財産評価要領（平成24年3月実施）」に定められており、保有する資産の取得価格に所定の時価倍率を乗じて算出した額とされている（建物及び工作物については、時価倍率及び残存価額率を乗じて算出）。

「山梨県公有財産評価要領」より抜粋

（土地の評価）

第6条 土地については、その取得時期に応じ、その取得価格に時価倍率を乗じて算出した価格とする。なお、地目については、公有財産台帳上の時価倍率区分とする。

（建物及び工作物の評価）

第7条 建物及び工作物（以下「建物等」という。）でその耐用年数が満了していないものについては、その取得時期に応じ、その取得価格に時価倍率及び残存価額率を乗じて算出した価格とする。

2 平成19年3月31日（前回改定時）以前に耐用年数が満了したものについては、価格改定は行わず現行の台帳価格とする。

ただし、平成19年4月1日以降、増築等により建物及び工作物が増加している場合は、前回改定時における台帳価格に増築等の取得時期における台帳価格を加算した価格とする。

3 平成19年4月1日以降に耐用年数が満了したものについては、その取得価格に取得時から耐用年数満了時までの時価倍率（別表1-2-（2）又は（3）の倍率表を適用）を乗じ、さらに取得時から耐用年数満了時までの期間（1年未満の端数があるときは、第5条第4項の規定にかかわらず、その端数期間を切り上げるものとする。）に応ずる残存価額率を乗じて算出した価格とする。

以上のように、県有資産の評価方法は、改訂モデルによる財務書類作成のために行う場合と、公有財産台帳の価格改訂のために行う場合では、評価時期と評価方法が異なり、それぞれ手続きを行っているため煩雑となっている。

県は、改訂モデルによる財務書類作成目的と、公有財産台帳の価格改訂目的のために、それぞれ実施している資産評価の時期と方法について、両者の長所、短所を踏まえた上で、できる限り統一することが望ましい。

例えば、公有財産台帳の価格改定の時期及び土地の評価方法を改訂モデルにおける資産評価の時期及び方法と統一することなどが考えられる。

（2）工作物の貸借対照表への計上について

指 摘 (V-2-(2))

工作物は、平成 24 年度時点で貸借対照表には算入されておらず、財務書類上これに関する他の開示もなかった。

改訂モデルでは、取得価格（決算統計の普通建設事業費の積上げ）によることが認められており、段階的な台帳の整備に伴う資産評価が可能であるため工作物の評価を行っていないとのことであるが、有形固定資産台帳の整備を段階的に行っている旨を注記するとともに、段階的整備の状況を付属明細書により明らかにすることが『総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領』に定められている。

県は上記工作物の状況も注記若しくは付属明細書で開示を行うべきである。また、できるだけ早期に工作物について評価を行い貸借対照表に計上することが望ましい。

県の財務書類には、有形固定資産（売却可能資産以外）について、以下の注記が記されている。

(財務書類より抜粋)

事業用土地は、財産に関する調書にある全資産について、固定資産税評価額や鑑定評価額を再調達価額として計上。

建物は、財産に関する調書にある全資産について、取得価額にデフレータを乗じて再調達価額を求め、減価償却費の累計を控除し計上。

物品は、県が備える備品原簿のうち取得価額が 50 万円以上のものについて、減価償却の累計を控除し計上。

上記以外の資産については、昭和 44 年度以降の決算統計の普通建設事業費を積上げ、減価償却した値を計上（用地取得費は減価償却しない）。

県は、土地、建物、工作物等については公有財産台帳、備品については備品原簿を作成しており、公有財産等の台帳整備は進んでいるものの、工作物は改訂モデルで作成される貸借対照表に計上されていない。これは、工作物の数が多く、個々の資産ごとに、取得価格にデフレーター及び減価償却率を乗じるという作業が物理的に困難との理由によるものである。また、工作物が貸借対照表に計上されていないことに関し、財務書類上、何ら記載はされていない。なお、県では工作物の残高について現在集計中であるが、監査人が公有財産台帳から工作物を集計したところ、平成 24 年度時点で、約 15,900 件、約 573 億円となっている。

工作物が資産として計上されず、その状況について開示がないことは、貸借対照表の情報の正確性の観点から改善が必要であると考えられる。

新地方公会計のあり方について、今後見直しが予定されているところではあるが、県は十分な情報開示を自発的に行うため、上記工作物が貸借対照表に計上されていない旨や、金額等の情報も注記若しくは付属明細書で開示を行うべきである。また、できるだ

け早期に工作物について所定の評価を行い貸借対照表に計上することが望ましい。

3. 公有財産に関連する主な情報システム

(1) 資産管理に関連する主な情報システム

公有財産を適切に管理するためには、関連する情報システムの運用において、システムの利用権限を適切に付与し、利用権限を持つユーザーが正しい情報を入力する必要がある。また、システム障害などが生じても情報システムが継続して運用されるためには、適切なデータバックアップが必要である。

調査の対象とした公有財産に関連する情報のシステムは、表V 3-1のとおりである。

表V 3-1 公有財産に関連する情報システム

番号	担当課	システム名	システムの概要
1	管財課	公有財産管理システム	県の公有財産（土地、建物、工作物、樹木、有価証券等）の情報を管理するシステム
2	道路管理課	橋梁管理データベースシステム	橋梁に関する情報を保管するとともに、修繕履歴を管理するシステム
3	道路管理課	橋梁管理カルテシステム	橋梁の点検状況を管理するシステム
4	道路管理課	道路台帳システム	道路に関する情報、図面を管理するシステム
5	道路管理課	トンネル台帳システム	トンネルに関する情報、図面を保管するとともに、工事の履歴を管理するシステム
6	県土整備部 総務課	工事台帳システム (公共システム内)	工事に関する履歴を管理するシステム
7	道路管理課	施設台帳システム	標識、照明等の設備に関する情報を管理するシステム
8	営繕課	保全情報システム (BIMMS)	県有建築物の修繕の履歴を管理するシステム
9	営繕課	ファイルサーバー	県有建築物の設計書等の電子データを保管するシステム

(2) ユーザーIDの共用

意見 (V-3-(2))

「山梨県情報セキュリティ対策基準」では共用IDを認めている。一方で、同基準では利用者を一意に識別できるように努力しなければならないと定めているが、共用IDを使用している場合、利用者を一意に識別することは困難であると考えられる。そのため、重要なミスや、不正などの問題が発生した場合、責任を明確化することができないことが見込まれる。

情報管理の重要性から、社会一般において広く浸透しているように、県もユーザーIDを個人別付与し、ユーザーIDの登録及び削除を適時に行うように対策基準を改訂することが望まれる。

①セキュリティ対策基準

「山梨県情報セキュリティ対策基準」（以下「対策基準」という。）では、ユーザーIDについて次のように規定している。

「山梨県情報セキュリティ対策基準」より抜粋

第2章 人的情報セキュリティ対策

第3節 ID及びパスワード等の管理

第1項 IDの扱い

職員は、自己の管理するIDに関し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。

(2) 共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外に利用させてはならない。

第4章 技術的情報セキュリティ対策

第2節 アクセス制御

第6項 利用者の識別と認証

情報システム管理者は、責任が明確になるよう、利用者を一意に識別できる利用者IDを設定するよう努めなければならない。

情報政策課の説明によれば、各種システムに関して、個人別のユーザーIDの設定を強く推奨しているとのことである。しかし、対策基準では、共用IDの使用を禁じていないため、実際には多くのシステムで共用IDが使用されている。また、共用IDの使用を禁じていないにも関わらず、人事異動時の運用に関する定めがないため、異動後にも異動前部署の業務に関連するシステムのユーザーIDとパスワードを知っているため、当該システムを使用できる状態にある。

対策基準では、責任の明確化のために利用者が特定できる利用者IDの設定を求めているが、共用IDの使用では、重要なミスが発生、不正の発生などを含む何らかの問題が発生した場合に、責任を明確化することは困難であると考えられる。

適切なユーザーによる正確な情報登録の確保、不正等に対する牽制、責任の明確化など、内部統制の観点から、ユーザーIDは個人別に付与することが、広く一般に浸透している。運用面で手間やコストが発生するが、それ以上に情報管理の重要性が「常識」として認知されているためである。

ユーザーIDを個人別に付与し、ユーザーIDの登録及び削除を適時に行うように対策基準を改訂することが望まれる。

②ユーザーIDの付与状況

上記①に記載したユーザーID について、公有財産に関連するシステムごとに具体的に記したものが、表V 3 -2 である。

公有財産に関連する情報システム多くのシステムで、ユーザーID を共有で使用する運用となっており、好ましい状態ではない。

表V 3 -2 ユーザーID と権限の付与状況

番号	担当課	システム名	システムの概要
1	管財課	公有財産管理システム	管財課、学校施設課、警察会計課に入力権限、営繕課に参照権限のあるユーザーID を、各課に1つ付与している。
2	道路管理課	橋梁管理データベースシステム	参照権限のユーザーID が1つあり、道路管理課、各出先事務所で共用している。(入力は委託業者が実施している)
3	道路管理課	橋梁管理カルテシステム	参照権限のユーザーID が8、入力・更新権限のユーザーID が16あり、道路管理課、各出先事務所に付与して、共用している。
4	道路管理課	道路台帳システム	入力・更新権限のユーザーID が1つあり、道路管理課で共用している。
5	道路管理課	トンネル台帳システム	参照権限のユーザーID が8、入力・更新権限のユーザーID が16あり、道路管理課、各出先事務所に付与して、共用している。
6	県土整備部 総務課	工事台帳システム (公共システム内)	入力・更新権限のユーザーID が666あり、公共事業所管所属の個人ごとに付与している。
7	道路管理課	施設台帳システム	参照権限のユーザーID が8、入力・更新権限のユーザーID が16あり、道路管理課、各出先事務所に付与して、共用している。
8	営繕課	保全情報システム (BIMMS)	入力・更新・参照権限のユーザーID が6あり、営繕課の各担当に1つのユーザーID を付与している。
9	営繕課	ファイルサーバー	ファイルサーバーへのアクセス権限が営繕課職員のみ付与されている。

(3) データのバックアップ体制の強化

意見 (V-3-(3))

山梨県の公有財産に関連する情報システムについて、データバックアップの状況を確認したところ、下記の点が検出された。改善を検討することが望まれる。(システムごとには、本文を参照。)

- ・ バックアップの頻度が十分でない。(日々、差分データのバックアップを。)
- ・ フルデータのバックアップがなされていない。(定期的にフルバックアップを。)
- ・ バックアップが確実に取られているか、確認していない。(確認を。)
- ・ バックアップデータを記録した媒体の保管方法に不安。(システム外の媒体による保管を。より安全性の高い方法を。)
- ・ バックアップデータの復元訓練の実績がない。(緊急時への万全の備えを。)

情報システムの運用においては、データのバックアップが行われるのが一般的である。データバックアップは、システムの障害及びシステムの被災が発生した場合に、システ

ムを速やかに復旧し、通常のシステムの運用に戻すために行われるものである。

「山梨県情報セキュリティ対策基準」の中でデータのバックアップについて次のように規定している。

「山梨県情報セキュリティ対策基準」より抜粋

第4章 技術的情報セキュリティ対策

第1節 情報システムの管理

第4項 バックアップ

情報システム管理者は、情報資産についてその重要度に応じて期間を設定し、定期的にバックアップ用の複製を採らなければならない。また、バックアップした複製は原本と物理的に離れた場所に保管することが望ましい。

山梨県の公有財産に関連する情報システムのデータのバックアップの状況は、表V3-3に示すとおりである。

表V3-3 データのバックアップの状況

番号	担当課	システム名	データバックアップ		
			バックアップデータ取得頻度	バックアップ媒体	バックアップデータ保管場所
1	管財課	公有財産管理システム	毎月第4木曜日バックアップ	LTOテープ	カギ付ロッカーに保存
2	道路管理課	橋梁管理データベースシステム	毎日フルバックアップ	外付けハードディスク	サーバー室内
3	道路管理課	橋梁管理カルテシステム	毎日フルバックアップ	外付けハードディスク	サーバー室内
4	道路管理課	道路台帳システム	毎日フルバックアップ	ハードディスク	フルバックアップデータは外部保管
5	道路管理課	トンネル台帳システム	毎日フルバックアップ	外付けハードディスク	サーバー室内
6	県土整備部総務課	工事台帳システム(公共システム内)	毎週、フルバックアップ 日々、差分バックアップ	LTOテープ ハードディスク	フルバックアップデータは、遠隔地(県外)に保管 差分バックアップデータは、ディスク上に保管
7	道路管理課	施設台帳システム	毎日フルバックアップ	外付けハードディスク	サーバー室内
8	営繕課	保全情報システム(BIMMS)	バックアップはしていない。	—	—
9	営繕課	ファイルサーバー	日々、差分バックアップ	ファイルサーバー	サーバー室内

※ 公有財産管理システム(管財課)について

月1回、バックアップデータをLTOテープに取得し、鍵付きのロッカーに保管している。システム障害のときにLTOテープからシステムの復旧に使用できる。但し、月に1回のバックアップであり、最長で1カ月分のデータが回

復できないことになる。日々の差分データのバックアップの取得が望まれる。また、サーバー室の崩壊による LTO テープの破壊や火災、漏水等による LTO テープの被災の場合、バックアップしたデータが使用できなくなる可能性がある。バックアップデータの LTO テープを耐破壊性、耐火性、耐水性を考慮した金庫又は外部倉庫に保管することが望まれる。

バックアップデータからシステムを復元する方法について、手順書を基に確認し、実際にシステムを復元する訓練を実施することが望まれる。

※ 橋梁管理データベースシステム、橋梁管理カルテシステム、トンネル台帳システム、施設台帳システム（道路管理課）について

毎日、フルバックアップデータをハードディスクに取得し、サーバー室内に保管している。サーバー室の崩壊、火災、漏水等によりバックアップデータが使用不可となる可能性がある。バックアップデータを格納した媒体を、耐破壊性、耐火性、耐水性を考慮した金庫又は外部倉庫に保管することが望まれる。

バックアップデータからシステムを復元する方法について、手順書を基に確認し、実際にシステムを復元する訓練を実施することが望まれる。

※ ファイルサーバー（営繕課）について

日々、差分バックアップをサーバー室内にあるファイルサーバーに保管している。保管先は施錠されたサーバーラックである。日々の差分データをバックアップしているが、フルバックアップを取得していない。システム障害等によりファイルサーバーにバックアップデータを戻す場合、過去に遡って、古い順に全ての差分データを順番に戻す必要がある。定期的にフルバックアップデータの取得が望まれる。また、サーバー室の崩壊、火災、漏水等によりバックアップデータが使用不可となる可能性がある。バックアップデータを、格納した媒体を耐破壊性、耐火性、耐水性を考慮した金庫又は外部倉庫に保管することが望まれる。

実際にシステムを復元する訓練をバックアップデータからシステムを復元する方法について、手順書を基に確認し、実施することが望まれる。

※ 保全情報システム（営繕課）について

本システムは、提供されたサービスを使用するために、保全情報等のデータはサービス提供者が取得していると想定される。契約内容、サービス内容を確認し、確実にバックアップデータが取得されていることを確認することが望まれる。また、必要に応じてバックアップデータを取得することが望まれる。

IV. おわりに

平成 25 年度の包括外部監査では、県の保有する財産（主に建物及びインフラ資産）を対象に監査を実施した。平成 25 年 12 月には、総務省が「平成 26 年度地方財政対策の概要」を公表し、『公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進』が示されている。ここでは、地方公共団体に対し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくことを要請している。地方公共団体にとっては、従来からの公共施設等の管理の方針・方法を大きく変更しなければならない場合もあると考えられる。

公共施設等の総合的・計画的管理のためには、第 2 章「Ⅱ 全般的・共通的課題と対応」に記載しているアセットマネジメントシステムの構築が適切と考えられ、山梨県に対してもこれを強く推奨したい。具体的な取組みにおいては、特定の部署におけるプロジェクトではなく、全庁的な総合的横断的プロジェクトとして実行されることが適切であることを重ねて強調しておく。

公共施設等の総合的・計画的管理のためには、保有する財産の実態の把握が必須である。そのため、公有財産台帳の正確かつ適時な更新、さらには一元的データベースの構築を期待したい。

また、公共施設等の管理、運用、活用に関し、民間の活用、民間への開放を推進することが県民も期待するところであろう。

いくつかの地方公共団体では、先進的な取組みが行われている。これらも参考にしながら、山梨県に適した対応を検討されたい。